

平成 2 8 年 1 2 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 8 年 1 2 月 6 日 開会

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成28年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（12月6日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
議会運営委員会委員の選任	8
行政報告	8
一般質問	17
佐々木恵寿君	17
紺野榮重君	39
松田孝司君	56
渡邊泰彦君	67
平本佳司君	83
延会について	97
延会の宣告	97

第 2 号（12月7日）

議事日程	99
出席議員	100
欠席議員	100
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	100
職務のため出席した者の職氏名	101
開議の宣告	102
議事日程の報告	102
一般質問	102
馬場 績君	102

請願・陳情の付託	1 2 7
議案第94号から同意第7号一括上程、説明	1 2 7
延会について	1 4 2
延会の宣告	1 4 2

第 3 号 (12月15日)

議事日程	1 4 5
出席議員	1 4 7
欠席議員	1 4 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 7
職務のため出席した者の職氏名	1 4 7
開議の宣告	1 4 9
議事日程の報告	1 4 9
議案第94号の質疑、討論、採決	1 4 9
議案第95号の質疑、討論、採決	1 4 9
議案第96号の質疑、討論、採決	1 5 0
議案第97号の質疑、討論、採決	1 5 0
議案第98号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第99号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第100号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第101号の質疑、討論、採決	1 5 5
議案第102号の質疑、討論、採決	1 7 6
議案第103号の質疑、討論、採決	1 7 6
議案第104号の質疑、討論、採決	1 7 6
議案第105号の質疑、討論、採決	1 7 7
議案第106号の質疑、討論、採決	1 7 7
議案第107号の質疑、討論、採決	1 7 8
議案第108号の質疑、討論、採決	1 7 8
同意第7号の質疑、採決	1 7 9
同意第8号の質疑、採決	1 8 0
請願・陳情審査報告	1 8 1
陳情第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 1
陳情第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 2
陳情第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 4
陳情第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 5
発委第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 6
発委第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 7
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 0
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 1

発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 9 2
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 9 4
発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 9 5
委員会の閉会中の継続審査又は調査について……………	1 9 6
町長あいさつ……………	1 9 6
閉会の宣告……………	1 9 7

浪江町告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成28年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年11月14日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成28年12月6日（火） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	9番	佐々木恵壽君
10番	山本幸一郎君	11番	泉田重章君
12番	佐藤文子君	13番	紺野重君
14番	三瓶宝次君	15番	馬場重績君

不応招議員（0名）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成28年浪江町議会12月定例会

議事日程(第1号)

平成28年12月6日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 追加日程第 1 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（14名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	9番	佐々木恵寿君
10番	山本幸一郎君	11番	泉田重章君
12番	佐藤文子君	13番	紺野榮重君
14番	三瓶宝次君	15番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼まちづくり整備課長	安倍靖君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業振興課長補佐	蒲原文崇君
ふるさと再生課長	三瓶徳久君	帰町準備室長	鈴木政己君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務所長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	清水中君	会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君
教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	清水佳宗	長	横山秀樹
-------	------	---	------

書

記

柴 野 早 苗

○議長（吉田数博君） おはようございます。

東日本大震災から5年9カ月が過ぎようとしております。12月定例会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろんのこと、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。着席ください。

「議会だより」に掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影いたしますのでご了承ください。

また、報道関係者から写真撮影の申し出がありますのでこれを許可したいと思いますので、ご了承ください。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、平成28年12月浪江町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、15番、馬場績君、1番、渡邊泰彦君、2番、佐々木勇治君を指名します。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から15日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの10日間といたします。

会期中の会議についてお諮りします。6日、7日及び15日を本会議とし、8日から14日までは委員会等のため休会といたしたいと思
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。ご了承く
ださい。

諸般の報告にありますが、若月芳則君から11月30日、議員辞職願
があり、同日付けでこれを許可いたしました。

これに伴い、産業・建設常任委員会委員長が不在となりました。
常任委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第
2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

産業・建設常任委員会は、これより2階小会議室A Bにおいて、
委員長を互選してください。

○議長（吉田数博君） ここで暫時休議をいたします。

（午前 9時02分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時11分）

○議長（吉田数博君） ただいま、産業・建設常任委員会において委員
長に平本佳司君が互選されましたので報告をいたします。

○議長（吉田数博君） ここで議会運営委員会開催のため暫時休議をい
たします。

（午前 9時11分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時19分）

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

若月芳則君の議員辞職に伴い、議会運営委員会委員に欠員が生じ
ました。お手元に配付のとおり、議会運営委員会委員の選任を日程

に追加し、追加日程第1として直ちに、これを行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として直ちにこれを行うことに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（吉田数博君） 追加日程第1、議会運営委員会委員の選任を行います。

○議長（吉田数博君） 資料配付のため、暫時休議をいたします。
(午前 9時19分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 9時20分)

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになりますが、これまでには、先例にならい、各常任委員会から委員長ほか1名を推薦していただき、これらを議会運営委員会委員として指名しています。今回は、産業・建設常任委員会委員長の辞任に伴う欠員でありますので、お手元に配付のとおり、新たに同委員長となられた平本佳司君を補欠の議会運営委員会委員として指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました平本佳司君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎行政報告

○議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） おはようございます。

議員各位におかれましては、師走のご多用の折にもかかわらず、

ご参集を賜り誠にありがとうございます。

平成28年浪江町議会12月定例会の開会にあたり、行政報告に先立ちまして、改めてこの震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、いまなお、県内外に避難を余儀なくされ、つらく厳しい生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

それでは、9月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告いたします。

始めに、浪江町合併60周年記念式典について、ご報告いたします。

10月9日に浪江町地域スポーツセンターの落成式を兼ねて、浪江町合併60周年記念式典を開催いたしました。

式典には約250名の来賓を迎え、合併50周年からの10年間における町政発展の功労者13名、震災当初から本町および町民に対し多大な貢献をされた自治体の代表者8名、個人2名に対して感謝状と記念品の贈呈を行いました。

多くの来賓を迎え、こうした催しを町内で開催できましたことは、非常に感慨深いものがあり、改めて先人が築いた豊かな故郷への思いを大切にしつつ、崩壊した「町の再生」を成し遂げる覚悟と決意を新たにした次第であります。

次に、浪江町功労者表彰式について、ご報告いたします。

文化の日の11月3日、第44回浪江町功労者表彰式を二本松市内にて開催いたしました。

特別功労表彰は3名の方々に、長年にわたり学校教育の進展に尽力された方や、浪江町議会議員として地方自治発展に尽力された方々であります。他にも10名の方々に功労表彰、9名の方々に善行表彰として賞状及び記念品を贈呈し、ご功績を讃えたところであります。

次に、賠償支援の取り組みについて、ご報告いたします。

今般示された「農林業に係る今後の損害賠償について(案)」は、避難指示区域の営農等の再開や、損害解消に資するには極めて不十分なことから、実態を踏まえた相当の長期賠償等を示すよう、11月18日に東京電力に対し要求書を提出したところであります。

また、75歳以上の単身等世帯の訪問支援事業につきましては、10月末現在で121名に延べ324回の訪問を実施し、支援を希望された方への訪問が概ね一巡いたしました。そのため、事業の対象者を拡大し、新たに意向調査を実施したところであります。

今後も順次、請求が困難な方の支援を進めてまいります。

次に、特例宿泊と準備宿泊について、ご報告いたします。

9月1日から26日の期間で実施した特例宿泊については、申込者が393人170世帯で、そのうち実際に宿泊した方は269人131世帯でありました。

また、帰還支援一時宿泊所として9月1日にオープンしたホテルなみえには、77の方が宿泊しました。

続きまして、11月1日から開始した準備宿泊についてですが、12月1日現在で、申込者が510人201世帯で、そのうち実際に宿泊した方は、356人148世帯でありました。

これまでに、町と国による戸別訪問、さらには9月24日には特例宿泊者との懇談会、11月24日には準備宿泊者との懇談会を実施し、自宅に住めることの喜びの声をいただいている一方、町内商業施設の日曜営業、防犯面の不安、イノシシ対策といった具体的な課題も多くいただきました。いただいた課題について、役場をはじめ関係機関と連携しながら早急に解決してまいります。

11月22日に発生した地震及び津波について、ご報告いたします。

午前5時59分に福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震により、浪江町においては震度5弱、午前6時2分には津波警報が発令となりました。

地震発生時は3.11を思い出してしまうような揺れに襲われ、地震に伴う津波被害、また、原子力発電所事故などを心配いたしました。

実際に、福島第二原子力発電所の使用済燃料プールの冷却が一時停止しましたが、幸いにもすぐに再起動が図られ、冷却が継続されました。東京電力に対しては、引き続きこうしたリスクに対する対策と迅速な対応を求めてまいります。

また、地震発生から約20分後には担当職員が本庁舎に到着し、以降、職員が順次参集し情報収集等の対応にあたりました。災害において初動は非常に重要であり、引き続き、訓練などを通して適切な初動対応がとれるよう図ってまいります。

なお、本地震による町内での被害については、現在まで確認されておりません。

次に、浪江町内の防犯体制について、ご報告いたします。

町民の皆様の財産を守るために、防犯カメラの設置やパトロール強化をしております。また、警察、消防、除染事業者、見守り隊、消防団、警備会社、行政区長会などを構成員とする浪江町防犯防火対策連絡協議会において、防犯対策について話し合いを行っており、10月には準備宿泊に対する情報共有を図るとともに、お互いの活動

報告をするなど有意義な会議となりました。引き続き回を重ね、町民の安心・安全のため更なる連携強化を図ってまいります。

なお、10月までの刑法認知件数は22件であり、昨年比では9件の増となっております。

次に、消防団活動について、ご報告いたします。

10月9日に、消防団秋季検閲式を震災後初めて浪江町内の地域スポーツセンターで実施しました。103名の消防団員が出動し、消防団活動に対する表彰及び閲団、分列行進を行いました。

震災後に初めてとなる町内での検閲式では、消防団員一人ひとりから自分たちの地域は自分たちで守るという、消防意識の高さを改めて感じたところでもあります。

団員各位においては、自らも被災し全国に分散避難しているなか、献身的に町内でパトロールを実施していただいているところでもあり、心より敬意を表するものでございます。

現在、帰町後の消防団体制や活動内容について検討を進めております。今後、地域を守る消防団はますます重要性を増すものと思っており、帰町する町民の皆様を安心して迎えられるよう、町としても消防団活動を支援してまいります。

次に、地域防災計画の改訂状況について、ご報告いたします。

帰町後の町民の皆様への安全・安心のため、昨年度より地域防災計画の改訂作業に着手してまいりました。素案として取りまとめた計画に対し、11月からパブリックコメントや関係機関等に照会をかけており、いただいたご意見を参考に計画をより良いものにしてまいります。

また、10月17日には改訂している計画及びマニュアルを基に防災訓練を実施しており、訓練により洗い出された課題や問題点などを踏まえ、計画をより実効性のあるものにしてまいります。

次に、住民意向調査について、ご報告いたします。

9月に、復興庁、福島県及び浪江町の三者共同で実施し、11月25日に結果速報が発表されました。9087世帯に郵送し、回答は4867世帯、回収率は53.6%となっております。

町への帰還意向については、「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」17.5%、「判断がつかない」28.2%、「戻らないと決めている」52.6%でした。「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」は、ほぼ変動がありませんでしたが、残念ながら「戻らないと決めている」は、4.6%増えております。

次に、浪江町復興ビジョン検討会議について、ご報告いたします。

この会議は、イノベーション・コースト構想を足掛かりとして、

当町のさらなる復興のため、国・県・民間等の知見を結集し、町の発展的な将来像を検討するものであります。

10月6日に、高木経済産業副大臣をはじめ、各分野の関係者にご出席いただき、第1回を開催、その後ワーキンググループを4回開催しております。今後はビジョンを策定し、復興計画【第二次】に反映してまいります。

次に、復興計画【第二次】策定委員会について、ご報告いたします。

これまで、策定委員会を4回開催し、中間とりまとめまで進捗しております。今後、12月下旬にパブリックコメントを実施、2月に委員会から計画案が提出される予定となっております。

次に、UR都市機構との覚書の締結について、ご報告いたします。

11月29日に、町はURと「浪江町の復興まちづくりの推進に向けた覚書」を締結いたしました。URは、これまでに阪神・淡路大震災、中越・中越沖地震、東日本大震災等で多くの自治体の復興まちづくり支援を行っており、そのなかで培ってきた技術力や経験を当町のまちづくりに生かしていきたいと考えております。

次に、帰還困難区域の取扱いに関する考え方について、ご報告いたします。

8月31日に、国から「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」が示されました。これについて9月12日に議会、10月26日に区長会に説明がなされたところであります。また、11月17日には帰還困難区域に住所がある役場職員同士による意見交換も行いました。

この取扱いは、大きな方針を定めたものでありますので、今後、細部を国と協議しながら、並行して地区のご意見も伺いながら、帰還困難区域の拠点づくりをするため、円滑な計画策定に努めてまいります。

次に町内仮設商業施設整備について、ご報告いたします。

町内の生活環境整備のため、整備を進めておりました仮設商業施設「まち・なみ・まるしえ」について、10月27日にオープン記念式典を挙行し、飲食業4店舗・小売業4店舗・サービス業2店舗の計10店舗が開店いたしました。

翌10月28日から30日にかけてオープン記念イベントを開催し、浪江町出身の歌手水原ゆきさん及び浪江踊り隊によるステージ、復興シンポジウムの開催、その他抽選会や復興拠点を巡るツアーなどを企画し、延べ1500名の方々にご来場いただきました。

今後も町民の皆様にも親しまれる施設となるよう、協議会との協働で運営を進めてまいります。

次に、浪江町内での事業活動状況・支援について、ご報告いたします。

11月末現在の町内での事業者の活動状況については、再開・新規あわせて、37事業者41事業所となっております。

町としては町内で事業を再開した事業所に対し電気料金を補助するなど、引き続き町内事業再開への支援を実施してまいります。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについて、ご報告いたします。

雇用の場創出のため、大平山の南産業団地と北幾世橋地区の北産業団地の整備に伴う基本設計業務を進めております。

さらに、早期に進出を希望される企業へ提供する用地として、浪江日本ブレーキ株式会社跡地を取得しており、現在、既存施設の解体設計や敷地の整備設計を進めております。

今後も進出希望の企業が早期に操業できるよう環境整備を図ってまいります。

次に、観光、産品振興について、ご報告いたします。

11月3日に岡山県赤磐市の「あかいわ祭り」、11月19・20日には千葉県成田市の「成田市産業まつり」、12月2・3・4日には東京都庁の「全国PRコーナー」に、「大堀相馬焼」や「なみえ焼そば」などの町内出展者とともに参加し、被災地域の現状を伝えるとともに、浪江のふるさと産品の販売およびPRを実施いたしました。

また、11月19・20日には、二本松市内において「復興浪江町十日市祭」が開催され、多くの町民の方々の再開の場となりました。

引き続き、風評被害の払拭やふるさと産品の振興を通しての町の情報発信について、積極的に取り組んでまいります。

次に、農地保全の取り組みについて、ご報告いたします。

除染後の農地を地域で保全していくための復興組合については、11月末までに累計で18行政区12組合が設立されております。

さらには、水路の泥上げや農道の管理など農業・農村の有する多面的機能の維持を図る共同活動のための、多面的機能支払組合も5団体7行政区において設立されているところであります。

今後も復興組合や多面的支払組合の設立・運営を支援してまいります。

次に、浪江産の水稲実証栽培について、ご報告いたします。

昨年同様、酒田地区において販売を目的として栽培されていた米について、去る10月10日に県内外の大学生など約50名が参加し稲刈りを実施いたしました。

その後、実施した玄米の放射性物質検査において、基準値以内と

の結果であったため「NPO法人ワーカーズコープ」の協力のもと、昨年に引き続き浪江産米の販売をしております。

2年連続での販売実現は、ご協力をいただいた関係各位のご努力の賜物と敬意を表しますとともに、今後の営農再開に向け弾みがつくものと大きな期待をしております。

次に、水産業の復旧・復興についての取り組みについて、ご報告いたします。

現在、漁港のがれき処理が完了し、年明け早々には30隻ほどの漁船が帰港できるまでに復旧しております。

また、請戸漁港の水産業共同利用施設整備については、現在「衛生管理型」の施設整備に向け荷捌き場や取水施設などの共同施設利用の実施設設計を行っており、施設の利用体制や方法などを定める管理運営体制についても漁業関係者と検討しており、同時に水揚げされた魚介類を取り扱う水産加工業の再開に向け、水産業の加工団地整備計画の作成にも着手するなど、町の基幹産業の一つであった水産業の復興に着実に取り組んでまいります。

次に、交流・情報発信拠点施設整備事業について、ご報告いたします。

施設整備に係る基本計画に基づき、造成・建築基本設計並びに地質調査を行っているところであります。併せて、国が整備する「道の駅」との合築を計画しており、駐車場等の整備エリアについて協議をしているところであります。

次に、町内の公営住宅整備について、ご報告いたします。

現在、町内への帰還にあたり住宅に困窮されている方等を対象とし、幾世橋地区の浪江東中学校周辺に、木造平屋建て85戸、5階建て集合住宅 2棟80戸の整備を進めております。

いずれも、平成29年度中に完成予定であり、11月より入居者の募集を開始しております。

次に、津波被災地の復興事業について、ご報告いたします。

津波被災地の防災集団移転促進事業による宅地等の買い取りにつきましては、契約手続き中を含め約530件、面積にして約87%の契約状況となっております。

また、移転先住宅団地の整備でございますが、幾世橋地区23戸については工事施工中、請戸地区42戸については埋蔵文化財調査並びに工事設計を行っているところであります。

次に、町民の健康管理について、ご報告いたします。

避難生活の長期化に伴い、運動量の減少、食習慣の変化、精神的ストレス、睡眠障害等により、生活習慣病が増加しております。

引き続き、適度な運動、規則正しい食生活などの健康指導や啓発活動により、町民の健康維持及び増進に努めてまいります。

また、8月26日より南相馬市を皮切りに、県内9地区において11月17日までの21日間にわたり総合健診を実施し、3535の方が受診されました。

なお、受診者を対象に10月14日から12月26日までの24日間にわたり、健診結果の返却会を実施しており、

「健診結果の説明」及び「保健指導」を行っているところであり、11月末現在で、373人の方にご参加いただいております。

次に、小型・軽量積算線量計（Dシャトル）の運用状況について、ご報告いたします。

11月1日から準備宿泊者へDシャトルの貸出しを行っており、11月末現在で、121世帯に232台を貸出してあります。

また、11月中旬より準備宿泊者以外の町民の方へDシャトルの貸出しを開始したところであり、一人でも多くの方に利用いただけるよう、広報、ホームページ等で情報を発信しているところであります。

次に、浪江町敬老祝金と100歳賀寿表彰について、ご報告いたします。

80歳から84歳の方、940名、85歳から89歳の方、702名、90歳以上の方、394名、合計2036名の方に対しまして、敬老祝い金を支給いたしました。

また、満100歳を迎えられました2名の方に対しまして、賞状とお祝い金を支給しております。

次に、災害関連死について、ご報告いたします。

災害関連死につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところであります。11月25日現在、申出受理件数が484件、うち審査済件数が462件、うち認定済件数が399件であります。

次に、町民交流事業について、ご報告いたします。

10月以降、町主催の交流会を、10月16日の茨城県ひたちなか市を始めとし、これまで開催していなかった都市等も含めて、全国5カ所で開催してまいりました。

また、みんなの連絡帳については、個人で1420件、法人で130件の掲載申込みがあり、本年度末に全世帯に配布を予定しております。

次に、応急仮設住宅及び町外の復興公営住宅について、ご報告いたします。

11月末現在の仮設住宅の入居状況は、建設戸数2763戸に対して入

居戸数が1380戸、入居者数は2476人、入居率は49.9%となっております。

次に、町外の復興公営住宅の第5期分の再募集が、11月24日、並びに定期募集が12月1日から開始され、浪江町民対象の募集戸数は、合わせて421戸となっております。

また、入居状況につきましては、11月末日現在、1563世帯の入居が決定し、そのうち866世帯で入居が開始されております。

なお、今後の募集につきましても、広報、ホームページ等を利用して随時周知を図ってまいります。

次に、教育行政について、ご報告いたします。

学校教育関連では、10月22日に避難先で6回目となる浪江中学校文化祭が開催されました。今年は「未来への挑戦状～私たちの夢へ～」をテーマとし、在校生17名が力を合わせて企画・準備した内容は、生徒たちの今と未来を物語る素晴らしいものとなりました。

また、時事通信社主催の、創造性に富んだ特色ある教育で顕著な成果を上げた学校を讃える「教育奨励賞努力賞」を浪江小学校、津島小学校が受賞しました。平成24年度から始まった「ふるさとなみえ科」を中心に、郷土への理解を深めるとともに、地元住民との交流にも結び付いている幅の広い教育活動が評価されたものであります。

生涯学習関連では、第10回市町村対抗軟式野球大会が開催され、9月11日に小野町と対戦しましたが0対1で惜敗しました。10月6日には二本松市、城山総合グラウンドで町長杯グラウンドゴルフ大会、10月8日には二本松市、日山パークゴルフ場で町長杯秋季パークゴルフ大会、10月15日には二本松市、郭内ゲートボール場で町長杯ゲートボール大会、10月29日には本宮市、白沢体育館で町長杯家庭婦人バレーボール大会がそれぞれ開催され、県内外の避難先から集まった多くの町民が、スポーツを通して親交を深め合っていました。11月20日には第28回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催され、沿道では多くの町民の方が声援を送る中、総合27位、町の部9位入賞という素晴らしい成績をおさめました。

さらに、子育て支援関連では、昨年度より再開し通算で6回目となる「こどもの笑顔フォトコンテスト」受賞作品の表彰式を10月6日に開催しました。表彰式には受賞者の家族など10組が出席され、明るい笑顔がいっぱいの雰囲気の下、賞状と記念品を贈呈しました。

最後に、町内の教育環境整備についてですが、帰還後の学校教育のあり方について、検討するための「浪江町町立小・中学校に係る検討委員会」を設置し、10月28日には、第1回検討委員会が開催さ

れ、有識者、地域関係者、及び、児童・生徒の保護者を始めとした15名の委員により検討が進められております。現在までに、2回の委員会が実施され、今年度末を目処に、学校再開の時期などの検討を重ね、教育委員会に答申する予定としております。

また、町内の教育施設整備の面においては、12月2日に、町内の学校教育の拠点として整備を予定している浪江東中学校の改修工事、及び、同敷地内に整備する、浪江認定こども園の新築工事の安全祈願祭がとり行われました。東中学校改修は、来年11月末、認定こども園は、7月末に工事完了を予定しております。

今後も浪江町の将来を担う子供達の為に、町の教育環境の整備に向けた取り組みを鋭意進めてまいります。

以上、9月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の一部改正案件が4件、条例の廃止案件が1件、調停の申立て案件が1件、物品購入契約の締結案件が1件、平成28年度の補正予算案件が8件、教育委員会委員の任命について同意を求める案件が1件であります。

詳細については、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。一括方式については、慣例により質問が30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2名以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時は、その件に関して撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いします。

なお、一般質問は通告順に許可をいたします。質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

◇佐々木 恵 寿 君

○議長（吉田数博君） 9番、佐々木恵寿君の質問を許可いたします。
9番、佐々木君。

[9 番 佐々木恵寿君登壇]

○ 9 番 (佐々木恵寿君) おはようございます。9番、佐々木恵寿でございます。一括質問により一般質問を行いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

昨日、報道がありました日米のトップが、今般ハワイ真珠湾において犠牲者の霊を慰め、戦争とは何か、平和とは何かという観点で政治的に大きな前進をみる報道がございました。今年はその前に広島において、米国の大統領が広島の大統領による原爆投下による犠牲者に対しての霊を慰められました。ある意味、私たちも被ばくという状況下において戦争や核の脅威に類似する点が多々あります。町長も毎年8月に広島にお出かけになり、戦争や平和、そして被ばくの実態をつぶさに体験され、浪江町の町政に生かされていることと思います。実は私も今年、十数年ぶりに広島に行ってみてまいりました。6回目の平和記念公園だったわけでありましてけれども、あれから長年の月日が経って原爆資料館も6度目の見学でありましたけれども、だいぶ古くなったなというような印象を持ちました。平和記念公園、私たちの地域に造る復興記念公園はどうあるべきか、あるいは大震災のこの状況をいかに後世に伝えていくかという観点で様々な思いを馳せたものでありました。

質問に入ります。まず最初にふるさとの帰還に向けた準備のための宿泊、いわゆる準備宿泊の実施と課題について質問いたします。

先月22日、緊急地震速報と強い揺れが早朝の静けさを破り、津波への警戒を呼びかけるサイレンで東日本大震災の記憶を蘇えさせられました。福島県沖の地震に伴う津波が東北地方の太平洋沿岸を襲い、沿岸自治体が相次いで避難指示や勧告を発令、避難所に駆けつけた住民らは不安と恐怖に包まれました。当町では準備宿泊により、宿泊していた町民がおられました。3.11のあの日を思い起こさせるような状況であったかと思えます。

さて、東電原発事故災害による超長期の避難生活も早いもので、5年9カ月になろうとしているところであります。当町は避難指示解除後の帰町に向けて準備を進めるため希望する住民が元の家で長期間泊まれるよう、政府が許可する制度である準備宿泊が始まったわけでありまして。原発事故に伴う避難指示解除準備、居住制限両区域で11月1日から避難指示解除まで継続することとしております。これは、避難中の当町にとり、大きな節目であり、今後の避難指示解除に向けて試金石となるものであるとも思えます。しかしながら、冒頭申し上げました11月22日の地震に象徴されるように、いざという時、どう対応していくのか町内の生活機能の回復状況が脆弱であ

り、多くの町民は今後の生活再建への道筋も見通せない状況下にあるのが現状であります。

本日現在の準備宿泊登録状況を始め、現況を把握し、町として町民の生活再開にあたり、何が欠けていて、それらをどう克服していく考えなのか、所見を伺いたいと思います。

また、準備宿泊は準備宿泊者にとって現実的に予測すると、避難指示解除後の状況とさほど変わらないと思います。通常の生活の状況でありますから、従って、そこに住民が暮らすことを考えれば防犯・防火対策やイノシシ、サル等の動物対策等、行政が行うべき施策は通常の態勢が求められます。どのような懸念を持ち、どう対策を講じていくのか伺いたいと思います。

また、準備宿泊中の体制として、国の受付コールセンターからの宿泊状況の電話確認、職員による戸別訪問や見守り相談などの体制整備はどう行っているのか。また買い物の不便さ、飲料水や近隣住民がいないことなどへの不安があるので、これらの課題に向けてどう取り組んでいくのか伺いたいと思います。

次に、避難指示の解除に向けての取り組みについて質問いたします。

避難指示の解除については、解除三要件である電気、飲用水、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや、医療・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧し、また、子供の生活環境を中心とする除染が十分に進捗した段階で住民の皆様あるいは町議会、国、県との十分な協議を踏まえていくとしておりますが、今現在、何が足りて、何が不足しているのか。また、これらの課題について今後どう取り組んでいくのか伺いたいと思います。

また、馬場町長は原子力損害対策協議会などの会議で「目標ありきの避難指示解除や賠償打ち切りだけは絶対にあってはならない」と発言されておりますが、目標ありきではない避難指示解除と言えることは、どのようなことであるのか伺いたいと思います。

また、避難指示の解除はゴールではなく、当該地域の真の復興に向けた、まさに大事なスタートであります。復旧・復興に悩みながら懸命に取り組んでいる町長を始め、町役場職員の皆さんは様々な課題解決を前に進めて、避難地域の復興実現に向けてしっかりと取り組む必要があります。避難指示解除を行う意義やその意味合い、そして復興に向けての決意を伺いたいと思います。

また、避難指示解除は、帰還環境が十分に整うことを前提とすることは当然のことです。今後、住民懇談会などの開催を行う必要があると思いますが、解除判断スケジュールをどう進めてい

くのか伺いたいと思います。

また、解除に反対する声としまして、「解除せずに帰還したい人に対しては、準備宿泊期間を延長することで対応し、その間にさらに帰還できる条件を整備すべきだ」とする趣旨の発言がありますが、これらのことをどう考えるか伺いたいと思います。

また、ICRP勧告に基づく避難指示の早期解除に強く反対する考え方として、高線量であること、廃炉への不信感、精神的苦痛や営業損害への賠償の終期が具体化すること、借上げ住宅などの無償支援などの全ての支援策について期限を切って終期を迎えることへの懸念があります。これらに対して丁寧な説明を求められると思いますがどう対応していくか伺いたいと思います。

次に、除染と放射線量不安対策について質問いたします。

政府は宅地周りの除染が一巡し、線量低減を確認したと説明していますが、町民の不安は払拭されているわけではありません。例えば、除染対象外の帰還困難区域に接する、いわゆる「キワ」の地域をどうしていくのか。手つかずの森林も含め町民が訴え続ける除染範囲拡大といった要望に対応していく必要があると思いますが、どう考えているか所見を伺いたいと思います。

また、追加被ばく線量1 mSv/年間が達成するよう追加除染を行うべきであると思います。ガンマカメラによる検証・線量測定によりフォローアップ除染や追加除染を実施していくとしておりますが、目標を達成できない状況はいつだれがどのように判断していくのかお伺いしたいと思います。

また、国が避難指示解除の基準にしている20mSvは、国際放射線防護委員会の2007年勧告で緊急被ばく状況の下限とされている数値であり、これを根底としております。除染実施における暫定目標として「除染に関する緊急実施基本方針」、これは平成23年8月26日に原子力災害対策本部で発表したものでありますが、国際放射線防護委員会の2007年基本勧告及び原子力安全委員会の基本的考え方を踏まえ、緊急被ばく状況にある地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すこととしております。現在、被ばく状況にある地域においては、追加被ばく線量が年間1 mSvになることが目標とされておりますけれども、これは年間20mSv以下、1時間当たり3.8μSvであれば、放射線被ばくの被害はない、住民生活に問題はないとするものなのかどうか、よく分からないのが正直なところであります。

また、依然として、この考えに異論を唱える声も強いものがあります。ICRPは、緊急時被ばく状況とは原子力事故または放射線緊急事態の状況下において、望ましくない影響を回避もしくは低減

するために緊急活動を必要とする状況のことを言っております。しかしながら緊急被ばく状況は、過酷事故が発生し、大量の放射線が環境に放出され続けている状況を書いて、しかも、「平常時ではない」、「当たり前の生活などは続けられない」という数値であるという声が根強い状況にあります。ICRPも20mSv以下であれば健康被害が出ないと結論付けているものではないということに対して、どう捉えているのかお伺いしたいと思います。

除染や放射線リスクに関する町民とのコミュニケーションの徹底が重点課題になっていると思いますけれども、町民の個々の不安の解消を図るためにはどのような課題があり、どう対処していくのか伺いたいと思います。

次に、町民生活の復興と生活支援について質問いたします。

町民の方々は、準備宿泊により戻る方、諸事情があつてすぐには戻れない方、あるいは戻らない方、迷い悩む方などそれぞれ大変つらい思いをされている状況下にあります。町民の皆様にしっかり寄り添いながら、生活再建に必要な具体的な支援をどう行っていくのか伺いたいと思います。

また、税の減免措置並びに医療費・高速道路の無料化等の支援措置の継続を求める要望は大変大きなものがあります。解除後の、固定資産税などの税減免がどうなるのか、介護サービスの利用者負担の減免措置、医療費無料化や高速道路無料化などこれらの措置はどうなるのか伺いたいと思います。

また、戻る、戻らない町内外の両方の生活と住宅について町民に大きな不安があります。長期間放置した住宅環境の劣化は著しく、汚損した住宅の修繕等も始まりましたが、資材調達、建築業者手配等もあり完了までに長期間を要する状況下にあります。土地や家を買う、建てる。リフォームやクリーニングを行うなど、様々な町民の意向がありますけれども、具体的にどう把握しどう対応していくのか。

また、税の減免や補助金などについて町民が等しく支援を受けられるよう、十分な調査・支援を早急に周知し、それぞれの町民意向に寄り添って具体的にどのような支援を行っていくのか伺いたいと思います。

また、第二次復興計画素案に「帰町者（新しい町づくりのパイオニア）に対し、特に帰町初期における支援を最大限に行う」とあります。また福島復興加速化指針では、早期帰還者には一律で90万円の賠償金を上乗せするとしております。

町に最初に帰る方々は、生活環境が悪い中で生活をスタートさせ

ることから、主体的な支援が当然必要であると思います。例えば、早期帰還・生活再建支援交付金を活用した、生活再建を支援する地域振興券を配るなどの対策が考えられますが、今後想定している具体的取り組みについて伺いたいと思います。

次に、営農再開と農業再生に向けての取り組みについて質問いたします。

農林地等の除染、農業用施設の復旧などの生産基盤の復旧、地域農業を先導するリーダーの育成、農林漁業者の生産意欲向上の働きかけなど、担い手への支援、除染後の農地の保全管理、作付け実証など生産再開に向けた支援など農業再生に向けた取り組みが求められております。これら必要なことについてどう展開していくのか伺いたいと思います。

また、浪江町における営農組合及び営農再生支援事業の概要及び今後の方策等について、どう取り組んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。例えば、農地管理・保全活動は、3年間のみであり、補助金が無ければ、実施できなくなる可能性が大きいものもあります。中長期展望に立ち、今後の農業再生に向けてどう取り組んでいくのか伺いたいと思います。

また、被災農業者の営農再開を促進する農業者支援事業がスタートすることになりました。この支援事業の創設により、営農再開の気運が進んでいくのではないかと思います。課題として、申請書類の作成が農業者個人の負担とならないよう、申請事務の簡素化を求める声が強いものがあります。農業者にとって実のある支援策となるためにどう取り組んでいくのか伺いたいと思います。

また、農業インフラの復旧が手付かずになったままであります。農業用水路は営農再開を果たすためには必要不可欠であり、さらには防火用水としても有効であるため早急な復旧・整備についての対策が必要と考えるものであります。そのほか、カントリーエレベーターや農業倉庫、放射性物質検査対応施設などの農業生産施設の早急な設置が求められますが建設地も含めその取り組みについて伺いたいと思います。

また、福島県では水稲超省力・大規模生産・畑作物大規模生産・環境制御型施設園芸構築・フラワーコースト創造・阿武隈高地畜産業クラスターなど農林水産分野イノベーション・プロジェクトを計画しております。当町においてこのプロジェクトにどう参画し、新たな農業形態で農業再生に取り組んで行く考えなのか所見を伺いたいと思います。

また、大柿ダムや水利事業の復旧・再生は、当町の農業再生にと

り、必要不可欠なことは周知の事実であります。しかしながらダム湖に静かに沈むセシウムは営農活動のみならず町民生活に大きな不安を残すものであります。この現況をいかに捉えて、モニタリングをしっかりと行い安心して農業再生と町民生活の安心に繋げる必要があると思いますがどう考えているのか伺いたいと思います。

また、鳥獣害対策が最大の課題の一つとなっております。特にイノシシ対策であります。イノシシ対策は、帰町を目指す町民にのしかかった大きな課題であります。住む人が増えれば自然に来なくなるのではという楽観的な見方もありますが、捕獲するだけではなく、イノシシの侵入の緩衝帯としての牛の放牧を検討することやイノシシの嫌う植物を栽培するなどもっと研究すべきことがあると思います。これまでの対策では限界であるのは周知の事実ではありますが、新たな対策についてどう考えているのか伺いたいと思います。

次に、中心市街地の再生計画について質問いたします。

まず、権現堂地区は、いわば浪江町の顔であるということは古くから言われているであります。その町の顔をどう再生するかが求められ、復興へ向けての一つの鍵になると思います。歴史や伝統を尊重しつつ未来へ向けた再生計画を打ち立てなければなりません。町民の様々なご意見がある中で、町はどう計画づくりを進めて行く考えなのか所見を伺いたいと思います。

また、中心市街地の空き家解体申請の全体像が分かりませんので、近い将来の町の姿をどう描いたらよいか不透明であります。中心市街地に限りませんが、空き地、空き家や残った建物の除去等をどう対処していく考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

空き地空き家バンクはマッチングを紹介する業務であるため、到底根本的な問題は解決には至らないと予測します。このような解決出来ない事情に対してどう対応していくのか伺いたいと思います。

また、再生計画を進める中で、土地区画整理事業を導入するとしておりますが、町は具体的にどこをどのような形で事業着手していきたいのか、中心市街地の再生計画づくりの根幹をどのような形にしたいのかが不透明でありますので伺いたいと思います。

また、第二次復興計画素案で重点項目として「コンパクトシティの整備」を取り上げておりますが、このコンパクトシティの概念についてお伺いします。そもそも町が言葉として使用している「コンパクトシティ」と、本来の意味の「コンパクトシティ」ではだいぶ違いがあるのではないかと感じるものであります。本来コンパクトシティとは地方都市の高齢化や人口減少、中心市街地のドーナツ化現象の課題解決に有効として推進されている都市計画だと思ってお

ります。地方都市では郊外にショッピングセンターなどが生まれ、車の利用が前提だったりしますが、高齢になって車の運転は避けたいけれど人口減少で公共交通機関も減っているのが困っている状況下であります。こういった問題を解決するために、住む場所と行政や商業施設を市街地に集約しようとするのがコンパクトシティの概念であると思います。地方都市がより暮らしやすい町になる施策として国交省でも推進しているものであります。

人口2万人の浪江町は文字通り古くからもともとコンパクトなのであります。人口が50万や100万の地方都市の都市政策としてのコンパクトシティであると思いますので、何か勘違いをしているようなので違和感を覚えるものであります。このことについてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

次に、まちづくり会社の必要性について質問いたします。

町や商工会等が出資している株式会社東遊記についての設立過程やその目的と現状についてお聞かせいただきたいと思います。その設立目的が履行されているのか、被災後の町づくりのためどう活動すべきかなど、法人としてのあり方について伺いたいと思います。

既存のまちづくり整備会社の活動が見込める状況でなければ、新たなまちづくり会社が必要であると思います。町の復興に向けて、町が出来ない分野での活動展開するためのまちづくり会社の必要性や期待出来る具体的な運用について所見を伺いたいと思います。

次に、イノベーション・コースト構想の推進について質問いたします。

町は福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想でロボットテストフィールドの無人航空機離着陸試験用滑走路の立地を導入するといたしました。しかしそれだけでは、展望が開けず関連企業の誘致など地域振興と復興にどう結びつけるかが課題だと思えます。特に関連産業との関係を深めることや企業誘致にとどまらず技術移転戦略のために、どう取り組んでいくのか所見を伺いたいと思います。

また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公募した「水素社会構築技術開発事業／水素エネルギーシステム技術開発」に提案し、委託事業の採択を受けた東芝、東北電力、岩谷産業の3社は共同でこの事業を行うこととする報道がありました。そして、福島県内を実証エリアとして、世界最大規模の水素製造装置を備えた貯蔵・輸送・利活用までを含む水素エネルギーシステムの構成及び仕様を検討するとともに、事業可能性を調査し、2017年9月までに結果をまとめる予定としておりますが、この

実証エリアとは福島県のどこなのか伺いたいと思います。

町と国は本年10月に町復興ビジョン検討会議を設置しました。ロボットや水素エネルギー産業ビジョン検討会議でロボットや水素エネルギー産業を軸としたまちづくりに向けた議論が進められていると思います。政府の福島県を水素エネルギーの一大供給拠点とする福島新エネ社会構想の策定を受け、水素社会のモデルを浪江町内で取り組んでいくために強力に推進していくべきであると思います。

これは「水素とロボット」、そしてCLT、蓄電池関連産業に関連する壮大な構想は浪江町の復興に資することとなると確信するものであります。この復興ビジョンは第二次復興計画に反映させ、スピード感をもって進めていくものと思いますが、当該土地の仮登記の問題や高速道路へのアクセス道などの課題も大きいものがあります。本事業の現況と課題、そして将来構想についてどう進めていくのか所見を伺いたいと思います。

以上質問といたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 私からは大きな2番の避難指示解除に向けての取り組みについてのご質問が6点ほどございましたが、5点についてお答えをいたしまして、なお、6点目については担当課長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、一つ目の避難指示解除については、今現在、何が足りて、何が不足なのか。またこれらの課題について今後どう取り組んでいくのか伺いたいというご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、解除三要件のうち、まずは、除染の十分な進捗が最も大きな課題と考えております。その他、インフラ・生活関連サービスについては、避難指示解除に関する有識者検証委員会から提言を受けまして、平成29年3月に避難指示を解除するために最低限必要な取り組みである「16の課題」を最優先に取り組みを進めているところであります。これらの取り組みについては、国、県、町がそれぞれの立場から取り組みを加速させておりますが、これら課題の進捗状況を、町民の視点からも確認する必要があると考えておりますので、12月5日から町民及び有識者からなる検証委員会のフォローアップ会合を開催して、現在、進捗の確認作業を始めたところであります。

それから2点目、原子力損害対策協議会などの会議で「目標ありきの避難指示解除や賠償打ち切りだけは絶対にあってはならない」という、私の発言がどのようなことであるかを伺いたいというご質問にお答えをいたします。

平成29年3月を避難指示解除想定時期として、町内の環境整備を進めているところであり、それらの環境整備にあたっては、当然、目標を持って迅速に進める必要があると考えています。ただ、国が避難指示を解除するにあたっては、目標ありきではなく、解除できる環境にあるかどうかの視点から十分な確認を行う必要があります。町、議会及び町民に対して、十分な協議をしながら丁寧な説明を尽くす必要があると考えております。

次に、3点目の避難区域解除を行う意義、その意味合い、そして復興に向けての決意を伺いたいというご質問にお答えをいたします。

そもそも避難指示の意味については、災害が発生した場合、町民の生命・身体を保護するために、緊急的・一時的に当該地域から避難を強いる強制的な措置でありまして、災害がおさまってくれば、避難指示を解除し、災害等により被害を受けた環境を迅速に復旧させることが必要となります。ご指摘のとおり、まさにそこから本格的な復旧がスタートするということとなります。また、避難指示解除の意義については、有識者検証委員会でも、避難が長期化する中で、「一日も早く帰りたいと思う町民の方にとって、これ以上引き伸ばすことは、さらに心労と苦痛を与えることとなってしまいます。また、町民が居住し始め、それぞれの営みを再開することが、町全体の環境回復を実現するための最善の方法と考える。」と意見をいただいているところであります。震災前の街並みや生活環境を完全に取り戻すためには、残念ながら一定の時間を要するのも事実であり、解除して最初に帰還する住民の方には、負担をおかけすることもあるかと思っておりますけれども、新しいまちづくりの先駆者、パイオニアとして、町の一日も早い環境回復にご協力いただきたいと考えております。町は、帰られた方の居住環境・生活環境を一日も早く改善するため、全力で取り組んでまいります。

さらに4点目であります。避難指示解除は帰還環境が十分に整うことを前提とすることは当然のことである。今後、住民懇談会の開催を行うなど解除判断スケジュールをどう進めていくのかお伺いしたいというご質問にお答えをいたします。

国はこれまで、「年明けまでに、避難指示解除時期を明示できるよう取り組みを加速していく。」また、「環境は整いつつあると考えている中、年明けには、住民や議会の方々と解除について議論してまいりたい。」と発言しております。それらの協議を踏まえて国において解除判断がなされるものと考えております。

また、議会に対しては、住民懇談会の実施について、今議会中に

国から説明があると聞いております。町としては、前段で申し上げた検証委員会のフォローアップ会合を開催して、課題の進捗状況を確認していくとともに、特例宿泊あるいは準備宿泊を通して宿泊者からいただいた課題を整理して、また、今後予定される住民懇談会や町民との各種会合・交流会などで出される意見など各界各層のご意見も伺いながら、解除時期を総合的に判断していきたいと考えております。

5点目です。解除に反対する声として、「解除せずに帰還したい人に対しては、準備宿泊期間を延長することで対応し、その間にさらに帰還できる条件を整備すべきだ」とする趣旨の発言があるが、どう考えるかというご質問にお答えします。

避難指示が継続された状態では、リフォームや自宅再建、介護施設や郵便局など幅広い事業所の再開等に影響があるという意見をいただいているところであります。また新規の産業や企業の誘致活動を進めている中で、避難指示が足かせになっている事実もございます。これら、帰町に向けて町民の皆様が不安を抱えている課題については、解除しないと解決が難しいという現実もございます。また、原則、町民以外の方は、宿泊できない状況であり、人との新たな交流も生まれてこないという状況は、新しいまちづくりを進める上で、かなり困難な状態であると考えております。このような中、意を固めて帰町された方や新しく浪江町にお住まいになる方には、一日も早く生活しやすい環境を提供する必要があり、それら日常生活環境確保のため事業者等が活動しやすい状況を作りながら、安全・安心で活力あるまちづくりを進めて行きたいと考えております。

私からは以上であります。その他の件については所管の担当課長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、大きい1番のふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊（準備宿泊）の実施と課題についての①でございますが、本日現在の、準備宿泊登録状況を始め、現況を把握し、町として町民の生活再開にあたり、何が欠けていて、それらをどう克服していく考えなのか所見を伺いたいというご質問にお答えします。

行政報告で申し上げたとおりでございますが、12月1日現在の準備宿泊申込者となっておりますが、201世帯、510名で、このうち、一時宿泊施設ホテルなみえの申込者は87名となっております。また、申込者のうち、実際、役場で準備宿泊の受付をされた方が、148世帯、356名となっております。準備宿泊者に対しては、事前に申込

みをいただき、その名簿を警察署や消防署と共有し、宿泊者の安全確保に努めているところです。また、国と町で宿泊者との意見交換会や戸別訪問を行いながら、個別的な課題の把握に努めているところでもあります。その中では特に、イノシシの駆除や防犯灯の整備、緊急通報体制の整備など安心して宿泊できる環境の整備や買い物環境の充実等の意見が上がっているところをごさいますて、それら一つ一つに対し、きめ細やかに対応してまいります。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 続きまして、②のご質問にお答えします。

現在の防犯対策につきましては、警察の24時間体制でのパトロール、町委託業者、防犯見守り隊、消防団などでのパトロール、防犯カメラによる監視、そして、各関係者と協議会を立ち上げ、町内宿泊者の方の情報を共有いたしまして、パトロールの強化を行っております。防犯対策の懸念としましては、窃盗、強盗などの犯罪や、今後は、なりすまし詐欺等の被害が、増えてくるのではないかと心配しているところでもあります。また、防火対策としましては、震災前は、広域消防と地域の消防団が、連携して担っていましたが、震災後は、広域消防が24時間体制で活動してはおりますが、防火対策の両輪の片方を担っていただきました、消防団員が、町外へ避難している状況にありまして、初期消火に対する対応が、懸念されているところでもあります。それぞれの懸念に対する対策としましては、まずは防犯・防火に関わる関係機関との連携を、これまで以上に強固なものにしていきたいと考えております。その上で、町民の皆様同士の繋がりや、町民の皆様一人ひとりに、防犯・防火の知識などを、持っていただくことで、町民の皆様が、自分の周りを守っていくことも、必要だと考えておりまして、今月中には、準備宿泊者を対象に、関係機関と合同で、防犯・防火対策教室などを開催しまして、町民の皆様の意識向上に努めてまいりたいと考えているところでもあります。イノシシ、サル等の動物対策等につきましては、後での質問でお答えさせていただきたいと思っております。

続きまして、③の質問にお答えします。

まず、国のコールセンターであります。あくまで準備宿泊の受付をし、宿泊する方の登録を行うものでありまして、宿泊状況を確認することはございません。続きまして、戸別訪問につきましては、1巡目を11月9日から14日に、国と町の職員が、合同で実施しました。2巡目は年明けを予定しております。また、町としましては、放射線相談員や保健師による、訪問も行っておりまして、おもに健

康面や放射線への不安について、聞き取りをしております。戸別訪問でいただいた声につきましては、担当課や関係機関に引き継ぎまして、順次対応してまいります。買い物への不便さについてであります。準備宿泊の方からも、ご要望はいただいております。「まるしえ」の品揃えにつきましては、具体的な要望にお応え出来ますよう、事業者と調整しまして、出来る限り対応してまいります。続きまして、飲料水への不安についてであります。水道水は毎日検査を実施し、これまで放射性物質が検出されたことはありません。また、今後、24時間モニタリングの機器を導入し、さらに監視を強化してまいります。近隣住民がいないことへの不安についてであります。先ほどの防犯対策でも、申し上げたとおり、町民の皆様の不安解消へ繋がりますよう努力してまいります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは大きい2番、避難指示の解除に向けての取り組みについての⑥番目についてお答えいたします。

高線量地区の線量低減策の強化や廃炉作業の安全かつ確実な実行、また、各種生活支援策の継続等については、繰り返し、強く国に要請しているところでございます。町民の皆様には、線量の状況や廃炉の状況、また国への要請状況などを正確に、また迅速に伝達することが重要であると考えております。広報誌、HPやタブレットなどを活用しながら町民の皆様の求める情報を提供してまいります。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 大きな3番の除染と放射線量不安対策についての①、いわゆる「きわ除染」と除染範囲の拡大についてお答えいたします。「きわ除染」につきましては、関係者間で調整している状況であります。今後、調整が整いましたら順次「きわ除染」を進めるとの回答を環境省からいただいております。また、森林の除染につきましては、現在森林の再生と生活圏における被ばく最小化を図るためにも里山再生モデル事業の早期実施に向け、関係機関と調整を進めており、里山再生モデル事業の結果を踏まえ、町内全域の森林・林業の再生に向けて的確な対策の実施に反映するよう、国へ求めてまいりたいと考えております。

続いて、②番の除染と放射線量不安についてであります。

町といたしましても追加被ばく線量、年間1 mSv以下となるよう求めております。追加除染の徹底や除染検証委員会を継続し、この目標を出来る限り早期にかつ確実に達成することを国に求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 次に、放射線リスクに関する町民とのコミュニケーションの徹底についてお答えをいたします。

議員お質しのとおり、町民の個々の不安は多種多様であり、放射線に対する不安を取り除くことが重要な課題であると認識しております。

このことから町では、本年9月より役場本庁舎内に、放射線相談窓口を開設し、町民の疑問や不安解消を図るとともに、きめ細やかな対応に努めております。これまで弘前大学を始めとする専門家の協力を得ながら放射線に関する相談会等もあわせて開催してきたところでございます。

今後につきましても、継続して放射線の健康影響に対する不安の解消に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、大きい4番の町民の生活の復興と生活支援についてというご質問の①でございますが、町民の皆様をしっかり寄り添いながら、生活再建に必要な具体的な支援をどう行っていくのかというご質問にお答えします。

議員お質しのとおり、町民の方々それぞれのお考えにより、必要となる支援が異なります。職員のマンパワー等の問題もございますが、国、県の協力もいただきながら、また、住民協働の点から町民の皆様のご協力もいただきながら、可能な限り一人ひとりに寄り添った対応をしてまいります。また、現在復興計画【第二次】策定委員会で議論を重ねておりますが、具体的な支援策について、復興計画に盛り込んでまいります。

続きまして、4番の町民の生活の復興と生活支援についての②の部分についてお答えいたします。

議員お質しの町民の生活に密着した支援制度の継続要望は、帰町される方にとっても、また帰町出来ない方にとっても、非常に関心があり、最も重要な施策であると認識しております。まずは、国の平成29年度予算に計上されることが重要ですので、当該措置が継続されるよう強く要請しているところでございます。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 次に、③の土地や家を買う、建てる、リフォームやクリーニングを行うなどの町民の意向にどう対応していくのかのご質問にお答えいたします。

町内に帰還するにあたり、新たに土地や家を求めたい方等を対象に、町内の空き地等を紹介する空き家・空き地バンク事業に取り組

んでおります。現在は、登録物件の受付を行っており、随時情報提供を行ってまいります。また、自宅のリフォーム等を検討されている方につきましては、相談窓口を開設し、業者の紹介や各種相談に対応するとともに、町ホームページに住宅再建のための各種支援制度の紹介もさせていただいております。さらに、ハウスクリーニングについては、今回の補正予算に予算計上しているところをごさいます。町民ニーズに適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 早期帰還・生活再建支援交付金を活用した、生活再建を支援する地域振興券を配るなどの対策が考えられるが、それらの具体的取り組みについて伺いたいというご質問にお答えします。

議員お質しのとおり、解除後にあっても、生活環境が震災前の水準まで戻るには一定の時間を要すると考えており、町内に帰還する方には町としても最大の支援が必要だと認識しております。地域振興券配布のご提案ですが、具体的なものとしては、福島県事業再開・帰還促進事業において、プレミアム付き事業再開・帰還促進券事業のメニューがございます。来年度からこの事業を活用する方向で関係機関と調整し、事業構築に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） 大きな5番、営農再開と農業再生に向けての取り組みについて、①番目の農業再生に向けた取り組みが求められているが、これに必要なことをどう展開しているかという部分についてお答えします。

現在、地域ごとに復興組合を設立し除染後の農地保全の活動をしていただいております。今後、必要な取り組みにつきましては、この保全期間に地域と関係機関で、例えば農地の集約化、区画整理等の検討、地域リーダーの発掘及び育成を徹底的に話し合っただき、その地域の考えに沿った取り組みを総合的に展開していきたいと考えております。

また農業用施設については、国営事業である幹線水路の復旧工程に合わせ、浪江町の請戸川左岸の用水路等から復旧していきたいと考えております。

続きまして、②営農再開支援事業の今後の方策について中長期的展望に立ち農業再生についてどう取り組むのかというご質問についてお答えいたします。

復興組合については、現在18行政区12組合において設立され除染

後の農地を地域の農家の方々に営農再開支援事業を活用いただき保全作業を行っていただいています。営農再開支援事業は原子力被災市町村にとって重要な制度でありますので、浪江町としては本格的な営農再開が可能となる時期まで事業の延長を要望しているところです。また農業再生には各行政区及び復興組合、関係団体と話し合いを重ね営農計画を策定していきたいと考えております。

続きまして、③番になります。農業者支援事業がスタートするというので、この支援策をどう取り組むのか伺いたいというご質問にお答えします。

福島県の各農林事務所や普及所、また浪江町において原子力被災12市町村農業者支援事業のご相談に取り組んでまいりたいと考えております。正に実のある支援策となるよう、当初の営農再開の計画が重要でありますので、農業者さんにもしっかりと将来の営農再開の計画を考えていただきますようご相談に対応したいと考えております。また、この支援事業につきましては、11月下旬に福島県より各農家さんにダイレクトメールにて事業のご案内を発送させていただいております。そのダイレクトメールにアンケートはがきが同封されておりまして、希望される農業者さんには福島相双復興官民合同チームが4月以降から個別訪問を実施する予定となっております。この個別訪問は現在の状況、それから今後の意向を伺うことを目的としておりますけれども、この訪問の際にもこの支援事業の相談にも対応していただくことをお願いしているところでございます。

④番になります。農業生産施設の早急な設置が求められるということのご質問にお答えいたします。

今年度において、大柿ダムの復旧が完了し、頭首工については苧宿と掃部関、用水路については立野、苧宿、掃部関が平成30年度に完了する予定となっております。

その他の幹線用水路については、STEP3工事におきまして、平成32年度の完成を目指し進めているところでございます。浪江町としては、これら国及び県の災害復旧工事に合わせ、末端排水路を整備していくとともに、被災したため池等の災害復旧についても順次進めていきたいと考えております。また、農業生産施設につきましては、一定程度まとまった敷地が必要なこと、幹線道路に接していること、また町の財政負担を考慮しなければならないなどのようなこともありまして、現在、南棚塩地区の町有地を候補地としているところでございます。また施設の規模やスペックについては関係機関と協議を進めているところでございます。

続いて⑤番、農林水産分野イノベーション・プロジェクトについてどう取り組んでいくのかというご質問についてお答えいたします。

農林水産分野イノベーション・プロジェクトでは、ご質問のとおり、水稻超省力・大規模生産プロジェクトをはじめとする九つのプロジェクトからなりますが、多くのプロジェクトが開発・実証の段階となっております。今後、実証成果を踏まえて、福島県と連携して地域の担い手の方が導入できるよう普及を進めていきたいと考えております。

続きまして⑥番、大柿ダムのモニタリングについてのご質問についてお答えいたします。

大柿ダムのモニタリングにつきましては、ダムの流域からの流入水、それから貯水池からの流出水の汚染状況を明らかにするため、取水口地点、それから放流口地点で調査を実施しております。さらに流入河川についても昼曽根、矢具野の2地点において今年度中にモニタリング設備を設置する予定となっております。今後はさらに幹線水路の分水工および県用水路の中間点にも増設していく予定となっております。

続きまして⑦番、イノシシ対策として新たな対策についてはというご質問についてお答えいたします。

現在、捕獲隊と捕獲強化として隊員の増強や活動日を増やせないか協議をしているところでございます。また、市街地については安全上、市街地内で銃による捕殺ができません。罠での捕獲後、安全な場所に移動させなければなりませんので、ユニック付の車両の配備などで捕獲隊員の作業負荷軽減を図ることを検討してまいりたいと思っております。

さらには、新たな取り組みとして、河川敷などにまとまって生息している個体について、集中的な追い込み猟を実施し一斉に駆除する取り組みを、捕獲隊と検討しているところでございます。

イノシシ対策につきましては効果のある対策、効果が低い対策がございます。駆除の方法、駆除の範囲につきましては、有識者と駆除隊で現地を見ながら、効果のある対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 続きまして6、中心市街地の再生計画について、①町はどう計画作りを進めていくのかのご質問にお答えいたします。

中心市街地の再生計画につきましては、町民や有識者による検討

委員会、町職員による職員検討会をそれぞれ立ち上げ、基本方針の策定や事業化の検討に取り組んでいるところでございます。また先日は、主に権現堂地区にお住まいだった方を対象に町民懇談会を開催し、ご意見をいただくなど、今年度末を目標に計画策定に取り組んでいるところでございます。

次に②、空き家や残った建物除去等にどう対処していくのかのご質問にお答えいたします。

町内の空き地や空き家について処分を考えている方等につきましては、現在行っております空き家・空き地バンク事業を活用いただければ、その一助になるものと考えております。それでも、なお、町内には、空き家や空き地が増えることが見込まれることから、被災家屋解体の状況や、残された空き家の把握に努めるとともに、当面の課題や将来に向けた望ましい土地利用等について、検討していきたいと考えております。

③具体的な事業着手についてのご質問にお答えいたします。

中心市街地の再生について、現在基本計画の策定に取り組んでおりますが、併せて、中心市街地再生に資する事業についても検討いたしております。

事業化にあたりましては、日常生活に関わるソフト面での充実から新たな施設整備など、多方面での検討が必要であると考えております。いずれにいたしましても、各事業の優先順位や整備スケジュールを整理するとともに、区画整理事業も含めまして、効果的な事業手法や必要となる財源等について詳細に検討してまいります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ④のコンパクトシティの概念についてというご質問にお答えします。

第3回浪江町復興計画【第二次】策定委員会の資料に、コンパクトシティの整備という項目がございます。先日の復興・創生特別委員会では、復興計画【第二次】の策定状況報告ということで、素案の段階ではありましたが、当該資料に基づき、説明させていただきました。本来の項目の趣旨としては、復興まちづくり計画の考え方である復興拠点の整備を進めるものであり、議員お質しのとおり、本来のコンパクトシティとは意味が異なるものでございます。このことから、現在、項目の見直しを検討しているところですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） 大きな7番、まちづくり会社の必要性についての①、現在の株式会社東遊記についての設立過程や現

状についてのご質問にお答えしたいと思います。

株式会社東遊記の設立過程については、浪江町商工会会員有志により、中心市街地内での商業従事者の高齢化や消費者ニーズの変化、大型店舗の郊外進出などの危機感に対しまして、中心市街地の活性化の必要性を感じ、商工会を中心に検討を重ねまして、浪江町中心市街地活性化基本計画と連動した魅力のある中心市街地を目指し、平成17年1月21日に設立されたところでございます。震災前は、浪江町駅東駐車場の管理、e-まちタクシーぐるりんこ運行、そのほかイベント事業など多くの中心市街地活性化のため事業を実施しておりました。しかし、震災後については、各事業ともに実施出来ない状況でございます。株式会社東遊記についての今後のあり方については、事実上、会社として事業を実施できていない状況であるため、解散に向け事務を進めていると確認しております。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） ②の新たなまちづくり会社の必要性についてのご質問にお答えいたします。

現在、交流・情報発信拠点施設整備を計画する中で、運営主体といたしまして、来年度まちづくり会社の設立を検討いたしております。想定される業務といたしまして、交流・情報発信拠点施設を活用した、行政・観光情報等の発信、町民交流事業、地場製品の振興等が中心になると考えられますが、その他、町民の皆様の様々なニーズに応じた事業にも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは大きい8番、イノベーション・コースト構想の推進についての①でございますが、ロボットテストフィールドの滑走路だけではなくて、関連産業との関係を深め企業誘致にとどまらず、技術移転戦略のためにどう取り組んでいくのかというご質問でございますが、その部分にお答えします。

議員ご指摘のとおり、今般決定いただいたロボットテストフィールドの滑走路としての活用だけでは、不十分でございます。滑走路が整備されることに伴い、これを足がかりとして、関連産業や研究機関等の産業集積をはかり、地域振興につなげることが最大のねらいでございます。そのため、行政報告でも申し上げましたが、10月6日に国・県・民間等の知見を結集し、町の発展的な将来像を検討するため、浪江町復興ビジョン検討会議を設置したところでございます。現在、その具体的な検討組織としてロボット分野ワーキンググループを開催し、検討を重ねているところでございます。具体的には、各企業から、例えば、鳥獣被害対策分野、農業活用分野、

人材育成分野、水中ロボット分野、自動走行分野、物流分野等、様々な分野からご提案をいただいているところであり、実証拠点や製造拠点としての活用だけではなく、まちづくりにも生かせる、すそ野が広い産業であるとの印象を受けたところでございます。ご存じのとおり、ロボットテストフィールド本体は南相馬市に設置が決定しておりますので、南相馬市とも連携しながら、また、国家プロジェクトとして国、県のご協力も得ながら、関連産業の集積を目指したいと考えております。

続きまして②でございますが、ビジョン検討会議でロボットや水素エネルギー産業を軸とした議論が進められていると思うが、その将来構想についてどう進めているのか伺いたいというご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、NEDOの公募事業である水素社会構築技術開発事業、水素エネルギーシステム技術開発に採択された3社が共同で、福島県における再エネ利用水素システムの事業モデル構築と大規模実証に係る技術開発のための実現可能性調査いわゆるFS調査に着手したところであり、来年9月ころまでに結果をまとめる予定としております。整備規模や整備場所の適正などについてもその中で示されるものと考えており、現時点では、福島県内のどこで実証を行うのか、町に情報が入ってきておりません。

この調査事業の進捗について当町としても注視しているところであり、復興ビジョン検討会議等において情報を把握してまいります。

次に、水素やロボット、CLT、蓄電池関連産業に関する壮大な構想は、町の復興に資することになると確認しているということで、ただ当該土地の仮登記の問題や高速道へのアクセス等などの課題が大きいということで、本事業の現状と課題、そして将来構想についてどう進めていくのかというご質問にお答えします。

棚塩地区にある旧浪江・小高原原子力発電所用地につきましては、約130haの広大な土地であります。ご指摘のとおり、仮登記の問題や浜街道、国道6号へのアクセス等の課題がございます。現在の進捗としては、当該用地の埋蔵文化財の分布調査を実施したところでございます。

先ほどもお答えしたとおりであります。当該用地については、ドローンの滑走路としての利用だけでなく、それを含めて産業団地として整備する計画であり、今般の補正予算にて北棚塩のロボット産業団地整備に関する予算等を計上させていただいております。滑走路の供用が平成32年度を目指していることもあり、事業工程上、非常に厳しいものとなっておりますが、国家プロジェクトでもある

ことから、国や県の協力も得つつ、また、先般覚書を結ばせていただいたUR都市機構の技術的支援もいただきながら、その開発整備については、全庁的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 9番、佐々木君。

○9番（佐々木恵寿君） 再質問です。非常に広範囲にわたる質問でありましたので長い時間要して答弁いただきました。ほぼ了解するものでありますが、これからの復興再生においての様々なまちづくりの取り組みについてわくわくする、どんな町になるのだろうと、ある意味、夢あるいは希望を持てるそういう期待の大きいものもあります。しかしながら今ようやく絵姿が出来た状況にあると思いますので、これからどう予算を付けて具体的にどう進むのかということが大きな鍵になると思います。これら様々な事業に果たして本当に予算が付くのかどうかということが懸念されます。従いまして、これからの予算付けについての考え方あるいは予算獲得に向けての取り組みについて総合的にどう行動起こしていくのかお聞かせいただきたいと思っております。

それからこういう再生の取り組みに対してだけではなくて、原子力災害においてこのような状況にあるわけでありますので、この絵姿が実現できたとしてもまだ足りないかもしれない。本当の将来、この絵姿が出来た後にどうなるのかが分からない。どう進むのかも分からない。そういう先々のことも見据えていろんな取り組みを行うべきかと思っております。そういった意味では浪江町の財政そのものがどういうことになっていて、今後どうなっていくのか。自治体としての有り様も認識しながら町民にきっちり説明して、課題解決に向けて取り組む必要があると思うので、この事業の予算付けと町の体力についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから一つ、先ほど町長の報告にもありましたが、いわゆるまちづくり計画の中でUR機構との覚書を締結されたという報告がございました。様々なまちづくりが計画されている中で、具体的にそのURとの関係で何をどうしていくのかがちょっとよく分からない点があります。その点について具体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。

まず、第1点の大きなプロジェクトについての予算付けの質問でございしますが、私どもイノベーション・コースト構想、これは国家的な事業だと考えております。従って、この双葉郡全体あるいは浜通りの地域がこれから復興するためにはこのプロジェクトが絶対必

要だということで立ち上がったのがイノベーション・コースト構想でありますので、これは国に責任を持って財政負担をお願いしているということで現在も要請要求を続けているところであります。かなり厳しい状況であることは間違いありませんけれども、やはりこれは大きな壮大なプロジェクトですので、成功するためには議員お質しのとおり、予算措置がきちとなされるという確信をしながらさらに要請活動を強めていきたいと、このように思っています。

それから二つ目の財政的な体力といいますか、そういうことについてのご質問ですが、大変厳しい状況であることは間違いございません。これまで2万1000人の人口の中での地方交付税交付金、これを国、そして県の支出金合わせまして20億から24億いただけてきました。これは人口に基づいた算定をされておるわけです。

従って、私どもの人口は現在0、国勢調査の中では0という中で判断されていまして、これから復興創生期間の終わる平成33年、それまでにどれぐらいの人口になっているか、次の国勢調査の中でどうカウントされてくるのか、それが疑問視しています。そういう状況の中で私どもは国県依存の比率が非常に増しています、85%から87%が国県に依存していますので、そういう形の中で予算付けは非常に厳しいのですけれども、厳しい厳しいと言っていたのでは、我々の町が再生できませんので、再生出来る平成33年。それから議員お質しのとおり、今後どう持っていけるのかという体力です。いわゆる平成33年以降、この予算についても私どもは今要求しております。平成33年で終わるわけではありませんよと、これは原発災害でその後の5年、10年は続くと思います。従って、その予算付けはしていただかないと、我々は元に戻らない状況にありますので、そういうことでやっていきたいと。

従って、予算については、これからの無駄、無理、むら、その予算はなくしていきたいと思えます。これは私どももがちり無駄、無理、むらをなくして慎重に効果的にやっていきたいと思えますけれども、そういう状況の中でやはり交付金頼りだということが一つの形になりますので、是非今後とも10年後、20年後の予算の裏付けもしていただきたいということで要請してまいりたいと思っています。

UR機構については担当課長から答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 行政報告でもお答えしてご説明しているとおりでございますが、11月29日にUR機構との覚書を締結させ

ていただきました。具体的には中心市街地の再生も含めて、まちづくり全般に関して技術的な支援をいただくという形になっております。さらには専門家のアドバイザーの派遣等をしていただいて、町の業務の円滑な執行に協力していただくということになります。

さらに具体的な委託事業が発生した場合には、改めて協定を結んで進むという形になります。

○9番（佐々木恵寿君） 以上で終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で9番、佐々木恵寿君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで、11時20分まで休憩といたします。
(午前11時09分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前11時20分)

◇紺野 榮重君

○議長（吉田数博君） 13番、紺野榮重君の質問を許可いたします。
13番、紺野君。

[13番 紺野榮重君登壇]

○13番（紺野榮重君） 13番、紺野榮重でございます。議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきたいと思っております。質問方法は一括質問方式でございます。主なる項目は避難指示解除と帰還促進に向けた環境整備、それから産業団地造成、企業誘致の現状と計画。帰還困難区域の件、そして自立復興に向けてとすることです。そこで質問事項の用紙の中で、(1)、(2)、(3)、(4)とその次に(4)と同じくとなっておりますので、これを(5)、(5)を(6)、(6)を(7)に訂正していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは質問をいたします。

今年浪江町合併60周年という記念の年でありました。東日本大震災、原発事故から5年9カ月が経過し、復興集中期間が終了し復興は新たなステージ、「復興・創生期間」に入りました。「復興創生期間の5年間」が浪江町の将来を担う大事な期間であると思っております。

9月1日から1カ月の特例宿泊、そして11月1日から準備宿泊に入り、町民の方々も避難解除に向けて自宅の片付けリフォーム建設が進められております。これからがまさに復興の始まりかと思いま

す。復興公営住宅も建設され、町民の多くの方々が、今年から来年にかけて復興公営住宅に移動なされることと思います。町内の復興公営住宅建設、旧雇用促進住宅改修も29年から30年に入居見通しが出来てきました。学校の再開のため、浪江東中学校の改修も始まります。関係各位のご苦勞に感謝を申し上げます。

一方、我々が浪江で生活していくためには安定した生活基盤を整えなければなりません、生業の再開、町の基幹産業の復活、そして新しい産業の誘致、若者が働ける工場誘致が大切であります。浪江町は未だかつてない産業団地の造成計画を立てております。産業団地にどのような企業を誘致していくのか、構想を伺いたいと思います。

特例宿泊、準備宿泊の状況を見ると大変厳しいものがあります。

特例宿泊で登録された世帯は170世帯、393人でありました。浪江町人口からすると2%弱となります。他町村の状況も当初は3%、5%と思いながらも町民が中々戻れない状況、今後の復興に厳しさを感じるところであります。

しかしながら浪江町の復興、再生を願わない町民は誰一人としておりません。大変な時期に遭遇したわけですが、浪江町の今後100年の大計の中で私たちはその基礎を築くことを肝に銘じて頑張らなくてはならないと思います。

この頃は双葉郡の各町村、企業の誘致活動が盛んになってまいりました。浪江町も他町村に優良企業の誘致に遅れをとらないように町民一丸となって頑張らなければならないと思います。

避難指示解除と帰還困難に向けた環境整備をどのように進めるか伺います。

浪江町復興計画では避難指示解除の時期を平成29年3月と想定し、現在この時期を目標として復旧・復興を進めております。前回の町民懇談会とは別に避難指示解除時期を決めることに対しての説明会の開催をしたいと思います。復興加速化のための六次提言で「帰れる」「帰りたい」と実感出来る魅力ある環境整備に、避難指示解除の前から積極的に取り組むとありますが町としてはどのように対処されるのか伺います。

同じく復興加速化のための六次提言で避難指示解除時点では放射線量は低減しており、住民が「安心して暮らせる」よう、放射線不安の対応を継続することとありますが、町としてどのように対応するのか伺います。また特例宿泊では16歳未満の子供は宿泊しないようにとのことでしたが、準備宿泊では制限しておりません、その理由をお伺いいたします。

避難指示解除するための平成29年3月まで取り組むべき16項目の課題の進捗の状況、そして解除の基本となる三つの項目①除染の進み具合、②インフラの整備状況、③町民の理解を得ることの3点を避難解除の基本としております。そこで除染の進捗状況、インフラの復興状況を伺います。そして町長の決断はいつ示されるのか伺いたしたいと思います。

田畑の除染終了したところから復興組合に渡され、保全管理をされております。私自身も復興組合に参加させていただいて、田畑の維持管理に努めているところであります、しかしこの制度は3年間と言われております。3年間の支援の後、果たして作物を作り販売出来るのだろうか、大柿ダムの水は果たして大丈夫なのか使えるようになるのか、不安なことが多々あります。町の指導のもと、花卉栽培、野菜の推奨等、営農指導されておりますが、浪江町のこの広大な面積をこなすには米作りをしなくてはならないと思うところであります。そういう中で私自身としては飼料米等を取り入れるべきかと思うところでございます。大柿ダムの水を早く流していただいて作付けできるところから作付けしていく、そのような方向でお願いしたいと思います。

津波被害に遭われたところは除染が進んでおりません。大きく南棚塩、請戸地区と分かれていますが、今後の計画をお伺いたします。

事故後6年の経過により賠償が大きな区切りを迎える。自立生活再建を可能となるように、生活支援や生業、事業再開支援を強化するとありますが、具体的にどのような支援をするのかお伺いたします。

ふるさとへの思いをもちながら、当面帰還出来ない住民の方々にきめ細かい支援を行うとありますが、具体的にどのような支援を考えているのかお伺いたします。

次に、産業団地、企業誘致の現状と計画というようなことでお聞きいたします。

将来において若者が帰れるような勤め先、企業誘致をしなくてはならないと思います。浪江町では今までにない産業団地造成の計画が示されました。大平山産業団地約26.6ha、起算工事費約27億3000万円、供用開始31年度。北幾世橋産業団地約6.2ha、起算工事費約4億6200万円、供用開始30年度という予定になっております。予算の大きさ、面積の広さに大変驚いております。進出企業の予定があつての造成なのか、それとも造成しての企業誘致なのかお伺いをいたします。

産業団地の造成、企業誘致の現状将来の計画をお聞きいたします。

新聞等で報道されているロボットや水素エネルギー産業を軸とした水素社会のモデルを町内で構築出来ないか検討を進めると報道されております。初会合に原子力災害現地対策本部長、復興副大臣、県避難地域復興局長、そして馬場町長が出席されての会議、そして浪江町復興ビジョン検討会議を設置したと報道されましたが、浪江町ビジョン検討会議はどのような会議なのか、また水素エネルギー産業とはどのような産業なのかお伺いたします。

そしてロボットや水素エネルギー企業誘致の経過をお伺いたします。

日本ブレーキの工場、敷地が浪江町で買収されました。誘致企業は①アスファルト合成、②コンクリート二次製品、③研究所まで説明いただきましたが、進捗状況、企業誘致と今後の進め方をお伺いたします。

大平山産業団地、北幾世橋産業団地の進捗状況をお伺いたします。

また北幾世橋産業団地の隣はエスエス製菓であります。町長の報告では再開の可能性があるように伺いましたがその後の進捗状況をお伺いたします。

企業誘致とは異なりますが、自宅の手入れに困っている町民にシルバー人材センターにお世話になれないかと聞かれましたが、復興のためにもシルバー人材センターの早期再開出来ないかと思っておりますが、再開の見通しをお伺いたします。

帰還困難区域の件をお伺いたします。

帰還困難区域は将来にわたって居住を制限する区域であることを前提とした区域であったが、事故後5年を経て放射線が低下、避難指示解除準備区域、居住制限区域の解除が進んでいる中で、帰還困難区域の取り扱いに検討を求める声が出てきております。

帰還困難区域の除染インフラ整備を平成29年度から本格化させ、33年度を目途に徐々に解除する見通しを国で示されました。帰還困難区域のうち、5年を目途に、避難指示を解除し復興拠点を整備するとしておりますが、町としての復興拠点をどのように位置づけるかお伺いたします。

主要道路の除染の整備を行うとしておりますが町としての考えをお伺いたします。

また、区域の見直しはしないということですが、どのような方法で、どのような順序で解除を決めていくのかお伺いをいたします。

今回議会として要望した中の、避難先での農業再開支援要望で避難先での農業再開する農家に対し、農地取得や農業機械購入に対す

る支援制度を要望しておりますが、町としてはどのように対応されるのかお伺いをいたします。

原子力事故災害からの自立復興に向けて伺います。

今回の六次提言で今までと変わっているのは自立という言葉が多くなってきていると思います。ふくしま相双復興官民合同チームは4000事業者を訪問して事業者支援を行っていると言われておりますが、浪江町での事業者の数と、どのくらいの事業者が事業支援を受けられたのかお伺いをいたします。

農業について伺います。各行政区で復興組合が立ち上げられて、荒地から耕作された土地になり、非常に景観がよくなりました。また実証実験が浪江町で12カ所行われております。多くの野菜等が放射能基準値以内にあることが証明されております。感謝を申し上げるところであります。今後の課題としては保全管理の3年間の後に作物を作っての農業にしていかななくてはならないと思います。また保全管理の補助がなくなれば、放棄地が増えると思います。地域で保全管理する農家支援が出来ないかと思っております。今後についてどのように町で指導されるのかお伺いをいたします。基幹産業の米栽培は非常に大事なことだと思います。現在は実証栽培1カ所ですがこの浪江町の広い場所の中で、やはり1カ所ではない米の実証栽培出来ないかと思うわけですが、計画はないのかお伺いをいたします。

森林、林業の再生について伺います。山、森、山林は放射能が高いというイメージを持つわけですが、製材されたものが商品として価値を認められるか心配するところでもあります。

震災以前でも木材産業は採算の合う産業ではなかったと思っております。しかし今回除染と併用した中で木質バイオマス発電という新しい産業が出来ないのか、是非とも除染を進める上で誘致していただきたいと思っておりますが、どのように考えますか、伺います。

福島・国際研究産業都市、イノベーション・コースト構想で浪江町には建築材CLT直交集成板の製造拠点を浪江町に整備する方針を固めたと報道がありましたが、見通しについてお伺いをいたします。

漁業の件についてお伺いをいたします。水産業共同利用施設整備、荷捌き場が30年に稼働、水産業加工団地整備事業、こうなごのようですけれども、30年に開設とありますが、請戸地域ほとんどが災害危険区域の中で漁業者の住宅をどのように確保して漁業振興を図るのかお伺いをいたします。

最後に、泉田川漁業協同組合についてお伺いをいたします。サケはふ

化放流して自分の川に戻るのが4年と言われております。5年9か月ですので今年のサケは自然ふ化されたサケと思われま。浪江町が復興していく上で、自分の生まれたふるさとに戻るとい習性のサケ、これから復興していく上で大切かと思。サケの放射能を心配するわけでありま。特別採捕されての放射能の結果をお伺いいたし。

木戸川のサケ漁が新聞報道されております。10月15日には今シーズン初のサケ漁をされたと報じられました。泉田川の築場は東北地方有数のサケ捕獲数を誇る築場でありました。浪江町の観光拠点は高瀬川、大堀焼、泉田川のサケでありましたので、復興のシンボルであるふ化事業を是非とも再生させていただきたいと思。泉田川ふ化事業は今後どのように進めていくのかお伺いをいたし。また町としてどのような支援を考えているのかお伺いをいたし。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 住民懇談会の開催予定と町長の決断をお伺いし。というご質問にお答えをいたし。

住民懇談会の開催については、9番、佐々木議員に答弁したとおりでござ。また、帰還促進に向けた環境整備につきまは、まずは、有識者検証委員会で出された課題を解決するため、最優先で事業を進めているところでありま。今般実施された特例宿泊あるいは11月1日から実施してあります準備宿泊を通して宿泊者からいただいた課題等について、整理した上で対応してまいり。これらの課題については、検証委員会のフォローアップ会合にて進捗の状況確認を行った上、課題を一日も早く解決をして、町民が帰れる、また、帰りたいと実感できる復興を進めてまいりたいと思。

それから、準備宿泊に対しての年齢制限をお伺いし。というご質問にお答えをいたし。

15歳未満の子どもの立ち入りについてでありま。避難指示区域内への立ち入りおよび準備宿泊の制度上、年齢制限はござ。そういった中、町としては避難指示区域である浪江町内への立ち入りについて、放射線感受性が強いとされる15歳未満の子どもおよび妊婦の方については、ご遠慮いただくというスタンスをとてまいりました。

しかしながら、特例宿泊開始以前からお子さんを町内に連れて行きたいというご要望はいただておりました。先の特例宿泊時にお

いても同様のお声をいただいた次第でありました。具体的には、子どもや孫と町内の墓参りをしたい、子どもに震災後一度も帰っていないけど自宅に行ってみたいとせがまれている、子どもにふるさとを忘れないよう見せてあげたいという要望がありました。

そのうえで、今回の準備宿泊においては、子どもを登録した世帯へは事前に連絡を取り、宿泊前にDシャトルを郵送することとしておりまして、保護者の方が子どもの線量管理について、町内のみならず、町内に至るルート上でも行っていただくことで、町内への立ち入りを可能としたところであります。

町としては、除染の進展により安全だから立ち入り制限を緩和したなどということは決してなく、出来る限り被ばくを避けていただくという考え方に変わりはありません。

なお、今回の準備宿泊においては、15歳未満の方の登録は2世帯5名ありますが、本日時点では登録のみで宿泊は実施していないのが現状であります。

他の質問については担当課長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） （3）番の除染の進捗率およびインフラの復興状況についてお答えいたします。

除染の進捗率は、平成28年10月末時点で宅地が92%、農地が86%、道路が87%となっております。

上水道の復旧につきましては、津波被災地を除き11月末現在、配水管162k m中158k mを終了しております。進捗率は、97.4%です。

下水道の管渠の復旧率は、11月末現在、幾世橋地区が100%、権現堂地区が95%、川添・樋渡地区が、25%であります。完了時期は、権現堂地区が、平成29年3月、川添・樋渡地区が平成30年3月を目標としております。

続きまして、（4）の津波被害地区の除染完了時期についてお答えいたします。

津波被害地区については、他の地区同様、平成29年3月末までの除染を完了することとしております。事前モニタリング調査を完了し、沿岸部でも津波被害を受けていない農地や森林については、すでに除染実施中であり、津波被害に該当する農地については、災害復旧事業にて農地の原状回復を行います。

その他については、基礎撤去作業や防潮堤や防災林等の復旧復興事業を実施していることから、それらの作業との調整を図りながらモニタリングの状況を確認し、必要に応じて対応してまいります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） （5）の帰還出来ない町民の支援の具体策についてのご質問にお答えします。

9番議員にお答えしたとおりでございますが、現在復興計画【第二次】策定委員会で議論を重ねており、具体的な支援策について、復興計画に盛り込んでまいります。また、原発避難者特例法や高速道路無料化、国保一部負担金や介護サービス利用者負担金の免除など、これらの措置は、町民にとって非常に関心があり、最も重要な施策であると認識しております。まずは、国の平成29年度予算に計上されることが重要ですので、当該措置が継続されるよう強く要望しているところでございます。

続いて、大きい2番目の産業団地造成、企業誘致の現状と計画の（1）水素エネルギー産業とはどのような産業なのかというご質問にお答えします。

まず、お質しのあった浪江町復興ビジョン検討会議についてですが、ロボットテストフィールドの無人航空機の離着陸試験用滑走路の立地を足がかりとして、国、県、民間等の知見を集結の上、町の発展的な将来像を検討し、町民や町外の方々に向けた魅力ある浪江町のビジョンを策定して、町の二次復興計画への反映を図っていくものでございます。

この具体的な検討組織として、ロボット分野に関するワーキンググループと水素エネルギー分野に関するワーキンググループを立ち上げ、議論を重ねているところでございます。

次に、水素エネルギー産業についてですが、復興ビジョン検討会議において国から説明がございました。水素については多様な一次エネルギーから製造可能で、また、あらゆる形態での輸送・貯蔵が可能であり、将来の二次エネルギーは電気、熱に加え、水素が中心的役割を担うことが期待されているとのことです。水素社会の実現に向けたロードマップでは、フェーズ1において、家庭用燃料電池、エネファームでございますが、燃料電池自動車としての利用拡大、フェーズ2として、水素発電の本格導入や大規模な水素供給システムの確立、フェーズ3として、トータルでのCO₂フリー水素供給システムの確立を目指しているとのことであり、産業としては、製造・輸送貯蔵・利用の三つの観点から研究・実証・開発が行われているところでございます。

ロボットや水素エネルギーの企業誘致についてでございますが、今ほど、ご説明した浪江町復興ビジョン検討会議において、それぞれのワーキンググループにおいて、議論を重ねているところでござ

ざいます。

企業誘致につきましては、各ワーキンググループでの議論を踏まえて、町としての方針を検討していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） それでは、日本ブレーキ工場跡地の誘致企業進捗状況についてお答えします。

浪江日本ブレーキ工場跡地につきましては、用地等の取得が済み、現在既存建屋の解体設計、また敷地の再整備に係る調査・設計等を行っているところでございます。

また、誘致企業につきましては、現在数社と進出についての協議を進めているところでございます。業種としましてはアスファルト材の製造、コンクリート製品製造、蓄電池関連産業などがございます。これら企業が早急に進出いただけるよう、今後も協議を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、南、北産業団地整備の進捗状況、また町で買収されている面積、今後の買収面積等々についてのご質問にお答えします。

南、北産業団地整備の進捗状況につきましては、平成27年度浪江町南・北産業団地基本計画を策定しており、平成28年7月から測量調査及び地質調査を実施しております。また、12月から両産業団地の基本設計に着手しているところでございます。町で買収している面積でございますが、震災前までに南産業団地で22.2haとなっております。

今後の買収につきましては、北産業団地につきましては約6ha、南産業団地につきましては約25ha、合計31haを予定しております。

地権者につきましては、総数で106名となっております。予算につきましては、平成29年度以降に実施設計、用地買収費、用地造成費等の予算を確保していきます。

また、ご質問にあったエスエス製薬福島工場につきましては、10月1日にベーリンガーインゲルハイム製薬に権利義務の継承がされたところでございます。ベーリンガーインゲルハイム製薬からは、再開に向け前向きに検討をするために、まずは工場の施設や設備についての被災状況の確認をしているということでお話をいただいております。今後も継続的に連絡をとりまして、事業再開となるよう必要な取り組みを支援していきたいと思っております。

続きまして、シルバー人材センターの再開見通しについてのご質問にお答えします。

シルバー人材センターにつきましては、避難指示解除後、町民からのニーズが相当数あると想定されており、シルバー人材センター

と事業再開について協議させていただいているところでございます。

再開にあたっての課題の一つである会員の確保についてですが、11月にシルバー人材センター浪江本所の会員155名に対して、会員の意向調査を実施しております。調査結果では、「シルバー人材センター会員として継続就業を希望する」と回答した会員が23名、「就業を希望しない」また「状況を見て継続、脱退を判断する」と回答した会員が106名となっております。

その他の課題としましては、社団法人北双広域シルバー人材センターとして浪江・双葉・大熊の3町からなる広域で運営されていたことによる組織体制の整理、また作業の監督業務を行う上で事務局については町内での再開が原則ということでございますので、事務所や事務局体制の再構築などの整理が必要となっております。

町としましては、シルバー人材センターのニーズは高まっていくものと考えておりますので、これら課題を解決できるよう関係機関と協議を重ね、早期事業再開が図られるよう引き続き協議をしていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 大きい3番目、帰還困難区域の件の

（1）浪江町の復興拠点をどのように位置づけるのかのご質問にお答えします。

帰還困難区域の取り扱いに関する考え方が本年8月31日付で原子力災害対策本部復興推進会議より示され、この中で居住を可能とすることを目指す復興拠点を市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備するとしております。帰還困難区域の復興拠点につきましては、これ以前より帰還困難区域の行政区長や役員の方々と意見交換会を行っており、町としては、歴史的な背景から大堀地区、苧野地区（室原）、津島地区の3カ所に復興拠点を整備するなど、一定の考え方を整理していたところではございますが、10月26日に帰還困難区域の行政区長への説明会を国が行ったことを受け、改めて今後帰還困難区域の行政区や議会の皆様と意見交換を行った上で、復興拠点についての議論を深め整理していく考えでございます。

（2）の主要道路の除染整備、町としての考えはのご質問にお答えします。

先ほどもご説明しました平成28年8月31日付の原子力災害対策本部復興推進会議で示された帰還困難区域の取り扱いに関する考え方では、国道6号線をはじめ広域的なネットワークを構成する主要道路やこれに接する部分の除染等を行うこととされております。

町といたしましては、国道114号線、399号線、県道34号線、35号線のほか主要な幹線道路やこれからさらなる議論を深めていくこととなっている復興拠点までの道路も含め計画に盛り込めるよう今後検討してまいりたいと考えております。

続いて、(3)解除をどのように進めるのかというご質問にお答えいたします。

国は、帰還困難区域の避難指示解除につきましては、復興拠点として設定した範囲については5年を目途に、またそれ以外についても、たとえ長い年月を要するとしても帰還困難区域の全てを避難指示解除するとしております。現在のところまず、復興拠点の位置、場所についての整理を帰還困難区域の行政区長や役員の方々を行っているところであり、区域全体の解除をどのように進めるかまでは決まっていないところでございます。今後復興拠点についての詳細な考え方がまとまっていけば、区域の全体的な将来像や解除までの計画もまとまっていくものと考えております。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） (4)の帰還困難区域の方の農地取得、機械購入をどのように支援していくのかのご質問にお答えしたいと思います。

まず、帰宅困難区域の方の機械購入につきましては、町内の避難指示解除準備区域や居住制限区域または避難指示が解除された地区において営農再開する方であれば、国の補正予算で成立された、原子力被災12市町村農業者支援事業の対象となります。避難先で営農を再開する場合は避難先農業委員会の協力と避難先自治体の個別の支援策をご活用していただくこととなります。農地の取得についての支援でございますが、町内町外ともに取得費についての支援メニューはございません。また、浪江町内において営農再開を希望する方につきましては、それぞれのご事情をご相談いただき、浪江町農業委員会と協力して、町内各地域での営農再開を支援していきたいと考えております。

続きまして、大きな4番、自立復興に向けて、(1)浪江町の事業者の数と事業支援を受けられた事業者数についてのご質問にお答えいたします。

浪江町の事業者への福島相双復興官民合同チームによる訪問支援については個別事業者や認定農業者なども含め、11月末現在で訪問事業者数が994事業者となっております。複数回訪問事業者数が514事業者となっており、事業者への総訪問回数につきましては1896回となっております。

また、これまで福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助事業を活用した事業者数は12事業者となっております。

続いて、(2) 保全管理の今後の進め方を伺いますというご質問にお答えします。

現在、復興組合が中心となって農地保全に取り組んでいただいておりますが、農地は営農再開する方だけではなく、所有する方の意向も重要となります。そのような状況から、今後の土地利用と営農再開に向けた取り組み方針を、地域、行政区、地権者様と話し合いを設けることを予定しております。

その話し合いの中で、営農再開や耕作放棄地について地域の方々とともに解決策を検討していきたいと考えております。

続きまして(3) 番、米の実証栽培を増やせないか、計画を伺いますという質問にお答えいたします。

町としても実証圃場を増やしたいと考えております。しかしながら水の確保についての課題、さらには復興組合や地域のご協力がないと進められない事業でございます。今後は地域とご相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、森林、林業再生の中で建築材、CLT、直交集成材の製造拠点浪江町整備の部分についてのご質問にお答えしたいと思います。

新聞報道におきまして、CLT、直交集成材でございますが、こちらの製造工場について、県は浪江町に製造拠点を整備する方針であるとの報道がされたところでございますが、現状では浪江町も整備拠点の候補地の一つとされているとの段階でございます。

今後、県や関係機関との調整の中で決定されるものと考えております。町といたしましても地域経済の再生に寄与する産業となり得るものと期待しておるところでございますが、CLT製造の発展性や継続性なども考慮し検討を深めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田敦博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは(5)の木質バイオマス発電産業誘致の進め方のご質問にお答えいたします。

議員お質しの除染と併用した中での木質バイオマス発電につきましては、現在復興庁、環境省、林野庁の3省庁が実施する里山再生モデル事業において、モデル地域内で間伐と植林を進め森林再生を目指すこととしており、その中で木質バイオマス事業の可能性を検討するための基礎調査を行うことを検討しております。可能性調査としましては、モデル地域内に存在するいくつかのポイントを選定した木材の線量調査や間伐可能木材量の確認、発電工場運営のため

の労働環境確保に関する課題や、焼却灰等の処理案の検討等を行いたいと考えているところでございます。これらを整理した上で事業の可能性調査で得た情報をもとに、町として木質バイオマス事業の展開を判断してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 漁業者の住宅確保というご質問にお答えしたいと思います。

請戸地区を含みます津波被災地域につきましては、漁業者のみならず、町内へ移転を希望される方につきましては、防災集団移転促進事業による移転先団地の整備を、また、自主再建される方へは住宅再建補助金等の助成を行っているところでございます。さらには、旧雇用促進住宅についても全面改修し、町営住宅として供用開始いたしますので、町内へ帰還し、漁業を再開される方についても活用いただけるものと考えております。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） 泉田川のふ化事業の計画と町の支援についてお伺いしますという質問にお答えいたします。

まず、スクリーニングの結果でございますが、10月、11月にかけて泉田川漁業協同組合で採捕したサケの検査をしております。全部で18回被検体をスクリーニングしまして、全て基準値以内ということでご報告を受けております。

また、今後のふ化事業の計画でございますが、現在、泉田川漁業協同組合が中心となりまして、再開に向けた事業計画の概要を策定しております。その計画をもとに関係者と協議し、各種制度を活用して、築場の整備、またふ化事業の再開を進めたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野榮重君。

○13番（紺野榮重君） 再質問します。町長のこの帰還に向けた判断というものは、町民はやはり色々町民の方々との話し合い、議会との話し合いそういう中で出来るだけ早く判断してもらってそういう心構えにしたいと思うのですけれども、いつまでということが答弁ではなかったと思いますけれども、大体いつころまでに判断されるかということをお伺いしたいと思いますけれども、お願いします。

それから、帰町準備に対しての年齢制限なのですけれども、答弁いただいたのでは、宿泊までは私16歳と話したのですけれども、15歳未満は宿泊してもいいということに私は受け取っているのですけれども、何かお墓参りとか家に戻ってという話のようでしたけれども、その点はどうなのか再確認をしたいと思います。

それから、津波被災地の除染完了時期ということで平成29年3月まで完了するんだということでありましてけれども、そうすると農家にはいつ渡されるのかと思うのですけれども、そこに次に入ってくるのが災害復旧工事というのが入ってくるのかと思いますけれども、その辺農家に渡される時期はいつ渡されるのかということをお伺いいたします。

それから、ロボットや水素エネルギー企業の誘致の現状という中で、非常に新聞に東北電力の社長が水素エネルギーで復興を後押しするという記事が掲載されておりました。そういう中で広大な原発この予定地、そういうことを有効に利用出来るということが出来れば非常に期待するところでありまして、どうかそういう企業誘致、そういうことをお願いしたいと思っております。確認をしておきますけれども、東北電力も参加しての事業なのかということもお伺いしておきます。

それから、日本ブレーキ工場の誘致企業という中で、今数社と話し合っているということと、アスファルト、蓄電池、それからもう一つ私は二次製品だと思うのですけれども、アスファルトというようなこの企業はどういうことをされる企業なのかお伺いしたいと思います。中々地元の方と話をしますと、あそこで北伸産業という産業があったのですけれども、非常に問題のある産業でしたので、その辺のところを懸念されていると思うのですけれども、そういう中で今後進めていく中で、地元の理解を得ていかなければならないと思うのですけれども、そういう順序というか、地元の説明会でこうしていくんだという何かそういう順序をお伺いしたいと思います。

それから、シルバー人材センターの再開ということで、155名の意向を聞いて、継続して23名がやってもいいということで、非常に心強いと思っております。町での支援もよろしくお伺いしたいと思います。

それから、帰還困難区域の件でありますけれども、農業再開支援事業というものは、この事業自体は帰還困難区域の方は受けられないということかと私は思うのですけれども、そういう中で受けられるのかどうか。そして、受けられないとすれば新しい市町村に避難をされて、そこで代わる制度というものがあるのかどうか、そういうことをお伺いいたします。

それから、保全管理の今後の進め方ということで、この再質問は、各復興組合ごとにスタートが違うわけです。そうした場合に始まってからの3年なのか、それとも平成30年までとか、そういう区切りというものがあるのかお伺いしたいと思います。

それから、米の実証栽培、そういう中で、何しろ色々その実証裁

培1カ所ではなくて増やしてもらいたいということをお願いしましたが、中々それを受けてくれる人がいないということだと思います。何しろ浪江町の水田面積は1800haあると伺っております。そういう中で一つでは安心出来ませんので増やしていただきたいと思えます。

それから、野菜、花卉栽培の実証栽培なのですけれども、今年で終わりだと聞いております。制限品目が現状では解除されていない中で、今後どうされていくのかお伺いをいたします。

それから、木質バイオマス発電ということでは、この可能性を調査して町として判断していくということでもありますけれども、児玉教授の言われたような森林を間伐してバイオマス発電をするということにすれば、この除染が進むのではないかと、森林除染が進むのではないかとしますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、漁業再開の見通しという中で漁業のこの創業、請戸の港から船が漁に出れる予定はいつなのか。

さらに請戸の港に魚の水揚げが出来るようになる予定というものはいつなのかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。

避難指示解除について、いつまで町長として判断するのかという質問でありますけれども、議員お質しのとおり解除に向けた有識者検討会が3月末に政策提言をなされました。その中で除染とインフラの復旧、生活基盤の整備、放射線対策、この大きな四つの分野で示されたわけですが、今現在、担当課でその詳細にわたって16項目の精査をしている状況です。その中では今まで町民の方々あるいは懇談会等々で含まれた意見、もちろん議会もそうですが、議会から出されている意見、そういうものを各課で今精査しております。そういう状況でありまして、今般この検証をフォローアップするために会議を設けまして、一つ一つ精査をしていただくというフォローアップ会議を開催しているところであります。

それから、除染検証委員会、この中間報告が今月中旬に出てまいります。そういう形の中でそれを議会の皆さん、そして住民の説明会等も開きまして、色々と意見をお聞きしながら先ほど9番議員に申し上げましたように、それらを総合的に判断して時期を決定したいと考えておりますのでよろしくご理解をいただきたいと存じます。

それから、準備宿泊の年齢制限についての再質問で、今回の準備宿泊においては15歳未満の登録は2世帯で5名あります。ただ今の

次点では実際宿泊をしている方はおりませんという答弁でありまして、宿泊することについては許可しているということで結構なのですが、すけれども、そのためには先ほど申し上げましたように、万全なる線量管理、これをきっちりやっていただきたい。そして安心出来るような状況でしていただきたいということでもありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 津波被災地の事業、農地の返還はいつかということでもありますけれども、除染は来年3月に完了して、除染としてはそこで戻しますが、その後は田んぼの圃場整備の問題でありますとか、農地の災害復旧事業の進捗もありますので、今現在、いつという時期は言えない状況となっております。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） 再質問の中の日本ブレーキに今お話があるアスファルト製造工場についてのご質問にお答えしたいと思います。

事業者はアスファルト製品を作る製造工場となっております。その中でリサイクル材、アスファルトガラ、コンクリートガラ、それを破砕してアスファルト等の材料としてリサイクル材も使うということを予定している事業所でございます。地域の方々からはリサイクル材を製造する過程で色々と課題があるのではないかとというようなご心配をいただいているところでございます。こちらにつきましては、今現在、その破砕する部分については建屋で覆うであったりとかアスファルト材については野ざらしにしないなんていう形を会社で検討しております。それについてこういう形で考えておりますということを地元にも今後、説明をしてご理解をいただくような形で進めているところでございます。

それから、ご質問のあった営農再開支援事業について、帰還困難区域では使えないのかということで、営農再開支援事業になりますと、営農再開するまでその除染後の農地について保全をするということでございますので、帰還困難区域内の除染をしていない農地につきましては対象とはならないということでございますが、今回整備された12市町村の農業者の支援事業につきましては、こちらは営農再開する場所が12市町村の区域内であれば、帰還困難区域の方も対象となるということでもありますので、そういったものをご活用いただければということ考えているところでございます。

それから、実証栽培についての今後につきましては、営農再開支援事業で出ない部分を町独自の事業として係り増し経費の部分であ

ったりとかいう部分を補助していたり支援していた制度がございます。そういった支援制度を活用して、制限品目解除のための実証栽培が終わった後でもそういった実証栽培についてご支援をしていくという考えで整理をさせていただいているところでございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 電力誘致の有効活用はというようなご質問を受けました。

ただいま復興ビジョン検討会議やワーキンググループにおいて、東北電力にもご参加いただいております。それで大型事業を展開する上でこの当該土地につきましては、候補地の一つとして、非常に魅力的な土地であると考えておりました、積極的に働きかけていきたいと考えております。

さらに、帰還困難区域ではなくて、木質バイオマスの発電の進め方というご質問でございますが、木質バイオマス発電につきましては、将来的には帰還困難区域も含めて森林を再生する上での鍵となるような事業ではないかと考えております。その辺も含めてしっかり検討してまいります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） 請戸漁港についての操業についてのご質問にお答えします。

現在、荷捌き場等々の市場の実施設計を行っております。来年度にはそれをもとに、工事発注をさせていただきながら29年、30年度にかけて整備を進めてさせていただくということで計画しております。

保全管理につきましては、営農再開支援事業につきましては、今現在の事業期間につきましては、平成28年度からの3カ年ということで、28、29、30年度までとなっておりますけれども、そもそもの制度の要綱上は解除後3カ年ということになっております。なので31年度については、しっかりと見ていただくということも当然でございますし、そもそもは営農が再開する環境になっていないということであれば、継続をしてしっかりと対応していただくということで要望しているところでございます。

また、花卉栽培につきましても、花卉研究会のメンバーの方が来年度から2名なのですけれども、実際に花卉栽培を計画から実証に移りたいということで計画されておりますので、そちらの支援も引き続きしてまいりたいと思っております。

○13番（紺野榮重君） 再々質問はありません。

ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、13番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで昼食のため午後1時40分まで休議します。
(午後 0時24分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 1時40分)

◇松田孝司君

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君の質問を許可いたします。
6番、松田君。

[6番 松田孝司君登壇]

○6番（松田孝司君） 6番、松田孝司といます。議長の許可を得ましたので一般質問を一問一答方式により質問したいと思います。質問事項としては、通告書の記載のとおり質問したいと思います。

まず、午前中二人の先輩議員から多くの質問をして大部分は網羅されているのかと思っていますけれども、私なりに感じたことを質問したいと思います。

私事ですが、復興公営住宅に入居して2カ月半になります。この中で議員の方では私一人、この中でも何人かおるかもしれませんが、いままでのあったことを質問に代えさせて言ってみたく思います。

まず、8月25日に復興公営住宅の説明会がありました。9月16日に午後から入居出来ると。家賃も16日から発生すると言われたので私は9月17日復興公営住宅に入居しました。ただ説明会の時点で番地がまだ決まっていなかった。決まったのが9月の末です。その際、電力会社、郵便局とか番地が決まっていなくて何度も断られました。ただ家賃が発生するからどうしても入れてくれと、色々とみんな結構それで困っていたと思います。

当初は番地が決まったのはいいのですが、北原団地で東と西で番地が違います。同じ北原団地としてこれも県に話したのですが、何でも、何で北原団地番地が二つあるんだと。あとみんな訪れても中々迷って、北原団地着いたんだけどといっても中々思ったところには来てくれません。二つあるからどっちか分からないですね。

あと一週間経っても集積場のごみの回収きませんでした。相双建設事務所、そこに行って聞いてみると、まだ協議していない段階だ

ったのです、今から協議しますと。何やっているんだと。8月25日の段階では南相馬市役所のチラシ、ごみの回収の予定表は入っていたのです。だから入って何でそんなことやって、さんざんすったもんだやりました。

あと、復興住宅に入ってみないと分からないことも結構多々あります。まず、復興住宅と県営住宅の差、今回は優先住宅として高齢者の部屋が設けられています。その中で確かにバリアフリーで床は平になっています。ただその上ははっきり言って何も考えていません。トイレの棚にしたって高齢者は届かないところに棚があります。あと、台所もそうですけれども、食器棚、みんな高くて使えないと使ってないです。ただ椅子に登ってやると怪我すると怖い。現実に私たちに、ただ床を平にすれば、バリアフリーにすれば高齢者住宅、いかがなものかと思えます。だから高齢者に合わせて動いてほしいと思えます。その件で今回浪江町に作りますけれども、担当課長にはよろしく願いしました。

あと、石倉団地ではベランダ、水切りの溝がないのです。だから3階でエアコンの室外機、水を流せば下へたれ落ちますから布団も干せません。ある方に頼んで県に立ち会ってもらって大至急対処すると言ってもらえました。だから本当に住んでみないと分からないところがあります。

あと、私の北原団地では携帯電話が繋がりません。北原団地はユニット製作で工場製作となっております、コンクリート。強度は原発より倍くらい強いです。だからドコモの関係者にきて見てもらいました。確かに繋がらないと向こうも納得しました。だから結構これも知らない方も多くいられます、復興住宅の中でも。中々ほっと入って、確かに私たちににとっては今回が7度目の避難先になります。2LDKながらも仮設住宅の押入れを含め6畳一間に比べると雲泥の差で最初は本当に広く感じました。これでやっと人並みに暮らせるのだなと思えました。復興公営住宅生活も2カ月半が過ぎましたけれども、なんか復興公営住宅という名前だけの県営住宅ではないかと思うようになりました。確かにみんぷくという組織はあります。みんぷくは国の支援を受けた福島県が実施している生活拠点コミュニティ形成支援業務委託、コミュニティ交流員による支援活動を行っている組織だそうです。入居してから2カ月半になりますけれども、2回ほどみんぷくの支援員がきました。浪江町の社会福祉協議会でもそれ以上3回きています。デスクワークが忙しいのか復興住宅には滅多に訪れません。やっと先月27日、もう2カ月以上経って顔合わせ交流会が行いました。住民の参加者は大体70名くらいです。

入居説明会では県から各号棟の管理人が指名されました。強制的にお願いしますできました。だから全然話し合いも行われていません。10月2日に管理人委員会が開かれたそうです。その中に団地の運営、広報誌の配布、代表管理人の選任、集会所管理人選出、集会所利用規定等の話し合いが行われたそうです。ただ今もって私たちには何にも中身が知らされていません。県営住宅に入居したと思えばなんてことないと思うのですけれども、一応復興公営住宅と謳っています。復興公営住宅は原発事故に避難した方へ家賃も低減した県営住宅であることは承知していますけれども、浪江町復興計画【第一次】では町外コミュニティの核として位置づけられていたはずですが。様々な要望を県にしていたのかなと思います。入居している町民の方に全て復興計画第一次が送られていると思いますが、復興公営住宅に入れば町でコミュニティづくりをやってくれると思っている方も多くおられます。そういう夢を持って復興住宅に入居した町民の方が本当に多いです。県に対して、復興公営住宅についてどのような要望を行って、どう反映されたのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） ご質問にお答えいたします。県で建設した復興公営住宅は、入居要件に、原発事故避難者であること、また収入要件の緩和、低所得者への家賃低減措置がある、建設の際の補助率の違い、そういった違いがありますが、県営住宅であることに、変わりはありません。しかしながら、県のコミュニティ交流員が活動していることなど、他の県営住宅、通常の県営住宅とは違っております。このことは、県に対し入居者間及び地域住民とのコミュニティづくりに積極的に関わっていただくように求めた結果、そういったことが反映されていると思われまます。

○議長（吉田数博君） 松田君。

○6番（松田孝司君） みんなくという組織は分かっていますか。戸別訪問はしないと言っているのです。そうして自治会運営はどうやって出来るのかなと思っています。この間の集まりの席で聞いたのですけど、南相馬市の社会福祉協議会の人もきていました、初顔合わせ。浪江町には声かけたのかと質問しました。そうしたら一応浪江町には声かけているのだけどこないんだと言われました。

あと、今帰町に含めて、17.8%から17.5%に本当に帰町を望んでいる人が少なくなっています。

あと現実に避難先に家建てている人は中々町に戻るといっても難しいのではないかと思います。そして借上げ、仮設、そして復興公営住宅にいる人は帰りやすい条件のはずなのですよ。その人たち

にもう少し町として努力をしないと、帰る人がますます少なくなると思います。だから県営住宅だから町は入れないではなくて、県としても町に声かけているのだから、もう少し町として出来るだけ協力して帰れるような雰囲気づくりをするのもいいと思うのだけど、そういう考えはないのですか。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） まず、みんぷくさんのコミュニティ交流員は8人配置しておるそうですが、始まったばかりで今後本格的な活動はこれからになるということでございます。さらに町といたしましては、現在、高齢者、弱者そういった方、必要と認められる世帯の方には優先的に我々町役場職員各課とも戸別訪問を行っております。そういったこともさらに強化して対応してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 北原団地の駐車場を見た時ないと思うのですけれども、大部分高齢者の方は車を持ってない人多いのですよね。そしてどこ行くのにも結構困っている方もおられます。そういう声を地道に聞いて欲しいと思います。

次の質問に入りますけれども、私が住んでいるところは264戸が入居出来ます。当初は全戸が埋まっていた。入居説明会時は40戸ぐらい空いているとちらっと聞きました。今現実には60戸ぐらい空いています。浪江町民は最初204スタートと聞きました。現在は182世帯です。そのキャンセル要因はどういった原因が考えられるのでしょうか。いろいろ原因はあると思いますけれども、それに対して今後の取り組みや対応をどう考えているかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） お答えいたします。

復興公営住宅の入居決定後のキャンセルにつきましては、理由は様々ですが、主な理由を上げさせていただきますと、住宅再建、通院、健康への不安、別の公営住宅への申し込み、仮設住宅等から直接帰還することを希望しているなどの理由があります。また、空き室につきましては、県が再募集や定期募集を随時行って、その空き室を埋めるように努力しております。そのキャンセルにつきましては、キャンセルをした方々それぞれ様々な事情がありますので、個人の判断を尊重せざるを得ない状況ですが、こういった状況を常に把握しながら県と連携して、その時その時、より有効な住宅供給心がけてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 松田君。

○6番（松田孝司君） この間相双住宅管理室ですか、相双地区を担当するところにお伺いしました。募集する考えあるのかと言ったら当分無いと言っていました。空いているから入りたい人も結構いるのです。だから早急に募集するように町からも要請をお願いしたいと思います。私引っ越しの時に色々聞きましたけど、「ああ、いいな。ここに入りたいな」と言う人が何人かいたのですよ。町としてもそういう行為を募集をするように言ってほしいと思います。

次の質問に入りますけれども、現在町営住宅の入居募集が始まっていますが、復興公営住宅では敷金と駐車場保証金3カ月分が徴収されています。公営住宅法に載っていない駐車場保証金まで私たちは本当に信じられません。確かに公営住宅法の第18条には、事業主体は、公営住宅の入居者から3カ月分の家賃に相当する金額の範囲以内において敷金を徴収出来るとあります。出来るであってしなさいではないです。ただ2項には、事業主体は、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、敷金を減免することが出来るともなっています。今回の東日本大震災では、南東北三県が多大な被害を受けました。その中でも岩手県では、県が主体になって災害公営住宅を建設していますけれども、敷金は一切取っていません。

宮城県では各市町村が災害公営住宅を建設していますが、東松島市、石巻市、名取市などでは被災者の負担を出来るだけ軽減するため敷金が免除になっています。仙台市でも減免申請をして敷金が減免になることもあるそうです。現在双葉郡でも避難指示解除になっても中々帰町する人が少なく苦労していると聞いています。当町でも昨年では17.8%、今回速報版では17.5%聞いています。話を聞いてみると、世帯の中でも意見が分かると言っていますので現実には、速報版では29%は家族で帰る。あと42%は単独で帰る人もいます。帰町を進めるためにも敷金なしでも考えるべきではないかと思いますが、どう考えているかお伺いします。

○議長（吉田敦博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 現在、町内に新たに整備し、入居募集を行っております町営住宅につきましては、浪江町営住宅等条例によりまして、家賃3カ月分の敷金の納入をお願いすることといたしております。原則、退去時に全額還付することとなっております。退去時の修繕費用などに充てる方が多いようであります。敷金の納入が負担となる方がいらっしゃる場合には、同条例に徴収猶予などの規定もございますので、それぞれの事情を丁寧にお伺いしながら、対応させていただきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 松田君。

○6番（松田孝司君） 今回私も復興公営住宅に入居して分かったのですが、結構多大なお金がかかります。まずカーテン、照明、エアコン、その他ガステーブル、家具とか色々と私で100万円超えています。中々結構厳しいです。引っ越し費用もかかっています。出来るだけあとで還付するのは分かるのですが、町に帰る人はそこで余生を過ごすことになると思うのですよね。普通のサラリーマンの引っ越しとは違うと思います。なるべく最初に減免すべきだと私は思います。出来るだけそういう方向で出来ればお願いしたいと思っています。

次の質問に入ります。次は、避難指示解除に向け、何点かお聞きしたいと思います。先日の準備宿泊者懇談会でも国から避難指示解除に向けた環境は整ってきており、年明けには解除時期を明示した上で町当局、議会、住民の皆様とご相談出来るのではないかと考えておりますと言っていました。現在の浪江町では仮設店舗まち・なみ・まるしえやコンビニ1軒ですけれども、同じころ避難指示解除が予定されている富岡町では、スーパー、ホームセンター、ドラッグストアなどがもう開店しています。檜葉町などでも買い物に訪れていると報道されています。町でも、住民の方と協議を考えていると思いますけれども、6月から7月にかけての住民懇談会では町民の1割にも満たない約1200名の参加者だったかと思います。今度同じような懇談会を設け、同じような参加者なら、それで町民の合意形成がなされたと考えるのは本当にどうかと思います。出来るだけ多くの人の意見を聞くのが筋だと思います。懇談会を細かくやるとか具体的にどういった手法を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。

町では先の6月に実施した住民懇談会の他にも、県内にあっては、仮設住宅の居住者との意見交換会や借上げ住宅自治会との意見交換会などを実施しまして、積極的に町民の皆様からご意見をいただくよう努めてまいりました。県外においても、町民との交流会等に参加して、情報の提供と意見交換を行っているところであり、町長自身、地域の会合などにも積極的に参加いただいております。

また、町内の宿泊状況を確認するため、国、町による戸別訪問とか、宿泊者との意見交換会を行い、課題の掘り起こし、解決に向けて対応しているところでございます。

今後予定される住民懇談会にも多くの町民の方が参加いただいで

ご意見をいただければと考えておりまして、効果的な周知の方法等について検討してまいります。

○議長（吉田数博君） 松田君。

○6番（松田孝司君） 仮設住宅の懇談会、私も参加させていただきました。ただ最初から私は細かく設けないと、結構高齢者の方からまず自分の町ではなくて、遠くに避難しているから車の運転嫌がる人が多いです。中々車線を走れない方もおられます。だから出来るだけ懇切丁寧に説明会懇談会を多くやってもらい、多くの町民の意見を聞いて判断をしてもらいたいと思います。それ以外のことは午前中皆さん質問していますので省きます。

次の質問に入りますけれども、現在仮設住宅が平成30年3月末だと思えますが延長されています。避難指示解除になれば、避難指示解除準備、居住制限区域の住民の方は復興公営住宅に入居が出来なくなると言っています。以前仮設住宅の懇談会席上で質問あてた時、町の幹部の方で分からない方もおられたような気がしました。以前にも言いましたが、今はあまりにも情報量が多くて自分の関心のあることしかはっきり言って目を通さない方が多いです。仮設住宅が延長されたから復興公営住宅を断った方もいます。仮設住宅で行先の決まっていない方もまだおられるのではないかと思います。町では最新のそういう方向性、把握をしているのでしょうか。もし行先の決まっていない方がいれば、その方への対応をどう考えているのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） ご質問にお答えいたします。避難指示解除後に復興公営住宅に入居申込みが出来なくなるということは、募集のチラシ、ホームページ、その他の方法で、さらにまた皆様にお集まりいただく機会があるごとに何度も周知してまいりました。

さらに、県にもその条件を緩和するようにも申し入れております。また、仮設住宅で行先の決まっていない方に関しましては、直接訪問、電話等で今後の意向を調査しておりまして、その現状は把握しております。その際に、様々な情報を提供しながら、出来るだけ早めに次の住宅を確保していただくように促しております。

なお、町内に建設の町営住宅には、希望者が入居条件を満たせば、避難指示解除後も申込みをしていただけますので、それらの情報も常に提供してまいります。

○議長（吉田数博君） 松田君。

○6番（松田孝司君） 先ほども言いましたけど、町の幹部の方さえ目を通さないのもあるのですよ。住民の方がみんな目を通しているか

疑問なのですよね。だから自分の興味のあることしか見ないです。ちゃんときちんと仮設住宅といっても仮に残っているのは少なくなっています。きちんと把握して、この相手の高齢者、弱者に対して、親切丁寧にやってほしいと思います。

なおかつ、本当に孤立化防止、先日もある仮設住宅行ってきましてたけど、本当に一時の5分の1、6分の1になっています。隣が誰もいない、ただぼつんと離れているところあります。孤立しないように生活支援課でも支援をお願いします。

次の質問に入ります。避難指示の解除は、戻りたいと考えている住民の方々の帰還を可能にするためと国では言っていますけれども、どうしても復興復旧と町に戻ることを基本にしています。

確かにそれが当たり前の町のあるべき姿だと戻れないと思っている方も分かってはいると思いますけれども、その上で取り残された感があるのも事実ではないかと思えます。戻れないと言っている方々への支援をどうするのか、特に帰還困難区域の方々は自由に立ち入れない中ふるさとが廃れていく精神的苦痛は本当に並大抵ではないかと思えます。

確かに戻りたい人は17.5%に減っています。ただ予算を全部それに使うのではなくて、戻りたくても戻れない人に何を具体的にやってくれるか、町としてそういう方向性を示してほしいと思います。その対応をよろしくをお願いします。どう考えているのかお願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

一人ひとりの暮らしを再生する。どこに住んでいても全ての町民の暮らしを再建するという第一次復興計画の理念・方針は二次計画にも引き継ぐこととしております。

従って、町に戻りたいと考えている方にも、当分戻れないと考えられている方にも、必要な生活支援は当然、継続して実施していきたいと考えております。特に戻れないと考えている方には、まずは居住環境の確保が重要な課題であり、復興公営住宅の早急な整備、また、仮設住宅・借上げ住宅の供用期間の延長、さらには、原発被災者特例法の継続や高速道路の無料化など各種支援措置の継続を強く求めているところであります。

さらに、町との繋がりを保っていただくために交流会の開催や町内情報の発信強化、または町内でイベントを開催するなど、町に帰るきっかけとなる取り組みを実施していきたいと考えております。

そして、環境が回復してくるに従って、戻れないといわれている

方々も避難先と浪江を行き来するように、また、いずれは帰還していただけるように努めていきたいとそのように考えております。

○議長（吉田数博君） 松田君。

○6番（松田孝司君） 町長の言うことは分かるのですがけれども、先ほども言いました。復興住宅建てるのはいいです。これからどう町との繋がりを深めていくのが基本だと思うのです。もう少し町として復興住宅に入った人も身近に寄り添ってくれないと、町からもっともって離れていくと思います。今、北原団地では南相馬市の広報も配り始まっています。南相馬市では取り込みも始まっているのですよ。1軒1軒みんなに配られています。浪江町の広報はみんな郵送できます。そういうのも悪いけど浪江町よかったら全部全戸配布するとか、浪江町としてこうやって頑張っている姿を身近に示してくれないと中々難しいのではないかと私は思います。

確かに町長がこう帰還に勤めて努力していると言っていますけど、具体的な施策きちんと帰還困難区域とか帰れないと思った時、いかに帰れるように努力するか、どういう目標を設定して、住民に知らせてほしいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次は、今後の賠償について何点かお伺ひしたいと思います。

前に農林業賠償の説明がありましたけれども、現実にそぐわないことを東京電力ホールディングス株式会社は言っています。いかにも2倍支払いますと言っていましたけど、内容を見ると2年分一括で支払いますとのことでした。JAなど各団体からの抗議や要望で農林業などの賠償も見直しし、今月に入り3年分とか支払いますと言っています。それ以降は個別の対応をすると聞こえはよい言葉を使っていますけれども弱いものいじめではないのかと思います。どうしても高齢者などは、中々現状把握出来なく、東京電力の言うがままで終わってしまうおそれがあると思います。先ほども賠償について話ありましたが、町では高齢者の弱者への支援対策を具体的に今後どのように考えて対処していくのかお伺ひします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、質問にお答えします。

高齢者など弱者への支援対応でございますが、現在農林業賠償に限らず、賠償請求全般において、高齢者等請求が困難な方への賠償請求の支援を行っているところでございます。特に取り組んでおりました、75歳以上の単身者等に対する訪問等による請求支援につきましては、ほぼ訪問等、いわゆる対応が決定しましたので、さらに70歳以上の世帯への対象枠を広げまして、請求支援が出来るように準備を今進めているところでございます。今後におきましても継続

して支援をしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 松田君。

○6番（松田孝司君） よろしくお願ひしたいと思ひます。皆さんは若いからいいですけど、高齢者になると字も中々小さくて理解出来ないことも多々あります。私も中々目も悪くなつてきて、そろそろ限界なのかと思つていますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入りますけれども、精神的賠償も避難指示解除1年後までと言われてはいますが、それで賠償を打ち切られるのはどうかと思ひます。確かによその方から見れば、いつまで甘えていたんだなどという方もおられると言つています。ただ私たちは先祖代々のふるさとのすべてを失ひ、はっきり言つても未来永劫もとの姿に戻るかは定かではないかと思ひます。ただ、今まで一人あたり幾らという精神的賠償にも様々な課題があるのも事実ですが、いたずらに代へても混乱のもとだと思ひます。私が思うのには、避難指示解除後1年までは現在の賠償をしていただき、それ以降については、国では避難してからすぐ細かく空間線量を測つてゐることと思ひます。それをもとに行政区単位で空間線量の高いところを基準にして、原発事故避難前の空間線量との差の低減率に依つてもとの空間放射線量に近づくまで賠償を求めるとは一手かなと思ひます。そうすれば国でも真剣に除染の低減化を測るのではないのでしょうか。例えば住民の方にも例えば当時毎時5μSvあつたところが1μSvになつたと言へば、8割の低減です。だから2割を賠償してもらつとか、これは国も国民も納得するのではないかと私は思つています。私一人かもしれないけれども、ただいつまでも今の賠償でいくのは限度はあると思ひます。そういう考えで末永く細く長くもらへたほうが、住民の方ははっきり言つて喜ぶと思ひます。急に切られてあとどうするかという方も本当に多いのです。今までどおり同じ金額でいつまでも要望するにも本当に限度があるので、町の考えはどう考へてゐるか、どう要望するかよろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） ご質問にお答へします。

避難指示解除後、1年間を当面の目安としておありまして、1年間という期間につきましては、実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当とされてございます。お質しの空間線量の低減率に依つた賠償を求めるとは、精神的損害を訴える一つの方法であるかとは思ひます。ただ賠償の差による、これ以上の町民間の分断は避けなければならないという認識でございます。町といたしましても、1年間とされてゐる相当期間について、6年を超える長期避難後の

状況を踏まえ適切に設定されるよう今後も引き続き求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 松田君。

○6番（松田孝司君） どこまで続くか分からないから悪いけど、浪江町の常識が国民の非常識にならないように対応して欲しいと思います。国民が納得すれば確かにいいのですが、いつまでも同じ金額では無理だと思います。ただ低減率に合わせれば、これだけ残っているんだから、これだけ賠償とは当たり前のことなのですね。農業保障もそうです。これから我々も甘えるのではなくて、ある程度の賠償は求めるべきだと思います。我々はふるさとを失っているのですよ。商業にしてもそうだと思います。私もさっき冗談で言ったのですが、商業にしても帰還して、帰還率、帰町率で賠償を求めるのもいいかと思うのですよ、ある意味で。1割戻ったら9割の賠償を求めれば、商業もやるかもしれない人も多くなると思うのですよ。そうやって帰る人、店を多くしないと、にわとりからたまごです。だから商店を多くするか帰る人を多くすれば、こうやって国にも求めて行くべきだと思います、商業にしても。2割しか帰らないのだからその後の8割出せ。もともと浪江の商圈は浪江だけの2万1000人の町ではないのですよね。十日市にしても分かりますけれども、2万が10万以上あったと思うのです。だから最低限のそういう賠償の仕方もよいのではないかと私は思っています。皆さんどう思うかは分かりませんが、世間が、国民が常識として理解するように動いて欲しいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問に入りますけれども、課長に質問して叱られました。前にも質問しましたが、浪江町民2万1000人余りの町かもしれませんが、叔父叔母、兄弟、姉妹や友人、知人など多くの町との関わりがあるふるさとです。うちの兄弟会やっても姉から私らもふるさとなのだから私ももらう権利があると前言われました。そうではなくて、今月1日、2日等新聞出ました。浪江町に人手が足りない、財源支援がなければと出ています。いろんな最近外国人の人を介護とか農業をよその人からとは言っています。ただ現実に浪江町を知っている人から声を広げていくべきだと思うのですよ。やっぱり親戚、知人、浪江に関与している人たちから声を広げていって増やしていかないと全然関与していない人が浪江にこなかったって現状知れば、悪いけどすぐ逃げ出す可能性あります。だから浪江町に関連ある人たちに声をかけ、発信して、今いかに浪江の窮状を訴えるか、これをどう発信を考えてほしいと思いますけど、それに関してどう思いますか。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） ご質問にお答え申し上げます。

議員お質しのとおり、原発事故発生時に、町内に住まわれてはいなくても、多くの方々にとって浪江町はふるさとであるというのは認識してございます。避難を強いられていないことから、今お話があったとおり直接的な賠償は困難かと思いますが、その方々のふるさとを思う気持ちが、町への支援に繋がるよう、いわゆる町のホームページ等をさらに充実するなど、対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 松田君。

○6番（松田孝司君） これで質問を終わりますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 以上で6番、松田孝司君の一般質問を終わります。

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（吉田数博君） 続いて、1番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。

渡邊君。

[1番 渡邊泰彦君登壇]

○1番（渡邊泰彦君） 1番、渡邊です。議長より質問の許可が出ましたので、通告に従って一問一答方式でご質問させていただきます。

今回3点に絞って、詳しくご意見をお伺いしたいと思っています。

まず、1番目の町民の安心についてということで、おおざっぱな題にしましたけれども、放射能のことで色々お尋ねさせていただきます。

平成28年8月なのですが、環境省で除染効果メッシュマップというものを公開しております。それで除染前と除染後を見るとかなり放射能は低減されておまして、現在8月時点では政府が避難指示解除の目安としている年間20mSvを超えるというところが大体今の段階で5%、約95%以上が空間線量が3.8μSv/h以下ということになっています。この除染のやり方、結果について町は今どのような考えをお持ちなのかお尋ね申し上げます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 質問にお答えいたします。

まず除染検証委員会の役割についてご説明をいたします。除染検証委員会では、町民の不安解消を目的に、有識者による科学的な見地から放射線低減化のための除染の効果を検証することを目的とし

ております。これまでの除染検証委員会においては、除染により全体的に6割程度の空間線量率の低減が図られたとの報告を得ているところです。今月20日に報告されます、検証委員会の結果報告書を踏まえて、除染効果を判断したいと考えております。また、ガンマカメラの測定についてでございますが、現在宅地のガンマカメラの撮影結果を取りまとめ中の状況となっておりますので、準備が整い次第、個別報告を進めるほか、内容に応じましては、環境省へ報告しまして、フォローアップ除染などの対応をするよう求めてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 町長から詳しく説明いただいたのですが、環境省で、先ほど申しましたとおり、除染効果のメッシュマップ、100m四方で線量を各地点で測量したもののなのですが、それを環境省にお願いして調べていただいたら、浪江町においては、平成23年度、要するに除染前です。その時のメッシュマップだと0.23 μ Sv以下、要は年間1mSv以下になると、追加被ばく線量が年間1mSv以下になるという地点が22地点ありました。3.8 μ Sv以上、要するに政府が言っている年間追加被ばく線量が20mSv以上になる地点が274地点ありました。それが平成28年度どうなったかというところだと0.23 μ Sv以下、要するに年間被ばく線量1mSv以下の地点が341地点、3.8、要するに20mSv以上の地点が35地点になっています。比較すると1mSv以下になるところが約15倍に増えていると。3.8、要するに20mSv以上になるところが7分の1以下に減っているのですよ。除染効果というのはかなり出ているなという評価をせざるを得ないなと思っています。ちなみにうちの町ではないのですが、どこで比較したらいいのかなと考えた時に、うちは富岡と似ているのかと思って、双葉、大熊も見ましたが、富岡では実は1mSv以下になるところは震災前が19地点から47地点、要するに2.5倍。浪江は15倍なんです。富岡は2.5倍なんです。3.8 μ Sv以上、要するに20mSv以上になるところは47地点がそのまま47地点残っているのですよ。除染効果を見ると浪江町が数字的にも相当きれいに除染されているなという、数字だけ見るとそういう判断になっているのですが、この避難指示解除に向けて住民の安心ということになれば、これは相当安心出来るような被ばく線量になってきたのかと私自身は思っていますけど、その辺町はどのような印象なのか、今の数字を聞いてお答えください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） これは除染の効果もあるでしょうし、また平成23年から平成28年というところ5年経過していますので、自然減衰とい

うことも考えられるということで、いずれにしてもセシウム134が2年で半減ぐらいになると。137が若干時間かかるということで、その辺の差が出てきているのかという感じがしておりまして、いずれにしても線量が低減化するという事は、私どもにありがたい話でありますので、是非、自然減衰ばかりではなくて除染をきっちりやっていただくということで今後とも環境省あるいは復興庁全体にも強く要請をしていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） まさに今町長がお答えいただいたとおり、これで安心するのではなく、最後まで一人までということではないのですけど、1地点でもそういうところがなくなるような除染は、今後望まれるのかなと思います。

なおかつ、今回住民意向調査が私の手元に速報版が届いているのですが、その帰還する場合に不足していると感じる支援のところには被ばくの低減の対策が欲しいということが第4位になっています。その下の帰還する場合の条件で放射線量の低下や除染成果が分かっただけから5位になっています。町民が避難指示解除してから戻るにあたって、追加被ばく線量というのは頭の中にまずくるのかと思っています。私自身は政府が目途とする年間20mSv以下になれば、私は全然問題ないのかなという考え方を私しています。いろんな方がいろんな考えを持っていると思うのですが、20mSv以下、これが求められているのですよ。先ほど言いましたように95%以上が3.8以下になっていますけれども、1%でも2%でもあるうちは追加除染なり、フォローアップ除染なりするべきかと思っております、そこで町長から先ほどあった除染検証委員会のご質問させていただきます。

除染検討委員会というのは4回、除染検証委員会です、すみません。除染検証委員会は4回ほど行われていると。その中でホームページで公開されている議事録を精査させていただきました。これはどういう目的で、どういうやり方で、どういう結果を出そうかと思っております、一生懸命私も調べて読ませていただきましたが、地域の住民が各検証委員会に何回か参加していると言いますか、発言しているのですけど、その方々の発言を見ると、本当に現実的な質問をしてくるのですよ。ここがこうなんだ、ここがこうなんだと。それに関して一緒に参加している環境省の答えが、これを見ると常にあやふやなのです。持ち帰って検討するとか、町民がこうわざわざ除染検証委員会を開いて、いろんな意見を吸い上げているのに対して、その委員会の中でもいろんな追求をしていますけど、全体的な追求

は、当然先生方にやっていただくということでいいと思うのですが、住民を呼んでその意見を聞いているわけなのですよ。それを持ち帰ってとか、何回か後にその前のことが出ているのかと思って後をずっと追っていくのですが、そのままなのですよ。除染検証委員会、当然必要なものなのですが、もう少し効率的に町民の意見を吸い上げるような方法をとっていただければいいなど。そのためにはどうしたらいいかという、いろんな話が出た中で持ち帰ったものを次の会議に答えを持ってきていないのですよ。また次の新しい住民がきて、また別のお願いしていると、そういうのがずっと4回続いているので、その辺検証委員会のやり方を少し変えたらどうなのかと思いますけどお尋ねします。

○副町長（本間茂行君） 検証委員会をこれまでやっておりまして、地域の課題をぶつけて、それについて有識者の先生については非常に丁寧に分かりやすく答えていただいております。それに対する対策をどうするのかと環境省に尋ねた時に、確かにその時点では明確な答えを得られないというのがありました。ただ回を重ねていくうちに実際にすぐに回答出来る、やれるということは、次の検証委員会の時に一部分はそういうのが整った回答についてはいただいております。ただ、トータルとしてまだまだ我々として満足いく対応に至っていないということがありますので、検証委員会の報告の中では、当然これまでの経過プラス今後環境省にやっていただきたいことをしっかりと明示して、それを踏まえて執行部から環境省にそれを踏まえた提言というのですか、環境省に対する要望を行いたいと考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 本間副町長から今話があったのですが、例えば、環境省の小沢副本部長の回答なのですが、住環境へ影響のある場合には、森林といえどもう一度除染を行うことにしております。住環境へ影響ない場合には実施しておりません。とりあえず我々としてももう一度チェックを進めてまいりますという答えが、ある質問で出ているのですよ。その住環境に影響のある場合のみとか、その地域の住民から、要するにこの話の中で山が50mありましたと、隣に住んでいたと、そこらから20mは除染すると、こっちからまた20mは除染するけど、10m残してそのとこだめなのじゃないかという問いのなんというか、議事録なのですが。これをやっているのでは除染検証委員会の中で、もう10mは絶対やりませんよと、そう言うのであればまだいいと思うのですが、10mぐらいだったらやりますよとか、住環境に影響がある場合には森林といえど一度、何と

いうかやらないということをやり返しに言っているような、これ一部なんです。よく見るとたくさんあるのですよ、竹林とかその辺も全部見ると、議事録って正確なものできちっと分かるのですが、検証委員会の先生方も中々我々地域住民というのはいま説明出来ないと思うのです。環境省に訴えても中々分かってくれないところがあるでしょうけれども、その辺を副町長、住民の言葉を拾っていただいて、それをかみ砕いて先生方が環境省に要求するという事でないと、全部こんな答えになっちゃうのですよ。その辺しっかり、副町長に向かってしっかりという言葉は失礼だと思いますけど、その辺はきつく環境省をつれてやっているわけなので、効果を見せていただきたいと思っています。

もう一つです、ガンマカメラについて町長から色々ご意見いただきましたけど、そのガンマカメラによる測量というのですか、これに関しては、確か前に資料いただいた時千何カ所か計画していると聞きました。そのガンマカメラの性能なのですが、日立のあの形というのは、私の記憶によると5秒か6秒で10mから取った8m四方の線量がすばっと出るはずなのです、あの機械は。それで時間的な問題ですが、来年の3月までに全箇所やると言っていますが、今どのぐらいの箇所の測量が終わっているのか分かれば教えてください。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 今年度のガンマカメラの委託は、除染工事の1から3の宅地を実施しております。対象件数は約1400件となっております、600件の撮影が終了しております。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 600件ということは残り半分700件近くあるのですが、3月まで終わる予定かどうかお聞きします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 結果の送付まで含めまして、来年の3月までには終了させます。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） このガンマカメラの計測結果を地域の方々に配付するという事で良いのですか。それとも結果を町がいただいただけで終わりかそれを教えてください。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 一つの宅地を3方向からガンマカメラで撮影したものを各個人に送付いたします。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） それで例えば、これも環境省の適当な基準でいつもやっているのですが、基準はないのだと、高いところと低いところがあるので、その高低によって決めるんだといういつもの方式なのですが、例えば、環境省にうちの結果見たらちょっとここ高いよねと、ここから見たら高いよねと。その場合は再除染してもらえませんかとかフォローアップ除染してもらえませんかというようなことを例えば、環境省に直接言うわけにはいかないの、町とかそういうところに住民は行くかと思うのです。それをこの除染検証委員会の中でもやっているのですよ。私のところ測って見たらこうなのですよと。それをフォローアップ除染するのか再除染するのかというのは、その答えもさっきも言ってくどいと思うのですけれども、明確じゃないのですよ。基準に合わせてやっているの、個人がちょっと高いのではないかというのには対応出来ないと言っているのですよ、環境省では。それだったらガンマカメラで測る意味ないと思いますし、ましてやガンマカメラの良いところというのは、私も科学的に詳しいわけではないのですが、見えない放射線を可視化するためのものですよね、ガンマカメラというのは。そこで色分けしたところで、高いところは素人でも分かるのですよ。そこで高いのではないかと不安になる。それは町が解消するべきだと思うのですけど、課長どうですかその辺。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） ガンマカメラの撮影によりまして、実際の空間線量率が数値化されて、この辺は数字的に0. いくらかという数字が出てきますので、数字によっては安心が出来るということになろうかと思えます。高いところのみ測っているわけではなくて、その家の実際の数字を測りますので、その数字で実際に数値化することで安心が得られるということかと思えます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先ほど答弁いたしましたけれども、個別報告を進めて、それで内容に応じては環境省へ報告をすると、そして追加的除染あるいはフォローアップ除染をしてもらおうと。これは先日の準備宿泊者の懇談会の中で自分の後ろの木が相当高い、除染はしてもらったのだけど相当高い結果が出たと。これはどうしてこうなるのかということで、環境省に言ったらそこまでは事業者がやれる範囲ではないということで、だいぶ地主さんにはお叱りを受けました。環境省に言ったら確かに環境省で測って見たら高いと、これはやり直しということで、そういうフォローアップもしていますので、ですからこういうガンマカメラの内容がきまして、非常に高いところ

があったらば、環境省にきちっと報告をして、環境省に責任を持ってやらせるという方向を定着させたいと。それが避難指示解除の一つの要因にもなってきますので、そういう形を進めたいと思っています。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 今町長の説明で分かりました。課長もうちよつと説明明確にしてもらわないと何回も質問して時間ばかり過ぎるので。

とりあえず、今浪江の除染に関しては非常に私は自分自身としてはよくやっているなというイメージがあります。避難指示解除するにしても相当いい条件になってきたなというイメージがあります。たださっき言ったようにたかが何%でも3.8以上のところがある限りは、これは3月まで絶対努力して、なんとかそれを低くしないといけないと思うので、今日、課長に厳しい言葉言ってしまいました。やっぱりそれをやるためには、除染作業、検証委員会、ガンマカメラの測定というのは三位一体になっていて、初めて数字的なもの、目に見えるものが出来てきて、環境省に対してもかなり有効度が高いと思うので、是非、その辺をうまく使ってきっちり除染してください。お願いします。

二つ目は似たようなことなのですが、町民の安全についてです。

もう何回も私も質問しているし、いろんな場面でもしゃべって今日も出ている鳥獣対策です。イノシシ、ニホンザル、細かく言えばアライグマ、ハクビシンとか色々等々はあるのですが、本当に、あと数字申し上げますけど、とてつもないことになっているのですよ。今現在、準備宿泊なさっている方は相当被害に遭っているのですよ。それで一つ除染の件お話したのですが、次に避難指示解除するにおいて深刻な問題になっているのですよ。それで今先ほど先輩議員の方の質問の中で課長から言った、駆除隊の強化とその時の追い込みでイノシシを退治するという方法が、私聞いていたのですが、具体的にどういうものか教えてもらっていいですか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） お答えいたします。

先ほど9番議員にもご説明した内容でございますが、今町と捕獲隊で検討しているのが追い込みをして猟をするということでございます。今捕獲隊から河川敷の草むらに一定程度まとまって個体が生息しているというような話がございまして、ちょうどこの冬場の草が枯れている時だと適しているということで、そこで捕獲隊それから協力する方と一緒に一斉に生息しているところを追い込ん

で、河川敷なので川に追い込んだ形で逃げられないところで一斉に駆除するという方策である程度まとまった駆除が出来ないかということは今検討しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 例えば今ちょっといろいろな資料の中で、例えば、そのこの間の住民、今浪江で準備宿泊している方々と町との懇談会の中でもやっぱり防犯、買い物が不便だ、イノシシ、必ず出るのですよ。前から私も何回か話しているのですが、今やっている制度をどんどん少しずつ増やしながら強化していくということをずっと続けてきました、この何年か。それでもこういう結果なのですよ。今、これご存知かどうか分かりませんが、福島県全体では、震災前はイノシシは約3万頭生息、平成26年は5万頭なのですよ、1.4倍なのです。1.4倍なのだけれども、駆除している数が震災後すぐと現在では約3倍に増えているのですよ。3倍とっても1.4倍増えているのですよ。これをよく数字の計算をすると捕る量より増える量が多いということなのですよ。ですから今のままの方法では永久的に減っていかない。特にそのデータを見ると、福島県の安定生息数というのは大体5200頭が一番いいらしいです。それからしても10倍、常態的には異常な状態で、なおかつ、もっと悪いことに被災地においては他の増加よりも相当増加しているのではないかというデータが出ているのですね。追い込み猟にしても、いろんなところで追い込み猟やってそれでやるというのだけど、イノシシの行動範囲というのは30haから50haあるんです、通常は。ところが今人間の圧力がないというかないので、これが100haから250haに変わっているのですよ、3倍も4倍も広がっていると。通常の追い込み猟でさえ中々うまくいかないのに、これだけ行動範囲の広いイノシシを追い込もうと言ったって、それは中々難しい。もちろんこれはやらなきゃいけないですけども、そういうことを踏まえて、今県ではこんなことやるからとか、こんなこと考えたからとか全然今通用しませんからね。その辺を踏まえてこれから対策をとっていただかなくては行けないと。

それでちょっと長くなりますけど止めないでください。説明します、ある二つの町の例を上げさせていただきます。ある一つの例は、イノシシ用のセンサーを付けています。町ではなくて市だから市町村です。長野県なのですけど、1000、2000と言う数のセンサーを付けるんです。そこはまず最初は農業しているところをやっていたのですが、そこで退治しないで撃退していたら、今度町に出てきちゃったと、田んぼにはいないんだけど町の中で生息し始めたと、それ

の対策に使ったのがこれで、センサーにイノシシがヒットすると最初は青色LEDを付けると、まずそれで逃げていたと。ところが学習して、それで逃げなくなると今度は点滅させると、青LEDを。それでも学習してきたら、それプラスサイレンを鳴らしたと。それで7割撃退したそうです。これのセンサーの値段もそんなに高いものではないと、1万円から2万円ぐらいの間で設置したと。浪江町で避難指示準備区域に入っている方々の行動を見ると、日中今まで荒らされていたこの庭を手入れしたり、植木を植え替えたりと、肥料入れたりしているらしいんですけど、それがだっとイノシシに掘られると、また元に戻すと、また同じことが起きる、その繰り返しなんですよ。何回かやるともうやりたくなくなるんですよ。やっぱりそういうところでは、町民が安全に戻れるという環境ではないかと思うんです。そういうところに効果的だと。もう一つは、これもある町なんですけど、有害鳥獣捕獲隊を非常勤特別の地方公務員に任命したと、町で雇ったということですね。その方を4名雇ったそうです。4名雇って、4名の方を二人一組にして、先ほどちょっとユニークな話が出たんですが、2トンユニックを2台投入したと、それプラス箱罟を60揃えた。そのあと行政がどうしたかというのと、箱罟猟という免許がありまして、鉄砲撃ったりするのは全く違う免許なんですけど、それが合格者が試験受けた方の9割が合格する試験らしいです。まずそれを4人のうち2人に取ってもらったと、あとの2人どうしたかというのと、ユニックを使うんで、移動クレーンの講習とたまかけの講習を受けてもらって、それが二人一組になったと。それを自分の仕事として箱罟をずっとかけていったと。そこは被害額が相当多いところだったんで、いきなり半分なるとか7割にはなりませんけど、毎年毎年10%とか20%とか被害の数が減ってきているんですよ。その費用対効果を見ると年間4人の給料とユニックと箱罟のお金で1年目の投資が2400万円ぐらいでした。ですからそういう何て言うんですか、私が二つの例を上げ、もっといい方法があるかも分かりません。そういうことを考えていかないと、今言ったように5倍捕って1.4倍も増えるイノシシは今の方法だけではどうしてもだめだと思われ、少なくとも今の頭数より増えない方法を考えないと、だめだと思われ、それでいろんな方法を私も取るわけではないんですけど、行政がこれみたいに非常勤特別地方公務員にしてやっているところがあるんですよ、予算もかかりますけど、町長その辺ちょっと出来るのかどうか検討出来るのかどうかお尋ねさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 大変前向きな提案ございまして、実は先週県知事と県内町村会の理事による理事会を開催したところ、全県の町村長、このイノシシ鳥獣対策非常に困っているそうです。なんとかしてくれという悲鳴が上がっているような状況でした。その中で、出てきた提案が私どものパトロール隊、猟友会です、この協力はもちろんそのまま協力していただいて、今出ているのは、ある会社で相当な人員、人海戦術で一気に集中して人材を投入して、それを駆除していくというそういう方向性の考え方が出てきております。それを政府に予算請求しましたら、予算は通ったと言うことで、県にそれを提案がされてくると思います。今業者の名前は言えないんですが、そういう委託をして、特に浜通り12市町村、ここが原発被災で避難して無人化したところがありますので、そのこのところの地域を中心にやっていきたいという話もあるようです。ですからそういう方向で1日も早くやっていただけないかということで、考えているようですので、そんなに遠くなく、そういう何と言いますか駆除隊が入ると言うことを一つご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。本当に心強い方策を聞かせていただいて、今回町長のあれにも書いてあったんですけど、準備宿泊している方の生の声をお聞きになっていると思うんです。その中で町内商業施設が日曜日営業してないから不便だとか、防犯面で不安だとか、イノシシ対策という言葉がすばっと出ているんですよ。そこを解決してやるということが、やっぱり避難指示を解除するためには大きなことになってくるのかなと思っていますので、是非、町長のほうで率先して浪江町でそれを導入していただけるようお願いしたいと思っています。

その中で防犯関連なんですけど、防犯灯の不安ということだったんですけど、町の安全について安全に関わることで質問しますけど、やっぱり町が暗いということは言われているはずなんですね。これでどうやったら明るく出来るかと言ったら、光を付けるしかないと思うんですよ。確かに防犯灯もきちっと整備はされてはいましたが、私も何回か泊まっていて、今までの浪江とみたら相当暗いというのはあるんです。歩いている人も少ないからそう感じるんですけど、担当課で明るいものをまた戻していくという段取りも順序よくやっていかないと、一気に出来ないと思うので、その辺を段取りよく明るい町にもっていけるのかどうかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 防犯灯の件でございしますが、現

在、準備宿泊者の名簿などもいただきながら、その宿泊の近辺をまず優先的に修繕等をしているところでございます。あとは全体的な現況の調査というのも今発注済みでございますので、そういった調査をしながら対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 町内に準備宿泊している方は、お風呂はホテルなみえに行くんですよ。ホテルなみえに入りに行くんですよ。お風呂壊れているとか一人だから面倒くさい。やっぱり歩くんですよ、町。その時に駐車場まで暗いとか、ターゲットを絞ってみんなが行きそうなところを今みたいにどんどん明るくして行って、さらにどーっと広げていく方法がいいのかと私も思っているんで、どうか課長その辺早急に増やして行っていただくということをお願いしたいと思います。

次に、町内の事業再開についてお尋ねいたします。

先ほど前の先輩議員からも出たと思うんですが、東京電力の損害賠償が色々新聞沙汰になっていると。当面は2年分と今度3年分と条件が変わってきているというか、向こうの回答が変わってきておりますが、その大概向こうの常套手段とすると、賠償の損害を先にやりましょうと、それプラス支援策を作りましょうと、これワンセットになってきているというのは前もお話したと思うんですが、そのそれに先駆けて、商工業者の要するに2年分の一括賠償があったんですが、年間逸失利益の2倍相当額を一括にお支払いしましょうということをやっていたんですが2倍なんですよ、2年じゃないんですよ、2年分じゃなくて1年間の逸失利益の2倍なんですよ、要は2年分ということ。なぜ分かったかという、2年分商工業者が賠償もらいましたよね。それは雑収入として上げなくてはいけないんですよ、必ず。収入にしなければいけない。その収入の上げ方が5年で割ってくださいと税務省で言っているんですよ。5回に割っていいですよと。5回に割っていいですよと。2倍相当分を2年であげるのではなくて、5年で雑収入に分けて上げていいですよと。その東電のうまいやり方と言ったらおかしいですけど、税務省が5回に分けていうことは5年分だと考えたほうがいいんですよ、私も税務省に聞いたんですけど。だから農業もこわいなと思っているんです。よくよく見ると年間、期待収入と言うんですか農業は。その2年分じゃないんですよ。2倍相当額で書いてあるんですよ。今度は3倍相当額なんですよ。それを新聞が3年とか2年で書くんですよ。その辺こわいところがあるんで賠償進めるにおいてきちっとその辺を担当は調べるべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） ご質問にお答えします。今議員お質しのとおり、一括賠償で当初は、2年分、今回は12月1日に3年分ということで提示がございましたが、それ以降の分については、商工業の賠償等においても、単年度の逸失利益が例えば営業を再開すれば、年間分を何年で超えたかとかそういうことが、明記といたしますか、書かれてございます。農業につきましても同じように、平成29年からの3年分については、一応そういう回答が今は示されてございますが、それ以降の賠償については示されていないという状況でございます。今言ったように色々な文言で何かけるいくら、何年分の収益かけるいくらとか割るいくらとかという表示しかまだございません。私自身見ましても、まだ十分な理解はしてございません。おっしゃるとおり今後におきまして、農業だけに今限って申し上げますと、3年分の一括賠償はこのままそういう形になるとすれば、その以降の分について今から十分内容を検討して、適切な賠償という言い方は毎回そういう言葉の表現を使う形になりますが、やはり今からその3年後にどういう賠償がされるかというのを十分見極めてあらゆる要求をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 課長、あれなんですよ。商工業その前にやっているんですよ。その場合の文言と言うんですか、向こうの内容を見ると、要するにその2年経って賠償が終わった後は、当然のことながら個別に事情を考慮しながら適切に判断しますってことなんですけど、その適切に判断する、要するに個別的事情というのは、個別的事情の内容にもよると必ず言うんですよ。それどういうことかという商工業の場合は、例えば賠償ここで2年分一括でもらったと、その後3年後はどうするんだということになると、東電の避難指示解除指針の比較なんですけど、最初のころは対象者が従来と同じ同等の営業活動を営むことが可能になった日まで賠償すると言っているんですよ、一番最初に。ところが最近では営業または就労を再開していなかったものも移住先の避難先において、営業または就労の再開に向けた努力が期待されると変わってきているんですよ。どういうことかという、今まで言ったことは忘れてくださいねと、今度これになりますよと。どういうことかという、商工業で例えば一括賠償ありました。ある企業は事業再開していたと、これで一生懸命やってんだけど、年間通して売り上げが震災前よりは30%下がってどうしようもないと。その30%を個別の事情で吸い上げようと。例えば、何にもしていません。震災でもう出来ないし、その人が要

するに100%減なんですよ、震災前と。これは個別の事情にあたらないんですよ。再開して頑張っていないと個別の事情にならないと。こういう見解になってきているんですよ。前の我々の考え方と全然変わってきているので、やっぱり課長、きちっともらっているほうもよく分からないのでこういうのは。それは行政側との賠償に関する折衝というのは、きちっと詳しく分かるまでやらないと、ますます分かりにくくなると思うんですが、お尋ねします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 今お質しのとおり、商工業の賠償に関しては、お話のとおりでございます。逸失利益の2倍ということで、例えばその事業再開していない、例えば0であると、現在0であるとすれば、その2倍ですので1年目は0であれば請求が出来ないと、2年目で初めて2倍、1000万円の収入があれば1年目は1000万円丸々逸失利益として上がると。でも2倍相当額ですので2000万円を超えないと賠償の対象とならないと。全く仕事をしていない方については、2年目に初めて請求出来ます。今お質しのとおり、それについては相当の因果関係ということで出しております。ではどれだけ賠償の金額になるかというのは全く示されていないのが現状でございます。

お質しのとおりその辺につきましても、今後強く求めるとともに、私達も十分勉強はしないといけないと思います。その時点で、回答が出来ると言いますか、お話が出来るような体制は今後とっていききたいと思います。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 課長ありがとうございます。課長はもう相当分かっているなと思って聞きました。当然、個人個人で折衝もみんな始まっているんですよ。その答えがもう返ってきているので、初めてみんなそこであれってなっているところがあるので、商工業でそういう例があるので、今回農林業の賠償もそんなに大差つけないと思うので、気をつけていただきたいということでお願いします。

それで、次の質問なんですけど、原子力被災12市町村農業者支援事業、たいそうな名前が出てきました。要するに帰還をして、農業を再開する方にきちっとした助成を国で考えましょうという本当ありがたいようなあれなんですけど。これ当然のことながら官民合同チームが同乗して聞き取り調査をしながら上限1000万円ですよと、その4分の3の750万円の補助をしますよと。ただし、馬場町長が特別に認めたものに関しては3000万円とそれの4分の3の2250万というものがはっきり示されてきています。この間の高木副大臣との

懇談会の時も資料でいただきました。これでいくんだらうなど思っています。その中で出た話が、商工業者に対し官民合同チームが助成金事業を募集した時に、商工会を中心として基盤としてそこから広めていこうという最初の考え方を官民合同チームはしていました。ところが商工会自体がこの賠償の方法に納得してないわけなんですよ、2年一括。そうすると乗ってこない。どんな手法とったかという、役場の産業振興課長、今日ちょっといないんですけど、役場の振興課長が中心になって商工会の代わりをしたんですよ。官民合同チームと商工業の間をとっていただいて、そこで今のような広がりを見せているんです。農業も多分JAなのかなと頭の中で想定しているんですが、JAさん自体も多分この賠償方式には納得していないのかと、新聞を見ながら。気をつけてもらいたいということは、この助成金、本当にありがたい助成金なんですけど、農業の場合は、私もまだすごく詳しくはないんですけど、地力の回復と言うんですか、土地の回復もこれ使っていていいですよと。新しいものを、何と言いますか、苗を買ったり、そういったものもいいですよと。もちろん機械もいいですよと。1回目の募集の時に福島県の12市町村からその支援の申請書を出して100%合格していますから、100%OK出ています。途中で取り下げた会社が3社ぐらいあって、それは取り下げだったんであれですけど。割とこれスムーズに行く助成金になるはずなんですよ。その時にどういうことが必要かという、要するに個人個人に営農の復活を本当にしたいという方をきちっと話して、官民合同チームはもとより町が間に入ってやって、それで農業者、例えば実証栽培をするだとか、試験栽培をするだとかというような方式にもってこないと、絵に描いた餅になるんで、これだけありがたい助成金もないし、割とスムーズに通るんで、帰町するにあたって避難指示解除後帰って田んぼをやる、畑をやる、その時にお金がないですよと、でも3年分一括でもらっているんで、それを頭金にしてやってみようかなと。4分の3は国で補助します。4分の1は自分で出します。この方式がとりやすいんで、ワンセットになってくるんで、その辺をきちっと今から対策を立てていただいて、予算も限りあるんで、1回目の予算難で百四十何億だと思ったんですけど。結構これまえのところで結構使ったんで、今度もまたみんな使い始めるようになるかと思うんで、是非その辺はやっていただきたいと思っています。

それと福島民報新聞に出ていたんですけど、私も見間違えちゃったんですけど、営農の意欲85%と書いている新聞記事があって、これ私も農業素人なんであれなんだけど、認定農業者がいて、認定農

業者の方が85%やる、再開しているを含めて85%になっている。今回この認定農業者の方が85%なんですけれども、その方々は多分こういう助成金というのは、割と認定農業で大きくやっているのかと思うんで、割といろんなことが分かると思うんですけど、今までは兼業でちっちゃいおじいちゃん、おばあちゃんそういう方がやっている方は書類も中々書けないと思うんです。官民合同チームで窓口を作って、その辺の指導はするんだということで話はしたんですけど、やっぱり官民合同チームは官民合同で他人なんですよ。身内の町がきちっとおじいちゃん、おばあちゃんと話した方が、分かりやすいかと思うんで、是非その官民合同チームと一緒にってそういう資料の申請とかを手伝ってあげるようなシステムを今から構築した方がいいのではないかなと思いますけど、お尋ねします。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） 今のご質問にお答えいたします。

この原子力被災12市町村農業支援者事業でございますが、先ほどご答弁したとおり、まず県からダイレクトメールで今回の事業の中身について、各農業者さんに通知をさせていただいているところでございます。ただ一方的に通知をただけということではなく、町として考えていますのは県と協力して説明会を開催したいと思っております。年内中か年明けになるかはまだ日程の調整中なんですけれども、そういった説明会を開催させていただきながら事業の理解を深めていただくということを想定しております。

また、ダイレクトメールの中にアンケートがありまして、その中で希望される方は、官民合同チームで4月以降になりますけれども、戸別訪問を実施するというところで伺っております。その戸別訪問の際にもそういった事業の中身、それから書類作成について色々ご指導とかアドバイスいただける形がとればということをお願いをしているところでございます。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。福島相双復興官民合同チームでも、今までは商工業に詳しい方を人員として配置しましたが、この農林水産省からこの間来ていたんで、結構それなりの詳しい方が配置されたのかと私認識をもっていますので、是非、町も相双復興官民合同チームの中に、水産業担当の方が入ってきているということを認識していただいて、その辺は密にやってもらったほうが良いのかと思っています。

さらには、最後になるんですが、商工業、農林水産業の方々で町内で事業再開する方、事業再開を希望している方に対する町の独自

の施策と言ったらおかしなもんですが、他の町になくて浪江町で出来るものというのを考えていけないと思うんです。やっぱりうちらというのは、他の市町村と違って人口が多いんですよ。ほかの被災市町村に比べれば一番多いんで、人口が多いということは考え方も多様にわたってくると思うんです。例えば、3000人の村よりは2万1000人の町の方がいろんな考え方が出てくると思うんです。それで事業再開の仕方も様々な考え方になってきているんです。それで農林水産業として業種も商、工、農、林、水産これもいろんなものがあるって、それに伝統工芸の大堀焼がついてくる六次三次がついてくる、そういった形でいろんなものがついてきてしまうんで、その全体の支援策ではなくて業種にあった、例えば、商業であればこういう特典がありますよと、工業であればこういうものがありますよと、農業はこういうものですよと、そういった業種の個別の支援策というか、独自の対策を探っていっていただきたい。それもあんまり遠い期間ではなくて4月とか春の避難指示解除を目指すのであれば、その辺もワンセットで考えていただきたいと思いますけど、お尋ねします。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） ご質問にお答えします。

まず町内で事業再開している商工業者の方々については、町独自で電気代の補助を本年度より実施しておりまして、次年度も引き続き実施する予定でございます。また、11月1日より、準備宿泊開始時から福島県事業再開帰還促進支援事業を活用しまして、帰還時必要物品等に係る割引実施事業を実施しているところでございます。こちらは準備宿泊の方が町内再開事業者の方々を利用することで、購入促進を図るといふことの目的で取り組んでいるところでございます。

来年度につきましては、町内の需要を喚起して地域の経済活性化を図ることを目的として、プレミアム付事業再開帰還促進券の発行を予定しておりまして、町内再開事業者からの購入促進を図るなど事業再開支援につなげていきたいと考えております。

また、農林水産業の再開推進につきましては、各種補助事業の利用促進を図ってまいります。また営農再開支援事業で認められないような実証栽培、それから安全確認や販売についての取り組みを支援するために、既存の町独自の地域農業活動推進事業というものがございまして、こちら町の独自の事業、こちらをさらに深めていければなということ考えております。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

- 1番（渡邊泰彦君） 終わります。
- 議長（吉田数博君） 以上で、1番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。
-

- 議長（吉田数博君） ここで3時30分まで休議といたします。
(午後 3時16分)
-

- 議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 3時30分)
-

◇平本佳司君

- 議長（吉田数博君） 引き続き一般質問を行います。

5番、平本佳司君の質問を許可いたします。

5番、平本君。

[5番 平本佳司君登壇]

- 5番（平本佳司君） 5番、平本佳司であります。議長の許可が出ましたので、一般質問させていただきます。

なお、質問方式は一問一答方式で行いますのでよろしく申し上げます。

午前中から先輩議員あるいは同僚議員から解除に向け様々な問題、課題等が提起されました。私は初めに職員の健康管理や職員への今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

現在、町民は帰町に向け、準備宿泊あるいは家屋の片付け等で好きな時間に、また好きな日程で町内の自宅へ、避難先へ自由に行き来することが出来ます。しかしながら職員は、半ば強制的に本庁勤務になることもあると思います。喜んで本庁に勤務している方ばかりではないのかと思っております。そこで質問させていただきます。来年春の解除に向け、本庁勤務の職員が大幅に増えていますが、ほとんどの職員は単身で南相馬市等にてアパート住まいをしていると聞いています。家族は中通り等に避難しており、土日しか逢えない、また昼食だけでなく朝昼晩コンビニ弁当で済ませている職員もいると聞いております。解除までの踏ん張りと考えれば我慢も出来ると思いますが、解除してもすぐに家族と一緒に暮らせるとは思えません。町は個別面談によるメンタルヘルス対策を実施しているようですが、それだけで良いのですか、私は疑問です。他に健康チェック等出来る限りのことをしてあげるべきかと思いますがどのように考えているのかお尋ねします。

- 議長（吉田数博君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） お答えいたします。

浪江町役場に勤務する職員は、勤務地にかかわらず、来年の一部避難指示解除に向けて、日夜職務に精励しているところでございます。打ち合わせあるいは会議等で本庁と二本松を往復する機会が非常に多くなっておりまして、これからの季節、凍結等も含めて、そういった心配もありますので移動時の交通事故に十分注意するよう喚起しているところでございます。

職員の健康管理の面では、年に一度の健康診断あるいは30歳以上の職員を対象とした人間ドック、50歳以上を対象とする脳ドック等の各種検診事業を実施しているところでございます。これら一次健診により、万が一も、要精密検査の判定が出た場合には、速やかな受診勧奨を行い、早期発見、早期治療に努めているところであります。またご指摘にもありまして、メンタルヘルス対策の面でも、ストレスチェックあるいは医師、専門家による面談などを通して心の健康対策にも取り組んでいるところでございます。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 今副町長からご答弁いただきました。職員は膨大な業務に追われていて、肉体的や精神的に非常に疲労が出ているのではないかと感じております。二重生活の苦痛から解除したら辞職したいと思っている職員はいないのか、あるいは本庁勤務になったら退職したいなどの職員はいないのか町独自で職員に対して、アンケート調査等やっているのかどうかを確認したいと思います。

○議長（吉田数博君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） お答えいたします。

議員ご懸念の件につきましては、我々も危機感を持っておりまして、10月中旬に本庁勤務職員、二本松事務所職員あるいは出張所勤務職員に分けてアンケート調査を実施しました。その上で10月下旬から11月上旬にかけて個別の面談を派遣、任期付き職員も含めて実施したところでございます。その結果、勤務中には分からない、各職員の生活実態を把握することが出来ました。多くの課題も見えてきております。それだけでなく色々な行政能力を持つ職員を一人でも多く確保すると、そういう状況の中でそれをしないことは町にとっても大変な損失であります。すべての課題を解決するというのは到底無理な話ではありますけれども、出来る限りの努力はしていきたいということで、現在様々な施策を考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 今実施して、個別面談を含めて行っているとい

うことをございますので、まず一安心かと思っております。職員の中にはメンタルの強い方ばかりではないと思っておりますので、今後もしっかりとその辺を対応していただければと思います。

もう1点が、解除になった時の本庁での職員体制あるいは仮庁舎の体制、各出張所の存続等、今後予定されているのかお尋ねします。その際に、勤務先の選択の自由を与えるべきかと思っておりますが、町の考えを重ねてお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） お答えいたします。

今後の役場の組織体制についてということですが、今のところ来年4月の帰町を目指して、役場機能も戻すということで事務機構改善委員会で審議中であります。年明けには概要をお示し出来るものと考えております。基本的には、4月に役場機能を浪江町に戻すことを前提として、避難住民が多く中通り地方にありますので、住民支援の面では二本松事務所の継続、それも当然必要だと考えております。また出張所に関しましては統廃合の関係も含めて、人材的に間に合わないものですから、統廃合も検討していかなければならないのかと考えているところでございます。臨時職員の確保が非常に難しい環境になりますので、本庁舎での職員の移動が重要になると考えおります。そんなことで職員の宿舍の確保をはじめとして、勤務環境の充実を図るための施策も今検討しているところでございます。

それから、今議員からありました選択の自由ということですが、職員の絶対数が限られておりますので、どこまで自由を認められるかというのは、全ての職員について認められるわけでもないものですから、そこは勘弁していただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 職員の取り組みにつきましては、答弁いただきましたので、この辺をしっかりと今後も職員のケアもお願いしたいと思っております。

そして次の質問に入らせていただきます。次に最新の意向調査結果についてお尋ねします。

11月25日に平成28年度版町民意向調査結果が発表されました。その内容によりますと回収率53.6%、4867世帯からの回答がありました。うち解体希望家屋約42%、1595世帯程度ありました。しかし現在の解体申請も含めると1688世帯でございます。これは10月25日現在でございますが。しかしながらこの意向調査に回答していない世帯数もあると思っております、今後2000件を超えると思われませんが、全て

の解体が終了するのはいつごろかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） ご質問にお答えいたします。

現在、毎月80件程度の家屋解体申請があります。申請総数は、11月18日現在1768件であります。そのうち解体の発注済件数が979件、解体済件数が627件となっております。さらに、今年度中には800件程度の大型発注が予定されております。家屋解体の加速化は図られますけれども、終期については、現在も家屋解体の申請を受け付けておりまして、その終わりの予測というのは困難であります。少なくとも後1年程度は続くものと考えております。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 発注済みというか解体済みが600件以上ありまして、今後今年度中に800件ぐらいやるということで、当初は今年度中に1000件程度という話がありました。だいぶ加速化しているのかと思います。その辺も含めて、やはり解除するには瓦れきや半壊状況の家屋があるところに返すのも厳しいのかなと思いますので、なるべく早い時期に進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

その他、帰町を希望されている世帯が851世帯あります。そのうちすぐ戻りたいと回答した方が261世帯、いずれこれは5年以内なんですけれども、5年以内と答えた方は合わせても494世帯、約500世帯の人口で考えていると思います。その中で500世帯、かけても2名前後かと思っていますので1000名程度が5年以内に戻るのかと私は予測しております。その1000名程度で自治体運営としてどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。

今回の住民意向調査の結果から見ると、回収率が約53%ではありますが、確かに、議員のご指摘のとおりです。一方、28%約1300世帯の方がまだ判断がつかないと答えており、帰還する場合の条件や帰還する場合に不足していると感じられる支援を、一日も早く整備、改善することが、帰還の促進に繋がるものと考えております。

行政運営についてですが、当然解除直後に帰還される町民だけで行政サービスを展開するわけではなく、帰還できない方も含めて行政運営をしていかなければならないことから、現時点では500世帯に絞った自治体運営、まちづくりというのではなく、それ以外の世帯も含めての行政運営を考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 次に、町内につくる予定がございます、災害公営住宅入居希望者ということで、意向調査を見ますと約100世帯ほどありました。今後予定しているのは戸建が85戸、福島再生賃貸住宅が80戸、ほか請戸、これは大平山ですけど26戸ということで、約190戸分の住宅整備予定はしております。希望者全員が入れるのかの心配よりも入居戸数が余った時、残った時の対応をお尋ねします。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） ご質問にお答えいたします。

現在整備しております町営住宅につきましては、町民の帰還、さらには定住促進のため整備しているものでございまして、住宅の空き状況に応じまして、入居者の募集について継続してまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） そうすると今後募集をかけて、入居者が少ない時には再募集も含めて考えているということによろしいですね。

この意向調査、色々見させていただきますと、前回、前々回と住民の意向が変わっていないことが分かります。町はここ一、二年前よりも、だいぶ復旧や除染等が目に見えるように進んでいて、もう少し帰町希望者が増加するのではないかなと思っておりましたが、全く増えていないことが分かります。そこで帰町の判断として町民が迷っている項目、医療介護の充実、どの程度住民が戻ってくるのか、商業施設等の充実等々の不安があげられます。このことに対して、どのように取り組むのかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。

9番議員に町長がお答えしたとおりでございますが、避難指示が継続された状態では、民間事業所の再開等に影響があるというご意見をいただいているところでございまして、また新規の事業所参入につきましても、中々避難指示が足かせになっているという現状もございます。これら、帰町に向けて町民の皆様が不安を抱えている課題については、最低限必要な取り組みを加速させている状況にありますが、震災前と同等の水準まで充実させるには、一定の時間を要するものと思われまます。今後、関係事業者への働きかけを強めながら、町内の生活環境が一日も早く改善するよう努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 午前中の質問にもございましたように、回答された方だけでも、戻らないと決めている世帯が52.6%、4867世帯の回答のうち2560世帯の方々がございます。半数以上の世帯が戻らな

いと決めているわけです。同じ町民としてこの方々について、現状どおりの支援でいくのかどうかお聞きします。

先ほども答弁ありましたが、大切なのはいつまで支援出来るのかということだと思います。高速道路の無料化、医療費の無料化等々は終了する可能性も出てきます。それだけではなく同じ町民としてどのように今後対応していくかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

町長が6番議員に答弁したとおりでございます。戻られないと考えている方には、やはり避難先での居住環境の確保というのが最も重要な課題でございます。さらに今議員から提案のあった様々な支援措置の継続をいかに延長出来るかという部分かと思っております。

従いまして、その支援措置の継続を今強く求めているところでございます。さらには、町との繋がりというのも保っていただきたいと考えておりまして、交流会の開催とかさらなる町内での情報の発信強化とか、町に帰るきっかけとなる取り組みを実施していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 先ほど課長からも答弁ありましたように、この意向調査を見ますと、まだ判断つかないという方が28.2%ありました。約1372世帯あります。この方々をどのような施策をして帰町希望者に導くのか重ねてお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） やはり判断つかないというお答えした方が多いという現状もでございます。町内の復興の状況がまだわからないという点もあるかと思っておりますので、出来るだけ町内の取り組みについては見える化を図って、町内での将来的な生活をイメージ出来るように情報発信を強化してまいりたいと思っております。

さらに、本年度二次復興計画を策定してございますので、今後の将来的なビジョンを示すことによって帰ってきたくなるような町ということで、帰りたくなるような施策を考えてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） まったくそのとおりだと思います。現在17%前後の方々は5年以内に帰りたいという話を聞いております。やはり20%、30%になるよう町としても今後様々な支援策あるいは目に見えるインフラも含めてなんですが、そういう形で目に見えるように

していただきながら町民がこういう町だったら帰っても良いかなどという施策を今後とも打ち付けていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

次に入ります。先ほども申し上げましたけれども、今町民が一番不安視しているのはインフラ整備はもちろんですが、除染後の線量、身体への影響。先ほども申しましたが帰町しても周りに誰もいない、あるいは福島第一原子力発電所が再び事故を起こしたら、また買い物、医療様々な不安があると思います。町は一つずつ対応し、解決していくべき課題が山積していると思います。一例ですが、一例としてインフラ整備の中で上水道の問題を取り上げると飲料水です。ほとんどの整備が完了して、上水道の安全性を確保されていると聞いています。しかし居住制限区域の中には震災前より簡易水道や沢水を使用していた世帯も多く、帰町し安心して飲料水として使用するのが不安、そのため帰町を断念したという話も聞いています。そこで町としてこのような世帯に対し、上水道の設置や井戸掘削等の利用出来るよう、井戸を利用出来るように支援策は考えていないのかどうかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） お答えいたします。

個人宅の井戸ボーリングにつきまして、今年度より帰還環境整備事業により取り組みが可能となりました。事業には帰還することなどの採択要件があります。今回の補正予算に4件の井戸ボーリング工事費を計上しております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） すみません、勉強不足ですみませんでした。やっていたということ、やっていたということ、一安心したところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、現在準備区域を中心に拠点づくりを進めていますが、復興計画等を見ますと、線路から西側、いわゆる居住制限区域の大堀地区や荻野地区は何ら復興策がとられていないように感じます。広大な農地等の利用案が入っていないことも懸念されています。

今後町としてこの地域をどのように取り組み、一人でも多くの方が帰町したくなる施策をするのか考えているのかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

浪江町は、もともと一次産業が基幹産業であり、居住制限区域のほとんどが農村集落であったことから、震災前の姿を取り戻すには、農業の再生が必須と考えております。

農地については、現在、営農再開支援事業で農地の保全活動をしていただいておりますが、各復興組合や関係団体と話し合いを重ね、地域ごとの営農計画を策定していく予定としております。

一方で、震災前の集落を形成できるか、農業の担い手を確保できるかという現実的な課題もあり、区域住民の帰還意向も踏まえながら、区域の再生方針を検討してまいります。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） できれば、大堀地区は大堀エリアでこういうのをやりますよ、荻野エリアではこういうのをやりますよ、例えば、線路脇の、線路脇というか浪江中学校付近の上ノ原地区ではこういうのをやりますよというプラン化をしていかないと中々厳しいものがある、その居住制限区域やっ解除しても私たちのところは何かないんだなという話の内容に、今後とも施策を打っていただければと思いますのでよろしくお願いします。

先ほど農業の話出ましたから関連して質問させていただきます。

今現在、各行政区ごとに仮置き場があります。当初3年計画だった設置も中間貯蔵施設の遅れにより、いまだに搬出することができない状況下であります。今後どのように営農再開されるつもりか。仮に再開されても目の前に仮置き場があり、精神的にも不安がいっぱいになるのではないかと思います。他町では仮置き場の集約化を図っている町村もあるようでございます。町としてどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） お答えいたします。

除染廃棄物の可燃物につきましては、仮設焼却炉により減容化をしている状況であります。不燃物につきましては中間貯蔵施設への搬入をするまでは、各仮置き場へ仮置きし継続的に保管することをお願いしたいと考えております。

町といたしましては、早期に確実に中間貯蔵施設へ搬出し、町内の仮置き場を早期に解消するよう努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 中間貯蔵施設に早期にということでございますが、中々今現状見てみますと、そのまま搬出するのは厳しいのかと私は個人的に思います。ですので、多分富岡町では行っていると思うんですけども、例えば大きい農地のところには、今営農再開もしくは稲作の水稻栽培をやりたいという話の中では、そのところを仮置き場という形で移動しているところもあるんですよ。ですからそういうところも含めて、今後町としてどこか集約出来ないのか

もう一度お尋ねします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 現在仮置き場につきましては、各行政区に一つということに取り組んでまいりました。他の行政区のものを持ってくるということにはかなり抵抗がある状況ですので、まずは中を空にする方法を考えていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） ということは、今現在では考えてないので、少しでも減容化を図るということで理解してよろしいですね。

この項目の最後に防災、防犯対策についてお尋ねします。先ほどもお話出ましたけれども、先月22日早朝、福島県沖で起きた地震で当町も震度5弱を観測したと聞いております。久々の大きな地震で準備宿泊者の方々も不安を感じたのではないかと思います。そこでその際、準備宿泊者に対しどのような対応を取ったのかをお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

町では11月22日に発生した、地震および津波に対する対応に加えて、原子力発電所の状況につきましては、初動から重点的に情報収集に努めてまいりました。準備宿泊者の方々への対応としましては、原子力発電所のモニタリングポストの値や、使用済燃料プールの温度上昇率等発電所の状況を踏まえまして、情報の収集をした結果、準備宿泊者に対します避難が不要であると判断したところでございます。また3.11において津波による甚大な人的被害が出ましたことから、沿岸部におきましては、広報車両による注意喚起および町内全域に防災行政無線による津波の注意喚起を実施したところでございます。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 先ほどの午前中の行政報告にもありましたように、準備宿泊者、実際には宿泊している方356人から多分町に申し込みした方かなと思うんですけども、148世帯あると聞いております。実際に町内で当日宿泊していた世帯は把握しておりますか。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 再質問にお答えします。

当日実際にお泊まりになっていた方と泊まっていない方の区別はつかない状況になっております。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） その区別がつかないということは、実際に泊ま

っている方を把握していないということによろしいですか。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

泊まっている方もいますし、泊まってない方もおりますので判断はつかないということでございます。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 是非、せつかく準備宿泊して早めに帰ろうと思っ
ている方がいるんです。その中で安心して浪江に住めるよという
気持ちでいられるように帰っている方を是非とも把握していない
と、万が一このようなことがあった時に対応のしようがないのでは
ないかなと。ただ防災無線で広報を流しました、注意喚起をしまし
ただけでは、聞こえない方もいると思います。関連して話進めさせ
ていただきますけれども、是非とも把握していただければと思いま
す。

関連して申し上げます。防災無線の活用でございますが、先日新
機種/demo放送を聞かせていただきました。従来のもものよりも聞き
やすくなっていますが、帰町された住民に対し万が一、先ほどの話
でございますが地震、津波あるいは福島第一の廃炉作業中の事故、
発生時には速やかに避難誘導するように避難場所を明確にしている
のかどうかもう一度確認します。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 質問にお答えします。

避難場所につきましては、準備宿泊地でございますが、しおりに
も掲載されておりますとおり、浪江町役場となっております。また
今後地域防災計画ができましたら、避難場所を決定していきたいと
思っているところでございます。その際、周知の方法につきましては
は、パンフレットを配布するだけでなく、帰町された町民の皆様
に直接説明する機会を設けながら丁寧に対応していきたいと考えて
いるところでございます。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 現在、準備宿泊者の方に無線機等を配付して
いるようです。帰町された世帯を把握して訪問すべきではないかなと
先ほども申し上げましたけれども、防災無線を確認しながら聞こえ
づらい世帯には震災前ありました、私どもの行政区でもありました、
各家庭に防災無線と有線みたいなものがありました。そういうものを帰
町されている方に関して設置して、全ての住民が聞こえなかった等
と言われぬようにすべきかと思っておりますが、町の考えをお尋ねしま
す。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

防災行政無線の戸別受信機は、今回の準備宿泊世帯の皆様に、受信の状況の調査も兼ねまして、受信機をお渡ししております。屋外の受信状況につきましては、町でも調査は出来ますが、屋内につきましてはの受信状況につきましては、町での確認は難しい部分がございます。今回、配布しております戸別受信機の受信状況により、聞こえない、聞こえづらい世帯につきましては、屋外のアンテナを追加設置するなど、個別に対応し、いつでも防災行政無線が聞こえるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 是非、防災対応、これを完全にして、安心して帰町し、暮らせるように今後とも全力で取り組むように要望します。よろしくをお願いします。

では最後に、まだ時間ありますので、最後に解除目標時期の判断についてお尋ねします。

午前中から様々な問題が提示されていきました。現在町は解除時期を来年3月を目標に日夜努力していることは私も認めていますし、理解もしています。しかしながら、先程から様々な問題、課題、山積しているのも事実です。例えば、復興災害公営住宅建設の遅れ。早いもので来年6月末、それも22世帯分。再生賃貸住宅については7月末、後は平成30年3月以降。これで目標通りに解除した場合、準備宿泊で家屋をリフォームしている世帯はすぐに戻れるかもしれませんが。しかしながら、帰町を待ち望んでいる方で帰還困難区域の方々や津波で被災された方あるいは解体等をしまして、帰る家がない、戻るところがない方も多数います。その方々をどうすればいいのですか。せめて公営住宅等が完成し、その方々が同一に判断出来るよう、帰町の選択が出来るよう、そこまでなるまで待つことは出来ないのですか。またいまだに除染作業も終わっていない地区もまだまだあります。先ほどからフォローアップ除染検証とかもありましたけれども、フォローアップ除染も出来ていない地域もある中で解除は無理があると思います。せめて除染が一巡をし、フォローアップ除染も確実にしてからでは遅いのですか。課題をあげればきりがありません。安全で安心して暮らせるにはまだまだ時間が必要なのではないのかと思います。そのことが明白であると思います。それでも国の言われるがままに、解除時期は来年3月目標と、変更することは考えてないのか。町長は年明けに時期の判断を示すとしていますが心の中では決まっていないのですか。いるのであれば、

この場で明確に私にではなくて町民に示すべきかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

まず最後の避難指示解除の時期がいつになるかは別として、避難指示を解除しない限り、町の本当の再生はないと考えております。

避難指示が現在、出されている状態、それは当然通常の状態ではなくて、我々の認識以上にも、制度的にも、感情的にも事業再開や新たな事業の参入など民間活動の妨げになっている状況であります。帰還に向けて町民が不安に感じられている課題について、これは議員お質しのとおり、一日も早く改善して、民間事業者が町内で活動しやすい環境をつくり出すことが必要と考えております。先ほど9番、13番、6番議員にもお答えしましたとおり、今年の3月末に避難指示解除に向けての有識者の検討会の提言がなされました。その提言なされたものについて、各課連携をしながら個別課題、それを洗い出しをしております。洗い出しが大体終わりました、色々町民の方々から交流会あるいはいろんな会合の中で出た意見、議会の意見もそうですが、そういう意見を各課で集約をして、現在政府とその進捗状況を確認しあっている状況です。そういう状況、それから除染検証委員会、この中間報告が今月に出ます。それを勘案しながら、おそらく政府は年明けに避難指示の解除を明示してくると思います。それが明示なされた場合には、私ども住民懇談会、もちろん議会の皆さん方と意見交換をしていかななくてはなりませんし、住民懇談会を開催しながら、そこから出た色々な諸々の意見が出てくると思います。そういうことを総合的に勘案しながらこの時期については明示をしたいと考えております。

従って、現在、私が明確に避難指示の時期についてはもっておらないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） もっておらないということですので、私のほうで提言させていただきたいと思います。

これは先程から様々な先輩議員あるいは同僚議員からもお話ありましたように、例えば、今有識者会議で16項目の課題を一つ一つ町長は各課で砕いて精査しているということですのでございます。これは前回の質問の中でもこの話はされました。いつまで各課で検討しているのか理解出来ないことが1点。

除染検証委員会の件ですが、これは今月20日まで結果報告を受けますと。それから精査していきますということですのでございますが、先

ほどの渡邊議員の話のガンマカメラ検証とは違うかもしれませんが、除染検証委員会はどういう報告をするか分かりませんが、先ほどの渡邊議員のガンマカメラの検証の話の中で、課長答弁で1工区から3工区1400件で検証しますよと。600件終了しましたということをおっしゃいました。前々回の6月の定例議会の私の一般質問の中で、居住制限区域の第4工区、これの除染検証どうするんだと、ガンマカメラの検証どうするんだという話をさせていただきましたところ、除染終了を待たずに検証を始めますという答弁がありました。しかしながらこれを聞いていると、1工区から3工区までは3月まで終了しますと言っているわけです。では居住制限区域の4工区、今現状にやっているところ、そこはいつ検証するのという話になると思います。それもまだ終わらず、先ほど様々な課題申し上げましたけれども、それでもどうしても先ほど町長が話したように年明けにでも国から明示されるのかと話ありましたけれども、これは国から明示ではなくて先に町としてはこの状況下では来年3月に解除する見込みも立たないよと、少なくともあと半年3カ月延ばしてくれという話は出来ないのですか。その辺もう一度確認したいと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 国の目標としては、平成29年3月に解除したいということだと思います。町としましては、先ほどから各議員から質問がありましたように、それを精査をして、どういう課題がどう解決出来るのかということが一つの要件になってきます。それは三つの要件の中で、20mSv以下、それは20mSvよりもっと下げないのかというような状況があると思います。例えば、長期にわたって1mSvに近づける状況としてはどうなんだということもあると思います。それから、インフラの復旧、生活基盤の整備、これについても議員お質しがありましたように、私どもは避難区域になっていますと色々な事業者が入ってきません。従って遅れているんですよ。住宅環境もそうです。リフォームする業者さんも中々入れないという状況が続いています。そういう状況の中の生活基盤の整備をきちっと出来ているのか。それを私ども町として検証をしていかないとならない、そういうことです。それから国とそれから県と町、もちろん町は議会、町民の皆さんとそういう問題点を洗い直す、課題を洗い直すという協議する場所も三要件の中に入っているわけです。それが出来ない中で、その解除変更とかそういうものはまだ出来ない、色々判断をする材料があるということでもあります。蛇足になりますけれども、先ほどの16項目の検証にあたっては、大体精査終わっています。終わっているところで政府とせめぎ合いをやっている

す。この項目、この要綱についてはどうなんだということを今やっております。これは財政的な問題も裏付けが必要になってきますので、中々国の方としても裏付けが出てこないだろうと思います。ただそれは裏付けをきちっとやってもらわないと、私どもは解除したからはい、さようならと言われたらもう復興できませんから、そこはきちっと担保をとっていかなくてはならないということなんです。それを今やっている状況だということの一つご理解をいただきながら、今後執行してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 今話出ましたけれども、その大体各課からの精査は終わっているということでございました。その洗い出しというか、では何が問題で、何がクリアなんだということも少し明確に出来ないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） その問題については、ちょっとシビアなところがありまして、先ほど申し上げた財政負担の担保、それがあります。従って、復興庁が一元化した中でのいろんな窓口になっているんでしょうけれども、その中には農林水産省、厚生労働省あるいは財務省、そういういろんな省庁がありますので、その中での連携と言いますか、その形の中をきっちり担保をとっていかないとだめだと考えておりますので、そこはまだ明らかに出来ないという点で一つご理解いただきたいなと思っています。

○議長（吉田数博君） 平本君。

○5番（平本佳司君） 国との調整とか色々含めて大変かと思いますが、是非とも、先ほど申し上げたとおり、来年3月、来年春というのは、あと半年もないわけです。その中でそれを全てクリア出来るかというのは私は甚だ疑問かなと思っています。解除出来るところからということではなくて、居住制限区域、今除染も終わっていない居住制限区域のところも一括で解除するという事で前も聞いておりますので、その辺も踏まえてどうしても町を見ますと、今までの施策を見ますと、線路から東側、まるっきり町場だけの復興拠点づくりをしているのかと思っています。是非とも、前、帰還困難区域の復興拠点作りもこれからやらなくてはならないですけど、居住制限区域のところは非常に大事なところだと思いますので、その辺も含めて、今後進めていきながら、まだまだ終わっていないところ先ほど申し上げたとおりフォローアップも出来ていないところもあります。まだ宅地除染も終わっていない、検証も終わっていないところ

もあります。是非とも、先ほど申し上げたとおり国の調整、色々財政面であると思えますけれども、最後に是非、早い段階で解除時期の延期を町長が示していただけるよう要望して終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、5番、平本佳司君の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。
本日の会議はこれで延会したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会をします。

明日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集をお願いします。

（午後 4時24分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成28年浪江町議会12月定例会

議事日程(第2号)

平成28年12月7日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|----------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第3 | 議案第94号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第95号 | 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第96号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第97号 | 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第98号 | 浪江町応急仮設診療所設置条例の廃止について |
| 日程第8 | 議案第99号 | 調停の申立てについて |
| 日程第9 | 議案第100号 | 物品購入契約の締結について(小型・軽量積算線量計購入) |
| 日程第10 | 議案第101号 | 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第11 | 議案第102号 | 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第103号 | 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第104号 | 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第105号 | 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第106号 | 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第16 | 議案第107号 | 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第17 | 議案第108号 | 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第18 | 同意第7号 | 教育委員会委員の任命について |

出席議員（14名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	9番	佐々木恵寿君
10番	山本幸一郎君	11番	泉田重章君
12番	佐藤文子君	13番	紺野榮重君
14番	三瓶宝次君	15番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	島山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼まちづくり整備課長	安倍靖君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業振興課長補佐	蒲原文崇君
ふるさと再生課長	三瓶徳久君	帰町準備室長	鈴木政己君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	清水中君	会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君
教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江図書館長	大原教知君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳 宗

次

長

横山 秀 樹

書

記

柴野 早 苗

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇馬場 績君

○議長（吉田数博君） 15番、馬場績君の質問を許可します。

15番、馬場君。

[15番 馬場 績君登壇]

○15番（馬場 績君） おはようございます。日本共産党の馬場績です。つい3日前の12月4日東電福島第一原発で1から3号機の使用済み核燃料冷却が7時間あまり停止。また12月5日には、第一原発3号機の燃料デブリ冷却注水が1時間あまり停止するという重大事故が連続しました。注水と冷却不能という今回の事故は、原発がある限り365日危険と背中合わせであることを改めて見せつけられました。原発0とともに安全対策の強化を求めるものであります。

さて、質問の第1は11月22日、3.11後最大、震度5弱、M7.4を観測した福島沖地震による福島第2原発3号機の冷却一時停止の問題についてであります。

早朝の福島沖地震と津波は、大きな不安と恐怖、緊張が走りました。各地で津波警報と避難指示が出されました。第1原発の津波は最大1.6メートル上昇、第2原発では1.0メートル上昇しました。東電福島第2原発3号機では使用済み核燃料プールの冷却が1時間半にわたって停止をしました。当初は、タンクの水が地震で揺れ、水位低下を検知した可能性が高い、水漏れや放射性物質の漏れはないと発表しました。報道機関への連絡は2時間後でした。しかし一次停止の原因は、プール内の水が地震の揺れで漏れ、水位が低下し、冷却用の水源であるプール脇のタンクに水が供給出来なかったため、冷却用ポンプが停止したものと2日後に発表しました。なにが問題なのか。当初から地震による水漏れが明らかなのに、地震の揺

れによる単なる水位低下であるかのように発表し、核燃料プールの水漏れという重大な事態を後から発表する、しかも2日後に公表というのは重大な問題であります。核燃料溶融然り、爆発事故の情報隠ぺい然り、その被害と混乱はあの原発事故で我々町民が直接経験したことであります。東京電力の危機意識、情報隠ぺい体質は未だに改善されていないということでもあります。そこで何点か質問いたします。

一つは国・県・東電からいつ、どのような情報と連絡があったのか。また町の災害対策本部は3.11の教訓をどのように生かし、準備宿泊者に対する避難はどのように対応されたのか。

二つは使用済み核燃料プール冷却一時停止による重大な危険と根本問題であります。ご承知のようにプールには使用済み核燃料2360本と、未使用核燃料184本が入っていました。原発は稼働していてもプールに核燃料が保管されている限り、冷却一時停止による過酷事故を起こす危険があります。史上最大、最悪の原発事故を起こしておきながら東電福島第2原発の建屋燃料プールに核燃料棒がそのまま残しておくこと自体が危険であるということです。その危険を町長はどのように認識しているかお答えください。

一部市町村では避難指示解除が行われましたが、帰還した人は想像以下であります。様々な要因があると思いますが目の前に原発の危険があるということでしょう。従って、東電福島第2原発の廃炉は復興の前提であり、改めて国、東電に廃炉の明言を求めるか、明快な答弁を求めるものであります。

二つは避難指示解除時期と町民の安全・安心についてであります。

今年の9月に実施した町民アンケート結果が発表されました。町民の大きな話題の一つであることをご承知だと思います。すぐに、いずれ戻りたい、合わせて17.5%のアンケート結果と29年3月問題が重なり、町民の受け止め方は複雑です。あるところで数人でアンケート結果が話題になり、そこに私も居合わせました。帰ると決意された農家の方は、仮設にいるよりなんぼか安心する。野菜も作り、ほかの人にもあげている。来年は水田もやりたいと長期準備宿泊を歓迎し、また、借上げ住宅から復興公営住宅に転居されたある町民は俺はしばらくは帰れない。なぜ解除を急ぐのかな。ある人は元の生活に戻れるのかいと不安と不満を告白していました。いずれも居住制限区域の方々です。今回のアンケートは帰還の意向の回答を求めたものですが、町民の考えは大きく意見が分かれました。私は今回のアンケート結果は避難解除時期の判断と町の復興計画、避難解

除と町民の生業再建、町民の生活支援のあり方、町民の安全・安心にこたえる除染のあり方などについて改めて問題が提起されたものと思います。それを検証し、生活再建につながる施策の深掘りが求められる重要な指標であると考えます。そこでお尋ねいたします。今回のアンケート結果をどのように受け止め、分析されたのか、避難指示解除時期についてどのように判断し対応されるのか、お答え下さい。

また、アンケート結果からも避難の長期化が予想されます。避難の実態を無視し、国、東電は精神的損害賠償と家賃賠償を平成30年3月で打ち切ろうとしております。生業の再建と安定収入は未知の世界にあります。しかも後でも触れますが、国は毎時20mSv以下安全論に立ち、避難解除を強行しようとしていることは、帰還と被ばく不安など明らかに精神的苦痛の継続を強いることになるわけです。従来が戻らない原発避難による二重三重の苦痛と分断、精神的苦痛、家賃賠償は一体のものであり、賠償継続を求めることは喫緊の課題であります。問題の認識とさらなる町の対応について答弁を求めるものであります。

有識者検証委員会の報告と課題についてであります。

以前も取り上げたことがあります。嫁に行った娘が心配をして、除染が終わった住宅周辺と、すぐ後ろにある竹林の境を計ったら4 μ Svを超えていたと苧野地区の人が心配をし、しばらくは南相馬の復興住宅に入ることにしたと話していたことです。有識者検証委員会が示している年間20mSv以下のなるべく低い線量の確認とは20mSv以下は避難解除容認ということになり、毎時3.8 μ Svでも解除出来るとする見解であるわけですが。明らかに一般公衆の被ばく限度である実効線量年間1mSv、ICRP国際放射線防護委員会が1990年に勧告したものを超えたものであります。国内の実用炉規則や放射線障害防止法施行規則には、公衆の追加線量限度が1年間につき1mSvと規定されているとおりであります。有識者検証委員会の年間被ばく線量20mSv以下は、昨年6月に政府が示した福島復興加速について（改訂）の避難解除3要件、即ち一方的な避難解除と賠償打ち切りの方針を示したものと、その基準とウリ二つであります。県内市町村が実施している除染の線量基準は年間1mSv以下であることも大きな矛盾であります。ダブルスタンダードの真意はどこにあるのでしょうか。そこでお尋ねいたします。平成29年3月までに取り組むべき課題3には、長期的目標1mSv以下とも述べておりますが、20mSv以下とそのギャップが大きすぎるというのが現実でしょう。有識者委員会の20mSv安全論と避難解除の問題をどう認識されてい

るのか、改めて町長にその認識を問うものであります。

除染後の問題点の把握と情報共有、追加除染を徹底するために住民参加の除染対策会議を設置すべきと考えますがお答えください。

帰還する、帰還しないの判断は一人ひとりの町民の判断に委ねるにべきでしょう。大事なことはどの道を模索しようと、町民の対立や分断を持ち込むような行政の対応であってはならないということでもあります。原状回復が出来ていないことは現実であり、原発被害は単なる風評被害ではなく実害であります。性急な解除時期の提示ではなく準備宿泊の延長など、町民に寄り添った柔軟な方針で対処すべきと思いますが、改めて町長に今後の方針について明快な答弁を求めるものであります。

大きな3番目で医療・介護・福祉の体制整備についてであります。

医療・介護・福祉部門で当面必要な人員は何名なのか。必要な福祉・介護サービスと受け皿の規模を町はどのように計画しているのかお答えください。

また、浪江町の取り組みの現状と課題は何か。改善の見通しはあるのかお答えをいただきたいと思います。

9月議会で里山再生モデル事業について質問しました。早期実施に向け、関係部局と調整中であるとの答弁がありました。その後の進展についてお答えをください。

大きな3番目で農林業賠償と農業再開についてであります。

国・東電の賠償方針の撤回と町の対応についてであります。

去る12月1日政府と東電は、来年1月以降の農林業賠償方針について県原子力損害対策や農協など関係団体に示しました。先んじて浪江町議会は11月4日に農林業に関わる損害賠償案の全面見直しを求める要望書を吉田議長とともに、福島県議会と県知事、内閣府原子力災害現地対策本部と東電福島復興本社に要望してきました。国、東電が示した今回の賠償方針は、11月30日自民党復興加速化本部長が示した避難区域の場合一括3倍、損害がある限り賠償するとしたものと基本的には同じであります。別な角度から言えば、3年一括賠償で打ち切りとすることが、両方で既にすり合わせされていたものと推測されるものであります。浪江町議会の要望は従来と同等の営農、営林活動が可能となるまで賠償の継続を求めたものからすれば、損害の継続はもちろん、再開見通しのないまま3年で打ち切りが懸念される今回の賠償方針は、原発被害の現状を無視したものと云わなければなりません。そこでお尋ねをいたします。

浪江町の農業再開の実態と今後の見通し、そして今回の賠償方針についてどのような問題意識をお持ちなのかお答えをください。

さらに、農林業の特別な困難を踏まえ、県損対協、国、東電に改めて見直しと賠償継続を求めるべきだと思います。どのような対応されたのかお答えください。

農業再開にかかわる被ばく管理の問題であります。

農地土壌汚染の実態把握は帰還、再生のためには、とりわけ重要な問題であると思います。今年度の浪江町内の実証栽培は全員協議会での報告資料によれば、18カ所の圃場で行われております。圃場の土壌汚染調査は行われているのでしょうか。検出された核種と調査結果をお示しください。

一般農地の土壌汚染調査はどのように実施されるのか、実施体制、どこの機関でやるのか、実施時期についてもお答えください。

農地土壌汚染をなぜ重視すべきなのか。理由は二つあります。土壌汚染と農民被ばく対策。セシウム137の半減期は30年であり、長期的な対策が求められるということが一つ。

二つは土壌からの作物移行を明らかにし、今後の課題を明らかにするためであります。もちろん山菜やキノコなどを含め、専門機関による集落単位での長期的な食品線量調査が必要であるということがその理由であります。

次、農業再開支援についてであります。

避難元、避難先での農業再開支援について機械設備、土地、農業技術など具体的な支援策と利用の実態についてお答えください。避難元、避難先と分けてお答えください。個別農家が利用しやすいものでなければ、制度があっても絵に描いた餅でしかありません。

展望を切り開く提案をしたいと思います。

福島大学に設置した農学部との連携を進め、様々な課題解決の実証的研究で浜通り地域の、あるいは県内の農業の中核になれるような取り組みが出来れば被災地の復興に大きな展望を切り開くことが出来るのではないのでしょうか。町長曰く、早く帰還する人は浪江町のパイオニアだと言ったことがありますけれども、私はそうではなくて、納得して浪江の復興再生に参加出来るそういう行政の対応こそが言われるパイオニアではないかと思います。その視点から町長の認識を問うものであります。改めて町長の所見と決意をお示しください。

大きな4番目の帰還困難区域の問題についてであります。

帰還困難区域に関する考え方が、去る8月24日の六次提言、8月31日に政府方針として示されました。政府方針では各市町村の実情

に応じて復興拠点を適切な範囲で設定し、除染とインフラ整備を実施し、5年を目途に避難指示を解除、居住を目指すというのが基本方針であります。

一つは拠点化構想についてお尋ねをいたします。

基本方針では、市町村が県と協議の上で策定し、政府は整備計画を認定するとあります。面積的には町の8割を占める帰還困難区域があり、旧町村単位では苧野、大堀、津島の3地区があります。県知事は福島復興再生特別措置法の改正による拠点整備の事業化を復興大臣に求めました、特措法の改正です。そこで質問をいたします。

浪江町の実情に応じた復興拠点の適切な範囲の具体的な構想の策定の現状と、時間軸と合わせた今後の進め方についてお示しをいただきたいと思っております。

また、帰還困難区域とそれ以外の地区の対策についてお尋ねいたします。

端的にお聞きしますが、帰還困難区域以外の復興加速にかかわるこれまでの環境整備、社会資本の投資はどれくらいになっているのでしょうか。原発避難の特異な事情が今回の町の予算投資に反映されているということは十分理解出来ますが、同じ浪江町でありながら、明と暗があまりにも大きすぎることは昨日来議論になってきたところであります。そこで具体的には、帰還困難区域の保全管理を改めて求めたいと思っております。これは拠点化構想以前の問題であります。これまで繰り返し保全管理を求めてきましたが、予算化されておりません。もちろん国の責任であります。しかし具体的施策は市町村の主体的計画であろうと思っております。帰還困難区域を放置しているかのような現状を打破するためにも、復興再生交付金などで保全管理事業を新年度の事業としてでも実施出来ないものでしょうか。お答えください。

次は、帰還時必要物品等に係る割引実施事業についてであります。

全員協議会の説明で明らかになったことは、準備宿泊に伴い、帰町して必要となる物品や役務経費について生活を再開する町民に対して、一人当たり3万円を上限に補助するというものでした。予算は4794万円であります。二重生活の負担軽減や、事業再開と帰還促進のためという行政の意図があるとは思いますが、その角度からの支援の必要性も理解します。しかし町民は帰りたくても帰れないのが実態であります。改めて町民に対する水平展開を検討すべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか、お答えをください。

大きな5番目は復興公営住宅入居の問題であります。

今復興公営住宅への引っ越しが盛んに行われています。実際私も

引っ越しの手伝いを少しいたしました。高年齢者や障がい者家族の引っ越しは大変な苦勞があります。生活相談支援員や様々な支援体制の可能な組織団体と連携を取りながら、引っ越し援助の検討が必要であると思います。町はそのことに対して、どのように対応されるのか、あるいはこれまでになんらかの対応をされてきたとすれば、それも含めてお答えをいただきたいと思います。

次は、家庭の実情を無視した復興住宅の抽選決定と入居決定の問題であります。一人では外出も出来ない障がい者と介護認定者のいる家族の復興公営住宅入居決定の問題です。仮設では隣り合わせで入居し、これまでは24時間夫婦揃って、家族の目の届く生活をしてきました。ところが今回明らかになった問題は、その家族が同じ団地であるとはいえ、別棟で生活せざるを得ないという抽選結果が届きました。申し込みの段階で県の窓口事情を話したそうです。しかし私が知ったのは県と何度も交渉したが、一切聞き入れてもらえなかった、あきらめたということになり、入居手続きを取った後でした。同じ棟には空き室が幾つもあり、せめて同じ棟に入りたいという要望には応えることが出来るものであります。私は画一的、機械的な県の態度に問題があると思います。入居者の立場でその見直しを求める必要があると思いますが、いかが対処されるかお答えをください。

復興公営住宅の設計施工の欠陥の問題です。

復興公営住宅のエアコン室外機に排水処理がなされていない、階下に水が垂れ流しとなり、洗濯物も干せないという新たな設計施工の欠陥も明らかになりました。石倉団地3、4号棟の問題です。この問題については、県の復興住宅担当課長と神奈川県議会議員立会いのもと、住民とともに現地調査をした結果、12月中に改善しますと県からの回答がありました。

今後も様々な問題が起こりうると思いますが、町はそうした復興公営住宅の入居者の諸問題について、相談出来る、情報をキャッチ出来るそういう体制作りが必要だと思います。町は住民との関係はもちろん、町と県との連携強化を求めるためにも今後の体制についてお答えをいただきたいと思います。

大きな6番目は原発避難といじめの問題です。

横浜男子生徒の原発避難といじめの問題が社会に大きな衝撃を与えましたが、今度は新潟で小学4年生の男子児童が一番信頼すべき担任の先生から「キン」づけて呼ばれていたことが報道されました。学校側が隠ぺいしてきたことも厳しく批判されています。私は驚きよりも怒りを感じました。率直に言って氷山の一角に過ぎないと思

っています。原発避難と賠償について様々な意見があることも承知しています。その場面に私も直面したことがあります。しかし、ズバリ言うならば大人社会も含めて原発避難に対する偏見と差別が底流にあるのではないかと私は思います。福島県が来年3月で打ち切ろうとしている自主避難者に対する家賃賠償打ち切りも子ども被災者支援法第2条第2項に明文化されている避難の自由を尊重しない偏見と差別、まさに県サイドのいじめと見る事が出来るでしょう。国も福島県も順法の精神を否定するかの素行が横行していることが大問題であると思います。最近私は、浪江町の子供たちも原発避難した直後に転校したある学校で放射能がついているから寄ってくるなど言われているのを聞き、自分も同じく見られていると悩み、中学校入学の一週間後から引きこもりになり、2年半も不登校になっていたことを親御さんからお聞きしました。改めて辛いお話をききました。幸い浪江町の場合、教育委員会と津島中学校の先生方の継続的な熱心な援助のもと、今は無事高校に進学でき、しかも来年3月には優秀な成績で卒業出来るということでもあります。今学校そのものが多忙になり、先生方は生徒に寄り添う指導が困難になっていることもあるのかもしれませんが。以前この議場でも幼稚園の運動会で賠償金が走っていると一部の保護者が走っている子供に罵声を浴びせたことが取り上げられました。嘆かわしいことでした。これからも様々ないじめがあるでしょう。しかし、人権と人格を否定するいかなるいじめに対しても、学校と教師は体を張って子供を守り、成長させる、個人の尊厳を守る義務と責任があるのではないのでしょうか。そこで質問いたします。横浜男子生徒のいじめの問題と教訓は何か、改めて町、県教育委員会はどのように対応されるのか、対応されたか教育委員会の方針をお示しください。

最後に東電の法令違反の問題であります。

東電の福島第1、第2原発で法令違反が相次いでいることは、原発避難が続く我々にとっては、新たな不信を抱かざるを得ません。第2原発では侵入検知器の警報が作動しないように意図的に設定し、第2原発5、6号機と第2では保全規定義務違反と言われる引留鉄構の保全計画がなかったということも明らかになりました。そもそも我々は3.11の爆発事故で長期の避難を余儀なくされております。冒頭に取り上げた第2原発3号機の核燃料プール一時冷却停止の報告も含め、東電の隠ぺい体質は歯止めが利かないほど社内倫理が陳腐化しているのではないかと、改めて不信を増幅せざるを得ないと言わなければなりません。もっと厳しく言うならば電力事業者としての資格が問われる問題であります。一方で原発事故費用は推

計22兆円と政府は推計し、新電力や国民負担が今議論されています。国民と被災者の分断であり、東電と原発事業者の延命策であって、もってのほかであります。まずは大口株主の負担と企業機関など債権者の債権放棄、東電賠償は東電はもちろん、国が責任を持つべきであります。なによりも原発事故を起こした事業者としての責任の自覚、体質改善の徹底を求めるべきであると思います。その答弁を求めて1回目の私の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 福島第2原発廃炉は復興の前提として、国、東電に廃炉の明言を求めるかということについてのご質問にお答えをいたします。

福島第2原子力発電所を含めて、県内の原発の全基廃炉につきましては、福島県をはじめ、県町村会、議長会、当町議会、また町としても復興計画に記載しており、県内全ての自治体で共通する要望であると考えております。先日の、福島県沖地震による、福島第2原子力発電所の使用済燃料プールの冷却一時停止等、地域住民の皆様へ、不安を与えないためにも、議員お質しのとおり、今後とも県、関係市町村、関係機関等と一丸となって、国、東電に対し、早期の廃炉を明言、そして実現と廃炉完了までの安全確保につきまして強く求めてまいります。

次に、性急な解除時期の提示ではなく、準備宿泊の延長など柔軟な方針で対処すべきではないかについてのご質問にお答えをいたします。

昨日の9番、佐々木議員、5番、平本議員にも同様のお答えしておりますが、避難指示が継続された状態では、自宅再建、事業再開あるいは新規の企業誘致に影響があるという意見が出されております。帰還に向けては、町民が不安に感じられている課題について、1日も早く改善するために、民間事業者等が町内で活動しやすい環境を作り出すことが必要と考えております。

また、原則、町民以外の方は宿泊出来ない状況になっておりますので、人との新たな交流も生まれませんと思います。現在の状況は、新しいまちづくりを進める上で、かなり困難な状態であると考えています。避難指示解除の時期がいつになるかは別として、準備宿泊の延長だけでは、町の復興は加速化出来ず、また真の再生には繋がらないものであると考えております。

それから、福島大学に設置される農学部との開発、研究、実証の連携について伺いたいということについてのご質問にお答えをいたします。

2019年度に福島大学に開設されます、農学系人材育成課程につきましては、町としてもその創設目的である原発事故後の福島県の農業再生を担う人材を育てるということに期待をしているところであり、また、取り組みについても地域ごとに抱える課題に応じて、各地区および学びの場として活用することも検討されておりますので、当町においても研究、実証の場として連携が図られるよう要望してまいりたいと存じます。

それから、7番目の東電の法令違反についての質問にお答えをいたします。

福島第1、第2原子力発電所および広野火力発電所における、労働安全衛生法に基づく、設備の届出に関する法令違反や、9月に明らかになった福島第2原子力発電所の核物質防護規定の遵守義務違反等、議員お質しのとおり、東電による法令順守義務違反が続発していることにつきましては、大変遺憾であります。特に、福島第2における問題は、核物質を扱う事業者として、地元住民の皆様の安全を軽視したものであり、9月20日に実施した炉心溶融問題に係る申し入れの場で、住民の皆様の思いに真摯に向き合い、隠蔽体質を改めることを求めたところであり、引き続き、過酷事故を起こした事業者としての責任と自覚、体質改善の徹底を求めるとともに、今後の廃炉作業における住民の皆様の安全確保について求めてまいります。

以下の質問については、担当課長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己） 1の1国、県、東電からの通報連絡についての①どのような情報、連絡があったのかのご質問にお答えします。

福島第2原子力発電所の通報連絡であります、午前5時59分の地震発生後、FAXで地震情報および午前6時15分現在のプラントの状況につきましての第1報が午前6時16分にございました。その後、午前7時6分に3号機使用済燃料プール、冷却浄化系ポンプの停止についての第1報があり、第2報として、午前7時54分に冷却ポンプの起動、冷却再開の連絡がございました。また、FAXの送信だけでなく、FAXの受信確認の電話連絡もあわせてございました。なお、東京電力からは、午前7時頃に浪江町役場本庁舎へ、駐在員の派遣がございました。国からは、楡葉オフサイトセンターへの、現地事故警戒本部の設置について、県からは、立地町での震度5弱の地震発生による情報収集事態発生との連絡がございました。

次に②、町の災害対策本部は3.11の教訓をどのように生かし、準備宿泊者に対する避難対応はどうされたのかのご質問にお答えします。

町では11月22日に発生した地震および津波に対する対応に加えまして、原子力発電所の状況につきましては、初動から重点的に情報の収集に努めてまいりました。準備宿泊者の方への対応としましては、原子力発電のモニタリングポストの値や、使用済燃料プールの温度上昇率等、発電所の状況を踏まえまして、情報の収集をした結果、準備宿泊者の方に対します避難は不要であると判断したところでございます。また、3.11において津波による甚大な人的被害が出ましたことから、沿岸部におきましては、広報車両による注意喚起および町内全域に防災行政無線により津波の注意喚起を実施したところでございます。

次に2番の燃料プール焼却一時停止による重大な危険と根本問題についての①原因は水位低下によると発表されたが、その危険をどのように認識しているのかのご質問にお答えします。

議員お質しのとおり、燃料プールの水位が低下することにより、燃料が露出し、冷却出来なくなることは、非常に危険な事象であると認識しているところであります。東電によりますと今回の冷却停止は、安全のために止まる正常な仕組みであったとのことですが、不安を与えたことは事実であるため、情報公開のあり方をしっかりと見直すべきと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、大きい2番、避難指示解除時期と町民の安全、安心についての1番、町民アンケートの結果についての①どのように分析し、どのように対応されるかのご質問にお答えいたします。

住民意向調査の速報版のポイントとして、帰還意向について、戻りたいと考えられている方が、17.5%と昨年度と概ね同じ、まだ判断つかない方が3.3%減少、戻らないと考えられている方が4.6%増加していることが挙げられます。

背景として、震災から5年以上経過し、新たな場所での生活を選択された方が増加したことによるものと推測しております。また帰還時期については、すぐに戻りたいと考えられる方がいらっしゃるという現実を受け止めるとともに、まだ速報版でございますので、その他の帰還意向の変化について、どのような要因が考えられるか、しっかり分析した上、必要な対応を検討してまいります。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○**総務課長（佐藤良樹君）** ②避難生活の長期化と町の対応についてお答え申し上げます。

精神的損害、家賃の賠償は、平成29年3月を避難指示解除と見込まれ、相当期間を1年として平成30年3月まで賠償されております。しかしながら、避難指示解除の時期は決定されたものではなく、また、相当期間は6年を超える長期避難後の状況を踏まえて、適切に設定されなければならないものと認識してございます。東京電力に対しては当然、適切に賠償することを要求しております。さらに国に対しても、同様に求めているところでございます。

○**議長（吉田数博君）** 復興推進課長。

○**復興推進課長（山本邦一君）** 2番目の有識者検証委員会の報告と課題についての20mSv安全論の認識を問うというご質問にお答えいたします。

年間20mSv以下という解除基準につきましては、6月に実施した住民懇談会等においても国から説明があったところではありますが、有識者検証委員会としては、年間20mSv以下という基準に甘んじることなく、可能な限り低い線量数値を目指すこととご指摘を受けたものと考えております。9月議会においても、町長より答弁申し上げているとおりですが、町としてあくまでも長期的に年間1mSv以下の追加被ばく線量を達成することを目指しており、20mSv以下という避難指示解除の要件を達成いたしましても、年間1mSv以下となるよう除染等の取り組みを強化し、またモニタリングを継続して実施し、安全安心の町を取り戻していきたいと考えております。

○**議長（吉田数博君）** ふるさと再生課長。

○**ふるさと再生課長（三瓶徳久君）** 質問の2の2の②除染後の問題点の把握と除染対策会議を設置すべきでないかという質問にお答えいたします。

当町におきましては、今年度より有識者4名による除染検証委員会を設立しており、帰還に向け放射線や除染作業に対する科学的な見地から放射線低減化のための除染等効果を検証することを目的に、可能な限り町民の出席のもと、会の運営を進めてまいりました。委員会の中におきましても、議員がお質しのおり町民より除染後の問題点やきわ除染の声もあがりました。このような内容を踏まえた除染結果報告書を今月20日に報告出来るよう進めております。また、次年度につきましても、除染の様々な問題について同一内容で会の運営を進める予定となっております。

○**議長（吉田数博君）** 介護福祉課長。

○**介護福祉課長（佐藤祐一君）** 3番、医療・介護・福祉の体制整備に

ついてということですが、私から介護福祉の部門について答弁をさせていただきます。浪江介護福祉の部門で当面必要な人員は何名なのかということについてでございますが、浪江町における部分だけということとは明確にすることは困難ですが、現状でスタート時に考えている人員は概算で24名程度は必要と考えております。デイサービスのサポートセンターとして9名、訪問介護のサポートセンターとして10名、地域包括支援センターで5名程度ということでございます。福祉介護サービスの受け皿としては、主にデイサービスを実施するためのサポートセンターにおいては1日あたり定員26名で検討をいたしております。訪問介護を提供するためのサポートセンターについては、1日あたり定員20名から25名で検討をいたしております。震災前に町内にありました介護福祉施設のうち、介護は4事業所、福祉は2事業所が避難先で再開を果たしておりますが、他の事業者は休業、廃業等の状況にあり、現時点での町内での再開は困難な状況となっております。現在、帰町的意思を示している事業者が2つしかないことから、この2事業者とサポートセンターとしての再開の手法について協議、検討を重ねているところです。現在のところ、各事業所においては最低限の人員の確保の見通しはつきましたが、さらに人員の募集をしていく考えでございます。登録ヘルパーなどの非常勤のヘルパーなどについては、町内への帰還者の中から探していくこととなります。相双地域は介護や福祉の人材の不足が深刻なため、国や県などに要請を重ねながら、検討しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、医療の体制整備についてお答えをいたします。

浜通り地区の医療機関につきましては、放射線による不安等から若い医療スタッフが県内外に転出するなど慢性的に人材不足が続いております。国、県には医療スタッフの確保、支援について再三要望しておりますけれども、非常に厳しい現状であります。町といたしましても引き続き県のドクターバンク等での募集を行い、医療従事者の確保に努めてまいりたいと考えております。このような中、現在整備中であります浪江診療所の医療従事者の確保につきまして、常勤医師につきましては内諾をいただいているところでございます。看護師につきましては、来年度1名を正職員として採用する予定であり、あわせて仮設津島診療所の看護師の配置替え等に対応したいと考えております。また、受付事務につきましても2名予定しておりますが、こちらにつきましては臨時職員で対応したい

と考えております。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） 4番の里山再生モデル事業の早期実現についての関係部局との調整結果を問うについてお答えいたします。

里山再生モデル事業につきましては、事業の実施場所、規模、手法につきまして、復興庁、環境省および林野庁と最終調整しているところであり、出来るだけ早期に公表できるよう調整を加速させてまいります。具体的には、除染や放射性物質の分布調査、人工林の間伐、線量マップの作成、木質バイオマスの可能性調査等を実施しながら里山を再生していく考えでございます。

続きまして大きな3番、農業賠償および農業再開についての1の①浪江町の農業再開の実態と今後の見通しについてお答えいたします。

現在は、復興組合が中心となって除染後の農地保全に取り組んでいただいている状況でございますが、現在の農地保全から次の段階である営農再開に向けて、主体となる地域の方々との話し合いを進めてまいりたいと思っております。

これら地域との話し合いは、農業関連施設の災害復旧事業の工程に合わせて、早期に営農再開が見込める地区を優先して取り組んでいるところでございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 同じく①後段、賠償方針についての問題意識と②検討への撤回と賠償継続を求めたかについてお答えいたします。

町におきましても11月18日東京電力に対し、先に示された案は画一的に示されたものであり、今後の営農等の再開や損害解消に

資するには極めて不十分なため、二本松事務所において、要求書を手渡したところでございます。また、今般新たに一括支払年数を1年追加するなどの方針が示されましたが、一括支払以降には依然として不明確な内容でございます。今後につきましても実態を踏まえた相当の長期賠償等を示すよう東京電力並びに関係機関に対し、要求をしてまいります。

また福島県原子力損害賠償対策協議会の意見集約時には、町内の農地の現状および農林業施設の復旧状況等を具体的に示しまして、風評以前に物理的に営農再開までの相当な期間を要することを訴え、当協議会においてもこの訴えを踏まえていただきまして、草案の見直しや避難指示区域内における賠償等を国に対して要望したと

ころでございます。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） 2番、①実証栽培のうちの土壤汚染調査の結果はどうであったかというご質問にお答えいたします。

制限品目解除を目的とした実証栽培を行っておりますが、実証地における汚染状況が最も高い地区で4430Bq/kgでございました。核種はセシウムで調査しております。この地区においては、ハクサイなど結球性葉菜類、ハウレン草などの非結球性葉菜類、それからブロッコリーなどアブラナ科花菜類、それからカブ、トウガラシを作付けしましたが、全て基準値以下でございました。また、その他の地区におきましても全て食品基準値以下でございました。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） ②一般農地の土壤汚染調査はどのように実施するのかについてお答えいたします。

浪江町内において国の研究機関が土壤調査を実施しております。それらの数値を収集しまして、整理をした上で今後の土壤調査をどうするのかを決定していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） 3番、農業再開の支援についての①避難元、避難先での農業再開支援について具体的な支援を問うというご質問にお答えいたします。

まず避難元でございますが、町内の避難指示解除準備区域や居住制限区域、または避難指示が解除された地区において営農再開するということであれば、原子力被災12市町村農業者支援事業で機械購入などが対象となります。また土地利用型での再開、園芸作物を中心とした再開など営農する形態によっても支援策が異なりますので、地域と総合的に検討し、ベストな支援策を関係機関一体となって検討していきたいと考えております。また避難先で営農を再開する場合でございますが、避難先農業委員会の協力と避難先自治体の個別の支援策をご活用していただくこととなります。各自治体と連携をして営農再開支援をしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 大きい4番の帰還困難区域の問題についての1拠点化構想についての①町の具体的構想と今後の進め方というご質問にお答えします。

13番議員にもお答えしたとおりとなりますが、議員お質しのとおり国から帰還困難区域の取り扱いに関する考え方が示され、この中で居住を可能とすることを目指す復興拠点を市町村の実情に応じて

適切な範囲で設定し、整備するとしております。

帰還困難区域の復興拠点につきましては、これ以前より帰還困難区域の行政区長や役員の方々と意見交換会を行っており、町としては、歴史的な背景から大堀地区、苧野地区、室原、津島地区の3カ所に復興拠点を整備するなど、一定の考え方を整理していたところではございますが、10月26日に帰還困難区域の行政区長への説明会を国が行ったことを受け、改めて今後帰還困難区域の行政区や議会の皆様との意見交換を行った上で、復興拠点についての議論を深めながら整理していく考えでございます。

続きまして、2番のそれ以外の地区の対策ということで①でございますが、帰還困難区域以外の環境整備・社会資本の投資はどのくらいかというご質問を受けております。

数値の正確な積み上げというのは中々難しいところですが、平成24年度から平成27年度決算ベースの額と平成28年度予算において、町の主要な4事業、いわゆる福島再生加速化交付金、福島復興交付金、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金、福島避難解除等生活環境整備事業委託金において環境整備と思われる事業および投資的な事業を積み上げた結果ですが、おおよそ全体として200億でございます。そのうち帰還困難区域で実施された防火帯整備事業とか携帯不通話区域通報システム事業等が約10億でございます。従いまして約190億程度が当該区域に係る事業と推計しております。

続きまして、②帰還困難区域の保全管理を福島再生交付金等で実施出来ないかというご質問にお答えします。

福島再生加速化交付金については、公営住宅の整備など長期避難者への支援とともに住民の早期帰還を推進するための帰還環境整備交付金というものが主なものでございまして、県や各市町村が事業主体となり事業実施するものとなっております。

帰還困難区域内の事業としては、現在、国の委託事業として道路沿線の防火帯整備事業を行っておりますが、帰還困難区域の整備については、復興拠点の整備も含めて、新たな取り扱い方針に基づき、国において予算措置するとしていることから、財源および進め方についても国と協議してまいります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） 3番の帰還時必要物品等に係る割引事業実施について①町民に対する水平展開を検討すべきではないかについてお答えいたします。

今回実施しております帰還時必要物品等に係る割引事業につきましては、住民が帰還し生活を再開するために必要な品物等の一括購

入に対し支援し、住民の帰還の促進に資することを目的としております。

従いまして今回は準備宿泊を実施している町民を対象としたところでございます。水平展開ということのご提案でございますけれども、来年度につきましては、プレミアム付事業再開帰還促進券の発行を予定しております。こちらにつきましては、準備宿泊者や帰還した方などの対象枠を設けず、浪江町民の方が希望すれば購入出来るものでございます。また利用できる対象商品も拡大出来ますので、こちらの事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 大きな5番の災害公営住宅の諸問題、高齢者障がい者の引越し援助、生活相談支援員との連携についてお答えいたします。

現在、浪江町社会福祉協議会では、引越し資金を捻出することが困難な方を対象にボランティアによる引っ越しの支援を行っております。高齢者や障がい者で引越し作業が困難な方にも調査の上支援が必要と判断された場合には支援を行っております。その際、生活支援相談員は資金を捻出するのが困難な方に対しては、この制度の利用を訪問時に紹介し、促しております。ただこの制度は今のところ、県内の全地域の対象ではないということでもありますので、中通りから浜通りへの移動も可能となるように浪江町社会福祉協議会と南相馬市社会福祉協議会とで協議を進めております。町といたしましてもこれらの制度などを紹介するなど、状況に応じた対応を生活支援相談員と連携して行ってまいりたいと思います。

次に、入居申し込み抽選結果、設計上の不備など相談の窓口を検討すべきではないかという点でございます。

抽選結果が町民の要望が反映されていなかったということの件につきまして、今後このようなことがないように入居希望者から問い合わせがあった時には、十分に理解するまで丁寧に説明すること、柔軟な対応をすること、県に対し要請していきますし、町といたしましても何度も説明をしてまいります。また設計上の不備や不具合につきましては、各建設事務所にご相談いただくことになっております。また町に相談もありますので、これらの機関と常に連携して連絡を密にして対応してまいります。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 大きな6番の原発避難といじめについてのご質問にお答えします。

原発事故で避難した子どもがいじめに遭って大変辛い思いをして

いたことの報道に接しまして、原発事故の惨さを痛感し、それが当事者以外には中々理解されないものであることを改めて強く感じました。同時にいじめを防ぐためにはどのような些細なことも見落とすことなく学校や教職員、保護者などと連携して早期に対応する必要があることを再認識いたしました。そこで、避難先再開校の校長に対しましては、児童、生徒の様子に注意することとともに、子供たちや保護者等からの話や相談にきめ細かに対応するよう11月16日付けの教育長名通知を発出したところでございます。また同日、原発事故被災地の双葉地区教育長会としまして、文部科学省に今回のようないじめが再び起こることがないように、何らかの対応をお願いいたしました。文部科学省初等中等教育局児童生徒課は翌々の11月18日付けで、東日本大震災により被災した児童生徒の受け入れや支援に関する通知、これは以前に出しておいたものでございますが、これに基づく適切な対応を重ねて依頼する文書を全国に出し、県教育委員会はこれを受けまして市町村教育長宛てに通知での指導の徹底を求めています。

さらに、浪江町から区域外就学をしている児童・生徒に関しましては、以前から学校便りや町の広報誌等を通じて相談窓口の案内をいたしておりますけれども、特に今回の問題への対応として、町のタブレットや校長会のホームページで多くの人々が心を痛めていることを伝えながらいつでも相談するよう呼びかけているところでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 資料配付。

○議長（吉田数博君） 暫時資料配付のため休議をいたします。

（午前10時03分）

○議長（吉田数博君） 再開します。

（午前10時04分）

○15番（馬場 績君） それでは、再質問で20mSv安全論とそれから避難解除時期の問題について町長と若干議論をしたいと思います。

今3枚の資料を渡しましたけれども、この法令における放射線規則一覧表を見てください。明らかなことは、右肩のほう見てください。公衆の追加被ばく線量限度が1mSvであることの法的根拠ということですと書かれております。これまでもこの場で同僚議員も含めて議論をしました。例えば、（口）のところに書いてあります

けれども、実効線量が3カ月につき250 μ Sv。病院または診療所の病室は3カ月につき1.3ミリ、だから年間5.2ミリ以下。専門職の被ばく限度だということが法令規則上明らかになっていると、それから1ミリについて言えば、左肩のほう個人被ばくの線量限度という一覧表があります。その中の公衆被ばく、一般公衆について実効線量年1mSv、国内保護における防護基準ということで、放射線規則に関するそのほかの法令規則、電離放射線障害防止規則、これは労働安全衛生法・同施行令。それから右のほうにいて医療法施行規則あるいは核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律・同施行令ということで政府の避難解除3要件あるいは浪江町の有識者検証委員会でも20mSv安全論で避難解除の見解を示しておりますけれども、それは今回の原発避難で緊急避難時20mSvを勝手に避難解除の数値に変更したと、政府が都合の良いように変更したと。では法令上はどうかというと、これは改正されていないわけですから法的な規則はここなんです。有識者検証委員会で様々な意見があるということもこれまでも町長は答弁をしてきました。しかし結果的には20mSv以下安全論で報告を出している、諸問題解決するということで、今様々行われておりますけれども、よって立つ根本はここなんだと。これを無視して国が3要件の20ミリと言ったから、浪江町もということでは有識者検証委員会の報告に値しないとわざわざを得ない。それぞれ学識のある専門家ですから、敢えて私が、素人が敢えてものを言うのも失礼な話なんだけど、例えば、浪江町有識者検証委員会に入っている私の尊敬する児玉龍彦さんです。少なくともこれまで、彼が原発事故当時、どう言っていたかということです。福島の実情を見てくれ。放射性核物質も最初はヨウ素131だけれども、今はセシウムが問題になっている。もっと長期になれば別の各種が問題になるかもしれない、従って膨大になると環境中もしくは人体中で濃縮が起こり、健康被害の予測は非常に難しく、検査除染補償の体制がはっきりしていることが大事だということを彼は記者会見でこう明言しているんです。インターネットでとれますから。どこでどう検出したかは分からないけれども、これが20ミリになってきているという問題です。16の課題、それはそれとしてやんなくちゃなんないけれども、根本的な問題のところ脱線していると、これで果たして避難解除早期に踏み切っているのかどうか改めて法令上の関係で町長はどのように判断するかお答えください。

それから、先ほどの町長の答弁で、避難継続では新規企業の誘致に不安があるんだと、民間企業が活動しやすいように環境整備をしなければならない、それはそうだと思いますよ。しかし、あなたは

5年8カ月経ちましたけれども戻りますか、どうしますか。明快な設問意図を示してとったアンケートでは17.5%しかいずれ戻りたいも含めて回答していないんですよ。あとの83.5%と民間企業の誘致促進、天秤にかける問題ではないと思いますけれども、町長がそういう認識で避難解除に踏み切るということについては町民の安心・安全を軽視または無視することになりはしないのか、もっと踏み込んで町長があらゆる場で言ってきたように、今回の原発事故は憲法13条憲法29条の違反なんだと、国、東電はあまりにも酷いことをやったと思いませんかということはこの場でも大衆の前でも言ってきましたよ。実は、今後どうするかという時に、余りにも酷いことをやったことに対して、問題棚上げしたまま避難解除するということになるんです。町長の言行に矛盾が出てくるんです。企業誘致も大事でしょう、しかし企業誘致を優先させて避難解除出来る環境にはない。それは、だから両方よくするためにどうするか、やっぱり再度再々調査をして再除染をやる、生活環境を整備するこういう環境整備が求められると思うんですね。その前提の話だ。それで昨日の議論で、三瓶課長は高いところを再除染したとあるいは町長は要求をしたらば再除染もすると言っているという回答がありました。しからば再除染したところは何カ所あるんですか。

それから昨日の議論でガンマカメラの活用が議論になりました。1400件のうち600カ所で検査が終わった。平成29年3月終了だと言いました。この情報を公開するものかどうなのか。公開すべきです。地図に落として、少なくとも可視化出来るような形でガンマカメラの事業の成果を反映させるべきです。どうするか、多分宅地だと思います。先ほどの私の質問で農地の除染について質問しました。正直全く納得出来ない答弁です。これも先ほどのお配りした資料を見てください。あとでもまた使いますけれども、福島民報2011年12月12日のセシウム134、137の合計沈着量です。色別に区分しております。これは文科省が調べたものだということです。そこで浪江町は赤いところもありますけれども、平米当たり6万以上というところもある。

- 議長（吉田数博君） 時間です。
- 15番（馬場 績君） 農地除染について調査をして対策をとるべきだと、どうするかお答えください。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、町長。
- 町長（馬場 有君） お答えいたします。法令を考えてどのように今判断するのかということで、私も放射線量についてはあまり知見も持っていませんし、素人であります。20mSvの見解を政府で出して

いますけれども、私は元の状態に戻していただくということが一つの目標ではないかと、それは1 mSv以下になることが目標であると。従って、この元の姿に戻っていけるような除染そういうものを、これ時間かかると思いますが、物理的に。長時間になると思いますがけれども、時間を要していくということでもあります。従って、私は元に戻していただきたいということでもあります。

さらには町民の安心・安全を守るために私が言ってきたことについての矛盾があるのではないかとというご質問でありますけれども、企業誘致は一つの問題でありまして、やはり9番議員に昨日答弁しましたように、1日も早く帰りたいという思う町民の方々がいらっしゃいます。これは少なくとも今数字がアンケートの形で出ていますけれども、確かに少ない人数です。そういう状況ですけれども、帰る、帰りたいという方々の思う気持ち、これは尊重していかないといけないということだと思います。それから戻らないと決めた方々についての権利の尊重も当然していかなくてはならないと考えております。やはりこのふるさとを荒廃しているような状況をそのままにしておいたのでは、全く茫洋としたふるさとになってしまいますので、線量が低減化したところはある程度回復をさせていかなくてはならないと考えております。先ほど馬場議員からありましたように、特に憲法22条の中に全ての国民は居住の自由、職業の自由、移転の自由、それを尊重しなければならないということを謳っています。そういうことを踏まえて、私は町民の方から自宅で終の生活を終わりたいという意見もありますので、そこはしっかり尊重していきたいと思っています。

先程来から解除をするということは、ふるさとの状態を前のようにはならないと思いますが、前のようにとにかく戻していく、それが必要だということです。それを5年も10年も何も手をかけないような状況になってしまったら本当に目も当てられないふるさとになってしまいますので、是非ここは線量の低減化したところはどんどん回復に繋げていくと、そういうことだと思っています。それは色々考え方が様々あるやに思いますので、是非、馬場議員もご理解を一つお願いしたいと思っています。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 除染の関連でお答えいたします。

再除染についてでございますが、特に浪江町のその4の工事については他の町でも既に除染やってきたというメニューもありましたので、そのメニューだけでは足りないということが分かっているところがたくさんありました。というところですので、もう既に通常

の除染をしながら追加除染のメニューもやってしまうということで、その4は基本的に進んでまいりました。それでもそれをやっても高いところとか、比較的周りと比べて出てきております。そこはピックアップしてもらって町と環境省が入って大体さらに今のところ随時出てくるだけでも100件くらいあるんですが、そこを個別にどこのお宅かというのを出して、お互いどういう計画でこれからさらに追加除染していくのかというところの打ち合わせをして順次進めていくこととしております。

またガンマカメラのところの可視化については、個人の宅であるということ、また複数宅から測ってそれを一気に一つで可視化するというのは難しいところがあると思いますので、そこは少し考えなければいけないなと思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁漏れありますか。具体的に。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 農地の除染については、今平成29年3月までということで現在80%強の進捗でございます。その結果を見ながら次年度以降検証委員会は町民も参加して継続していくことになっておりますので、そういうのも検証しながら必要な箇所はさらに除染をしていくということは必要だと考えております。

○議長（吉田数博君） 馬場君。

○15番（馬場 績君） 20ミリ安全論と避難解除の関係について再々質問をいたします。

町長は人それぞれの考えがあるということで、馬場議員にもご理解願いたいという答弁されましたけれども、人それぞれの考えについて私言っているんじゃないんですよ。ちゃんと国会で成立した法律、あるいは関係省庁が施行公布した法令規則でこうなっているでしょうと。それとの関係で問題があるんじゃないですか。避難解除しなくていいなんて言ってるんじゃないんだよ。帰れる環境整備を進めるべきだと、ただ時期は明示していないけれども、私は平成29年3月問題と言っているけれども、平成29年3月に限りなく突き進んでいるのではないかと、そういう懸念すら持っている。だから現状がこうなんだから安心して暮らせるような生活環境整備が優先ではないか。それは私が言っているのではなくて国の法律や施行規則に基づいてちゃんと環境整備をすべきでしょうと言っているわけなので。町長そここのところ認識を変えてもらいたい。

それから、昨日の議論と今日の議論、重ねて再々質問したいのだけれども、昨日、避難解除の延期ということになると、浪江町で今

計画している公共事業の財政的裏付けが中々難しいんだと、財政的裏付けの担保が必要だと。従って、国が言っている方向で避難解除しなければならないというそういう趣旨の町長発言でしたよ。財政の裏付けの担保が必要だと。私は事業やるからには全くその通りだと思いますよ。しかし町民の暮らしをさておいて、公共事業さえ進めれば、それで町民が安全・安心して戻れるのかと、そうではないでしょうと。これも結論から言うならば、住民主人公ですよ。地方自治ですよ、地方自治。住民主権の問題ですよ。もちろん国は避難解除3要件で押しつけようとしてきているわけですから、様々な圧力はあると思うよ、あると思うけれども、自分たちの浪江町の進むべき道は自分たちが決めるという立場に立たないとだめだと思うんですよ。

実は、12月1日高木本部長と意見交換がありました。同僚議員から今後の町の財政が非常に心配だと、町の財政手当てについても継続的にお願いしたいという意見が出たんですよ。そのことに対して、高木さんは何と言ったか、「皆さんはそういうけれども、我々政府としては全国1700の自治体と相手に仕事をしなければならないんだと、皆さんの言うことばかり聞いてられない」という趣旨の回答したんですよ。私は高木さん、何を言っているんですかと、私たちは好き好んで避難しているんじゃないでしょうと、問題の根本、問題の原因はどこにあるんですかと、原発事故でしょうと、長期避難を余儀なくされているんでしょうと、そのために復興再生に向かって町長を先頭に、あるいは議会も一緒になって全力を挙げて今頑張っているわけだから、1700分の1に同じく見られたんでは困ると言ったら、それは失礼しましたと、それから別な意味ではこう言いましたよ。財政の話をした、あるいは農業再開の支援についてなんだけれども、そうしたら高木さんは「駄々をこねてもらっては困ると」、これも私は言ったんですよ、我々に向かって駄々をこねるとはなんですか、取り消してくれ、そしたら彼は素直に取り消しました。しかし政府の感覚はそういう感覚なんですよ。それは私が言っていることは高木さんだけの問題ではないんだと、今日ここに来ている20名か30名いたでしょう。皆さんにも分かってほしいんだと言いました。町長もどーんと腰を据えて体を張って言うことは言う、取るべきものは取る、町民に理解と納得、求めるべきものは納得出来るような条件整備をして、事を進めるべきではないですか。それがまだ出来ていないでしょう。昨日の議論から明らかなように、それで3月解除ということは早計過ぎませんか。

従って、準備宿泊の延長で環境整備を進めていく、町長のやりた

いことと環境整備とは矛盾しないでしょう。そういう対応が求められているでしょうと言っているわけです。お答えください。

それから、医療介護の問題でそれぞれ各部門別に考えている、人員体制も含めてお話ありました。これも率直にお尋ねいたします。それでは24名確保出来るかということになるんですよ。これは課長は答弁できないと思います。実はこれも12月1日の高木さんとのやり取りで言ったの。医療介護福祉の体制は県内はもちろん、全国的にも人員体制は厳しいけれども、特別な配慮は願いたい。そしたら高木さんは、そう言われると頭が痛いんだと、本当は浪江に医者何人、何が何人とちゃんと国が責任を持って配当出来るようになればいいんだけど、正直まだそうはっていない、そうはなっていない、そう出来るように努力しますということだった。町長、この体制を実現することですよ。いつまで出来ますかと言ったって来年3月、辞令は出すかもしれないけれども、これでスタートなんか出来ないと思はる。だから高木さんは我々に対してそこまで約束しているわけだから、しっかり言うということです。

それから、医療の問題で、昨日いただいた12月12日の全員協議会の通知に浪江診療所の医師の配置についてという項目で町から説明があるということでした。現在、一人行っているわけだけれども、新たな医師の配置があるのかどうなのか。交換、色々情報は出ておりますけれども、そここのところ医療体制とのことで、医療については、少なくとも浪江診療所どういう体制になるのか、医師だけではなくて薬剤師あるいは臨床技師も含めてどういう体制を考えているのかということをお答えください。

最後ですから、農地への土壌調査について最後にやります。帰る人の帰られる部分、これからも含めて農家の人が帰るのではないかと。これは2011年9月13日の福島民友新聞です。チェルノブイリのその後に係わったジャークロジャー氏の発言も含めて出ているんですけど、食品検査は集落単位で長期的にやるべきだということが出ています。それからこれは2011年5月11日の朝日新聞です。先ほど配った小さな資料にセシウムの分布図が出ていますけれども、これを見ても浪江町の土壌汚染は酷いということが明らかですよ。これを見ても、先ほどの小さな資料を見ても、従って土壌汚染の調査をどうやるか改めて明快な答弁を求めます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場有君） 再質問の解除の件についてのご質問にお答えをしたいと存じます。

馬場議員誤解していると思うんですけど、昨日の一般質問につい

ての私の予算の問題については、いわゆる検証委員会の16項目がありました。例えば、帰還困難区域の除染計画の策定を早くしろと示せという項目があります。そのいわゆる帰還困難区域の除染の計画をきっちり出さなければ、いくら拠点をやっていこうとしても出来ないわけです。まずとにかく除染していかなくちゃならないわけです。だから除染の予算をどういう形で付けていくのかと言うような話をこれからやっていかなくちゃならない。

それからJR常磐線の全線復旧。これは浪江の予定としては平成29年の3月から再開するという事です。ところが、南の双葉、大熊、これは平成32年開通することになっているんです。ではその間代行バスとか何かでやっていかないといけない、そのための予算はどこに裏付けがあるのですかということが我々の担当課の中で課題が抽出されてきているわけでありまして、それについてどう政府が対応していくのかという問題でありまして、これはきっちり返事もらっていかないと、検証委員会の裏付けになりませんので、それを私はそのための予算要求をこれから政府とやっていかなくてはならないという話をしたつもりなんです。私の説明不足があったということだと思いますが、そういうことで全く馬場議員が不安に思っているようなことはありません。一切政府とは対峙をしながら、とにかく一つ一つ課題をまとめていきたいなと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思っています。

それから、医療機関の関係もこれも議会の皆さんのお力添えで色々な医師の確保についても私どもで提案出来るような状況になってきました。これは国にもうお願ひはしています。私が言っているのは、国は一体何してくれたか、一人のお医者さん世話してくれたか、してないですよ。私どもが、担当課が探すと言うとおかしいですけども、人材を発掘して私どもに常勤医が入るように決まってきたわけです。ですからそういう問題は責任を持って国がきっちりやっていただくということで、これからも私らの課題については要請をしまいたいと思いますので、議会の皆さんと一緒にやっていきたいと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（吉田数博君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 農地の土壌関係でございます。

生産者の被ばくの管理という面で、現在除染を行っております。その結果と効果、しっかり見極めて検証していくことが大事だと思っております。また土壌については、研究機関が実施したものがございます。これを整理して、どういう対応が必要なのかというのを見た上で決定していきたいと思っております。

- 議長（吉田数博君） はい。
- 15番（馬場 績君） 情報公開を求めて私の一般質問を終わります。
ありがとうございました。
- 議長（吉田数博君） 以上で、15番、馬場績君の一般質問を終わります。
-

○議長（吉田数博君） ここで10時50分まで休憩といたします。
(午前10時36分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時50分)

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。
(午前10時51分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時55分)

◎請願・陳情の付託

- 議長（吉田数博君） 日程第2、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した陳情6件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。
なお、所管常任委員会は、会期中に審議のうえ、議長あて報告をお願いします。
-

◎議案第94号から同意第7号一括上程、説明

- 議長（吉田数博君） お諮りします。
日程第3、議案第94号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてから、日程第18、同意第7号 教育委員会委員の任命についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、日程第3、議案第94号から日程第18、同意第7号までを一括議題といたします。
日程第3、議案第94号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第94号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、同議案資料によりご説明申し上げます。

改定の内容であります。特定任期付職員の期末手当について6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の155から100分の160に改めるものでございます。合わせて0.1カ月分の増額改定ということになります。また、附則第4条において平成28年12月期の支給割合については100分の160を100分の165とするものでございます。施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行とすることとしまして、附則第4項の改正規定は平成28年12月1日から適用するものでございます。

なお、対象につきましては、現在1名でございます。よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第95号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第95号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づき、町長等に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 同じく同議案資料により説明申し上げます。

改定内容であります。期末手当の算定基礎額に乗ずる割合について、6月期を100分の142.5から100分の147.5に12月期を100分の152.5から100分の157.5に改定するものでございます。これにつきましても合わせて0.1カ月分の増額改定となります。

附則第7項におきまして、平成28年12月期に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合につきましては、100分の162.5とするものでございます。施行期日でございますが、この条例は公布の日から

施行することとしまして、附則第7項の規定でございますが、平成28年12月1日から適用するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第96号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第96号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づき、職員の給料月額等所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、同じく同議案資料により説明申し上げます。

主な改正でございますが、まず本法関係では若年層に重点をおいての改定でございます、平均で0.06%の引き上げとなります。

次に、諸手当関係では医療職給料表の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額改正。勤勉手当では、再任用職員以外の職員が0.1カ月分の増額、再任用職員にあっては0.05月分を増額改定するものでございます。また扶養手当については、配偶者の扶養手当を段階的に引き下げ、子の扶養手当を引き上げるものでございます。施行期日等につきましては、それぞれ以下の記載のとおりでございます。

続きまして、条例の新旧対照表により主な改正内容について説明申し上げます。なお、文言等の改正につきましては省略をさせていただきます。

始めに2ページをお開きください。まず第9条の2は医療職給料表の適用を受ける職員の月額支給額の限度額につきまして、41万3300円から41万3800円とするものでございます。

次に、第21条第2項1号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率の改正でございます。100分の80を6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90とするものでございます。第2号は再任用職員の改定で、100分の37.5を6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5とするものでございます。

次に、3ページから18ページ中段まででございますが、行政職給料表及び医療職給料表でございます、先ほど申し上げましたとお

り若年層に重点をおいての改定で、行政職にあつては1級から3級まで、医療職につきましては2級までの改定でありまして、差額につきましては、行政職につきましては最大700円の増額改定でございます。なお、医療職については該当はございません。

次に18ページをお開きください。第10条第3項扶養手当の改正であります。改正前は、配偶者につきましては1万3000円、配偶者以外の扶養親族が一人につき6500円でしたが、平成29年4月1日から配偶者が1万円、子については8000円、その他の扶養については6500円となります。

なお、職員に配偶者がいない場合については、子は1万円、父母等につきましては9000円となります。

次に、第4項以下につきましては、文言等の整理でございます。

次に、21ページをお開きください。第21条第2項第1号は平成29年4月1日施行に係る勤勉手当の改正でありまして、この改正第1条で平成28年度の支給に係る改正をしたものを改正前の条文に戻しまして、第1号再任用職員以外の職員にあつては0.1月分の増額改定でありますので、6月期及び12月期の支給率をそれぞれ100分の85とするものでございまして、再任用職員にあつては0.05月分の増額改定でありますので、6月期及び12月の支給率をそれぞれ100分の40とするものでございます。改正前の条文でございますが、支給率については2ページの改正前の支給率をご覧いただきたいと思っております。

次に、平成30年4月1日施行分でありまして第10条、次ページ第3項でございますが、同じく扶養手当の改正でございます。第2条で平成29年4月1日施行分の改正に続くもので、平成30年4月1日からは配偶者については1万円から、その他の扶養親族と同額の6500円に、扶養親族たる子については一人につき8000円から1万円とするものでございます。なお、附則施行期日等については記載のとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第97号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第97号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江診療所及び仮設津島診療所の建設に伴い、施設名称及び施設所在地の変更等所要の改正を行うものであります。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、議案第97号資料によりご説明を申し上げます。

始めに制定の趣旨につきましては、今回の診療所建設事業に伴い、施設の名称及び所在地の変更等のため条例の一部の改正を行うものでございます。

次に、主な内容につきましては、新旧対照表により浪江町国民健康保険診療所条例第2条に浪江町国民健康保険浪江診療所の名称及び位置を追加し、浪江町国民健康保険仮設津島診療所の位置を二本松市油井字大久保118番地に変更するものでございます。施行期日は附則で定める日から施行する。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第98号 浪江町応急仮設診療所設置条例の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第98号 浪江町応急仮設診療所設置条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、浪江診療所の新設に伴い、浪江応急仮設診療所設置条例を廃止するものであります。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは議案第98号資料によりご説明を申し上げます。

始めに制定の趣旨につきましては、浪江町国民健康保険浪江診療所が設置されることに伴い、浪江町応急仮設診療所を廃止するため、同応急仮設診療所の設置条例である本条例を廃止するものでございます。

主な内容につきましては、条例の廃止でございます。施行期日は浪江町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。なお、附則の括弧書きの条例番号につきましては議案第97号で上程しております診療所条例の一部を改正する条例の議決を経た後に公布手続きの際に取得する番号となりますので、現時点では未定のため空欄となっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第99号 調停の申立てについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第99号 調停の申立てについてご説明いたします。

本案は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して、町が所有する土地の価値の喪失又は減少に関する損害について東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償を求めたものの、支払いに応じないことから、原子力損害賠償紛争解決センターへ調停の申立てを行うにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、議案によりご説明申し上げます。

1. 調停の申立て先、東京都港区西新橋1丁目5番13号原子力損害賠償紛争解決センター。

2. 調停の申立ての相手方の住所及び氏名、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 廣瀬直己。

3. 申立ての要旨、町は相手方に対して平成28年度6月15日に請求した115億8622万6304円のうち、一部支払いに合意した額等控除すべき額を除いた額及び申立てに係る代理人に要する費用を支払うよう調停を求める。

4. 申立ての方針、(1) 弁護士法人湊法律事務所（法人受任所属弁護士、湊一将、武田雄介及び天野智之）及び弁護士井上航を代理人と定める。(2) 町は、本調停において適当と認める条件で相手方と和解することができる。

説明は以上であります。

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第100号 物品購入契約の締結について（小型・軽量積算線量計購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第100号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、小型・軽量積算線量計の購入について地方自治法第234条第1項の規定による随意契約により落札者となった株式会社千代田テクノル福島営業所所長 樋口英実と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、契約の内容についてご説明を申し上げます。議案によりましてご説明申し上げます。

まず契約の目的は、小型・軽量積算線量計の購入でございます。納入場所は福島県二本松市北トロミ地内で浪江町役場二本松事務所になります。

契約の方法は地方自治法234条第1項の規定による随意契約であります。金額は6199万2000円うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額459万2000円であります。契約の相手方でございますが、福島県双葉郡楡葉町大字上繁岡字小六郎86番地4、株式会社千代田テクノル福島営業所所長 樋口英実であります。

納期につきましては、議会の議決を得た日から平成29年3月28日であります。購入内容につきましては、議案第100号資料により積算線量計3000台。積算線量計表示器700台でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第101号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第101号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第6号）について。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億4293万1000円を追加し、予算総額を299億1213万7000円とするものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。歳入でございますが、款8地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金122万1000円を増額しておりますが、地方特例交付金の額の確定によるものでございます。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税6757万4000円を増額であります。特別地方交付税の増額で再生加速化交付金の事業増に伴う地方負担の補填分の増によるものでございます。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金2億1910万5000円の増は、福島再生加速化交付金でございまして、

北棚塩のロボット関連産業団地整備事業ほか6事業分となっております。

次に、目2民生費国庫補助金2億4065万8000円の増額ですが、対象額の確定により、臨時福祉給付金給付事務費補助金を3405万円減額。また新たに実施される経済対策臨時福祉給付金事業に係る事務費補助金を2億7470万8000円増額しております。

次に9ページに移りまして、款13国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金945万5000円の増額であります。節3原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金の増額で有害鳥獣等駆除事業ほか1事業分となっております。

次に、10ページをおめぐりください。款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金9513万3000円の増は、今回の補正に伴う財源調整による繰入でございます。目2浪江町復旧復興基金繰入金1億4440万円の増は、共同調理場新築工事ほか5事業分を本基金から繰入するものでございます。

続いて、目9浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金1億6107万円の増は、北棚塩ロボット関連産業団地整備事業ほか2事業分を本基金から繰入するものでございます。

次に、款19諸収入、項5雑入、目1雑入186万5000円の増は、主なものとして多面的機能保全向上活動補助金精算金を179万6000円計上しております。

次に、11ページをお開きください。ここからは歳出の説明となります。

始めに、今回各科目に計上しております給料、職員手当等、共済費でございますが、先ほど上程しました人勧に係る職員の給与等に関する条例の一部改正等に係る補正分と給与等の精算見込みによる補正がございます。内訳は人勧による補正額が1210万3000円、精算見込みによるものが3455万2000円総額で4665万5000円の補正増となっております。

なお、以降各科目ごとの人件費の補正については説明を省略させていただきます。

13ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目8企画費3億1883万7000円の増でございますが、節13委託料が1億2800万9000円の増でございます。全て北棚塩のロボット関連産業団地整備に係る委託料でございます。調査測量設計委託料、基本計画策定業務委託料、不動産鑑定業務委託料、立木調査業務委託料、監理業務委託料となっております。節17公有財産購入費144万2000円の増、さらに節22補償補填及び賠償金の立木補償費104万1000円

の増額についても同事業に係るものとなっております。節25積立金1億8834万5000円の増は、北棚塩ロボット関連産業団地整備事業ほか3事業分で複数年度にわたる事業となるため、福島再生加速化交付金を浪江町帰還環境整備交付金基金へ積み立てするものでございます。

目9情報管理費、節13委託料165万5000円の増は、社会保障関係システムの改修委託料を計上しております。

次に、14ページをお開きください。款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費634万3000円の増の主なものは、節23償還金利子及び割引料500万円の増で町税還付金の増によるものでございます。

16ページをおめくりください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の節28繰出金452万1000円の減は、国保会計に係る人勧及び職員人事異動分の人件費反映によるものでございます。同様に目2老人福祉費、節28繰出金324万3000円の増は、介護保険会計に係る人勧及び職員移動分の人件費反映によるものでございます。

続きまして、目7の臨時福祉給付金事業費2億5115万8000円の増は、臨時福祉給付金に係る事務費及び給付金を計上してありまして、主なものとして、節3職員手当が100万円の増で一般職員の時間外手当、節7賃金383万1000円の増が臨時事務補助員の賃金、節12役務費519万6000円の増は、申請書等の郵送費として通信運搬費411万6000円、給付金の振込手数料108万円、さらに節13委託料が臨時福祉給付金システム改修委託料として1365万円の増。

17ページに入りまして節19負担金補助及び交付金2億2615万5000円の増は、新たな経済対策として支給する臨時福祉給付金が、2億4970万5000円の増。あと対象額が確定したことにより、年金生活者等支援臨時福祉給付金については2355万円の減額となっております。

18ページにお進みください。款3民生費、項3災害救助費、目3住家被害等認定調査費、節13委託料140万円の増は、調査件数見込みより住家被害等認定調査委託料を増額するものでございます。

19ページに移りまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費216万9000円増の主なものは、節19負担金補助及び交付金189万9000円の増でございまして、申請見込みによる合併処理浄化槽設置整備事業補助金を増額するものでございます。

20ページをおめくりください。下段になりますが、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金補助及び交付金1500万円の増は、町内の住宅清掃に係る補助金を計上しております。

21ページに進みまして、款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費3160万7000円の増は、節15工事請負費2053万7000円の増が町内での飲料水を確保するための井戸のボーリング工事費。節19負担金補助及び交付金1107万円の増が上水道事業で実施した濁度計設置事業や通水調査事業の精算に伴う補助金を計上しております。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目3農地費、節23償還金利子及び割引料134万8000円の増は、前年度交付を受けた多面的機能保全向上活動補助金の確定による精算金を計上しております。

22ページをおめくりください。款6農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費、節8報償費1239万1000円の増で、捕獲隊の活動強化に伴う捕獲隊報償を計上しております。

23ページに進みまして、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費322万4000円の増の主なもの、節15工事請負費250万円の増で仮設商業施設の追加の外装、内装工事費を計上しております。

24ページをおめくりください。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節11需用費324万円の増は、町内の防犯灯の修繕費を計上しております。

25ページに進みまして、款8土木費、項4都市計画費、目2公共下水道事業費、節28操出金102万7000円の減は、公債費の償還見込額の確定に伴い公債費充当分の操出金を減額しております。

次に、款8土木費、項5住宅費、目2復興公営住宅費、節13委託料771万8000円の増は、公営住宅管理システム構築業務委託料を計上しております。

次に、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金補助及び交付金859万5000円の増は、消防費負担金の確定による双葉地方市町村圏組合負担金となっております。

28ページにお進みください。款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料262万3000円の増は、東中学校の技術室の耐震補強工事監理業務委託料となっております。節15工事請負費1504万7000円の増は、同じく東中学校の技術室の耐震補強工事費となっております。

次に、最下段になりますが、款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食調理場費2億1125万円の増は、節13の委託料が320万8000円の増で、共同調理場の新築工事の監理業務委託料となっております。節15工事請負費が2億804万2000円の増で共同調理場の新築の工事費となっております。

29ページに進みまして、款12公債費、項1公債費、目1元金、節23償還金利子及び割引料166万1000円の増の主なものは、日本郵政

の元金償還金149万4000円の増。さらに目2利子、節23償還金利子及び割引料372万7000円の減の主なものは、日本郵政の利子償還金が334万6000円の減となっております。いずれも公債費の償還見込額が確定し、補正するものでございます。

5 ページにお戻りください。第2表の繰越明許費補正の説明ですが、追加といたしまして、款2総務費、項1総務管理費、北棚塩ロボット関連産業団地整備事業1億3049万2000円については、イノベーション・コースト構想に基づくロボットテストフィールド関連事業でございまして、測量調査、基本計画策定、用地買収等一括して事業を進めるため翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、経済対策臨時福祉給付金事業2億7470万8000円については、給付金事務が次年度に及ぶこととなることから翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋梁費、町道小熊田宮田線道路改良事業3200万については、用地取得、実施設計に時間を要し、年度内完了が困難となることから、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款8土木費、項4都市計画費、防災集団移転促進事業108万1000円については、大平山地区の埋蔵文化財本格調査報告書作成業務となっておりますが、年度内完了が困難となり翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款8土木費、項4都市計画費、道路事業1億5036万9000円については、町道請戸漁港小高瀬さく線ほか2路線の詳細設計について年度内完了が困難となり、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款8土木費、項5住宅費、公営管理システム整備事業771万8000円については、来年度6月からのシステム運営を目指し、今年度から事業着手するため翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款10教育費、項3中学校費、浪江町小中学校技術室耐震補強事業1767万円については、来年度竣工予定の浪江町小中学校改修に向け、今年度から技術室耐震事業に着手するため翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款10教育費、項3中学校費、浪江小中学校グラウンド整備事業600万円についても、来年度竣工予定の浪江町小中学校改修に向け、今年度からグラウンド整備事業に着手するため翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款10教育費、項6保健体育費、浪江町共同調理場整備事業2億1125万円につきましても、来年度竣工予定の浪江町小中学校改修に向け、今年度から共同調理場整備事業に着手するため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、議案資料をご覧ください。議案101号資料として補正予算による基金の運用状況をご説明申し上げます。

まず、1の財政調整基金については、歳入で9513万3000円を取り崩し、補正後の残高は12億8757万円。2の浪江町復旧復興基金は、歳入で1億4440万円を取崩し、補正後の残高は61億3538万4000円。3の浪江町帰還環境整備交付金基金は、歳入で1億6107万円を取崩し、歳出で1億8834万5000円を積み立て、補正後の残高は4億5792万2000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第102号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第102号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ452万1000円を減額し、予算総額を56億4430万5000円とするものです。

今回の補正は人件費の補正でありまして、歳入は、一般会計繰入金452万1000円を減額するものであります。

歳出は、一般会計、人件費、同額452万1000円を減額するものであります。

よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第12、議案第103号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第103号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ619万4000円を追加し、予算総額を11億4822万1000円とするものです。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、事項別明細によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。始めに歳入につきましては、款3県支出金、項1目1福島県地域医療復興事業補助金619万4000円の増、

これは浪江診療所開設に伴う運営費に対する県補助金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。款1総務費、項1、目1一般管理費1519万4000円の増、これは給料の職員手当等の人件費の補正を行うもののほか、節11需用費172万円の増、これは浪江診療所開設に伴う消耗品費、光熱水費等でございます。

次に、8ページをお開きください。節13委託料450万円の増、これは施設警備委託料と浪江診療所医師委託料でございます。

次に、節14使用料及び賃借料152万2000円の増、これは浪江診療所医師送迎用のタクシー借上料並びに宿舍借上料等でございます。

次に、節18備品購入費211万7000円の増、これは診療所開設に伴う家電等の購入費でございます。

次に、節19負担金補助及び交付金141万円の増、これは津島診療所移転に伴う水道加入負担金でございます。

次に、款2医業費、項1目4医薬品衛生材料費900万円の減、内訳は津島診療所において使用見込みによる1000万円の減、浪江診療所において100万円の増でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第13、議案第104号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第104号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ486万4000円を追加し、予算総額を13億6628万4000円とするものであります。

歳入は、繰入金486万4000円を増額するものです。

歳出は、下水道総務管理費、下水道維持管理費、人件費89万1000円、下水道災害復旧費500万円を増額、公債費102万7000円を減額するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第14、議案第105号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第105号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、人件費の補正でありまして、歳入歳出予算の総額8283万8000円に増減はありません。

今回の補正は、歳出の農業集落排水総務管理費133万6000円を減額、予備費を133万6000円増額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第15、議案第106号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第106号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万3000円を追加し、予算総額を29億4087万6000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをお開きください。

款1国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金179万円の増、これは今回の歳出、款2保険給付費の補正による国庫支出金の増額であります。

続きまして、款3県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金減免分179万円の減、これは今回の歳出、款2保険給付費の補正による県支出金の減額であります。

款5繰入金、一般会計繰入金、目4その他、一般会計繰入金324万3000円の増は、今回の歳出、総務管理費の補正による一般会計繰入金の減額でございます。

次に、7ページをお開きください。

[何事か呼ぶ者あり]

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ごめんなさい。一般会計繰入金の増額でございます。失礼いたしました。

次に、7ページをお開きください。

歳出総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の人件費につきましては、これは人事異動及び人事勧告による人件費の再計算に伴いましての増額でございます。

下段の款2保険給付費、介護給付サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、節19負担金補助及び交付金、居宅サービス給付金1920万円の減、これはサービスの利用者が当初の見込みより減少しているためでございます。通常介護では29名の減、訪問介護では7

名の減、通常リハビリでは5名の減となっております。

続きまして、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2地域密着型介護サービス給付費4680万円の増ですが、これは地域密着型介護サービス中地域密着型通所介護定期巡回随時対応型訪問介護看護のサービス利用者が当初の見込みより増加しているものでございます。

次に、8ページをお開きください。保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3施設介護サービス給付費、負担金補助及び交付金施設介護サービス給付費2800万円の減は、これは当初の見込みよりも施設利用者が少なくなっているためのものでございます。

特定入所者介護サービス費40万円の増、これは特定入所者介護サービス、予防サービス利用者が当初の見込みより4名ほど増加いたしているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（吉田数博君） 日程第16、議案第107号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第107号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万3000円を追加し、予算総額を7116万1000円とするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料の減額更正により、諸収入、償還金及び還付加算金9万3000円の増額。

歳出は、諸支出金、償還金及び還付加算金、同額9万3000円の増額であります。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第17、議案第108号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第108号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の主なものは、収益的支出で301万3000円を増額するもので、人件費の補正及び電気代200万円増額の補正であります。

また、資本的支出では、企業債償還金22万3000円の増額であります。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第18、同意第7号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第7号 教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

本案は、教育委員会委員の今野秀則氏が平成28年12月31日で任期満了となることから、今野氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める今野秀則氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。福島県を退職後、福島県社会福祉協議会の職員として、地域福祉活動のほか、福祉教育の推進に尽力されておられる方であり、さらに、下津島行政区長を平成21年から歴任されるなど高い見識を有する方で、教育委員として適任であり、引き続き、本町の教育振興にご尽力いただきたいと考えております。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

質疑については15日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は8日及び9日で各委員長が指定する場所で開催します。また、12日は全員協議会、13日は復興・創生特別委員会をこの場所で開催いたします。時間はいずれも9時30分からとなります。関係課長等につきましても出席要請があった場合は、出席をお願いします。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） 本日はこれで延会といたします。

15日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集をお願いします。

なお、本日の全員協議会は午後1時30分からここにおいて開催を

いたしますので、よろしくお願いたします。

(午前 11 時 49 分)

平成28年12月 8日 (木曜日)	委員会
平成28年12月 9日 (金曜日)	委員会
平成28年12月10日 (土曜日)	休日
平成28年12月11日 (日曜日)	休日
平成28年12月12日 (月曜日)	全員協議会
平成28年12月13日 (火曜日)	委員会
平成28年12月14日 (水曜日)	休会

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成28年浪江町議会12月定例会

議事日程(第3号)

平成28年12月15日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1 議案第 94号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 95号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 96号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 97号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正について
- 議案第 98号 浪江町応急仮設診療所設置条例の廃止について
- 議案第 99号 調停の申立てについて
- 議案第100号 物品購入契約の締結について(小型・軽量積算線量計購入)
- 議案第101号 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第102号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第103号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第104号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第105号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第106号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第107号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第108号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算(第2号)
- 同意第 7号 教育委員会委員の任命について
- 追加日程第1 同意第8号 監査委員の選任について
- 日程第2 請願・陳情審査報告

- 陳情第 6号 避難指示解除地区のセシウムを含めた様々な核種（コバルト、ストロンチウム、プルトニウム等々）の土壌検査の実施の陳情
- 陳情第 7号 議会単独でもいいので、浪江町の役場、そして二本松の役場にて毎月1回程度の懇談会を開いてほしいという陳情
- 陳情第 9号 浪江町民の思いに対して議会の誠意を求める陳情
- 陳情第 10号 陳情（給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について）
- 日程第3 発委第 6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）
- 追加日程第2 発委第 7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 発議第 4号 土壌の核種分析を求める意見書（案）
- 日程第5 発議第 5号 「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）
- 日程第6 発議第 6号 東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方と東京電力福島第二原発の廃炉を求める意見書（案）
- 追加日程第3 発議第 7号 東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方に対する抗議と東京電力福島第二原発の廃炉決断を求める決議（案）
- 追加日程第4 発議第 8号 原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書（案）
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（14名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	9番	佐々木恵寿君
10番	山本幸一郎君	11番	泉田重章君
12番	佐藤文子君	13番	紺野榮重君
14番	三瓶宝次君	15番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	島山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼まちづくり整備課長	安倍靖君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業振興課長補佐	蒲原文崇君
ふるさと再生課長	三瓶徳久君	帰町準備室長	鈴木政己君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務所長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	清水中君	会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君
教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	清水佳宗	次長	横山秀樹
-------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は14人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第94号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第94号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第94号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第95号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第95号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第95号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第96号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第96号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第97号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第97号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第98号 浪江町応急仮設診療所設置条例の廃止についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第98号 浪江町応急仮設診療所設置条例の廃止についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第99号 調停の申立てについてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第99号 調停の申立てについてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第100号 物品購入契約の締結について（小型・軽量積算線量計購入）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 100号についてお尋ねをしたいと思います。

従来、線量計を貸与していたわけですが、今回の購入台数は3000台です。従来貸与物品の貸与件数は何件だったのでしょうか。

それから、議案説明もありましたし、いずれ議案資料として配付されていますから見れば分かるということかもしれませんが、従来物品と今回購入物品の性能における違いは何か。

それから、今回物品貸与の活用について留意すべきことはどういうことなのかということについてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それではお答えいたします。

貸与件数につきましてですけれども、11月30日現在ですけれども、特例宿泊に対しまして224台で、町内で農業の復興組合ということで活動されている方に対して5台で、これまでの準備宿泊では232台、また浪江町の本庁舎で勤務しております職員用ということで93台で、あとはホテルなみえで従業員の方にも必要だということでありましたので10台、議員の皆様にも9台で合計で573台の貸出状況でございます。

性能の違いということでございますけれども、性能の違いはございません、同じものでございます。

次に、活用の点ということでございますけれども、当初、浪江町では、将来の帰還人口の予想ということで5000人と目標を定めておりましたので、その5000台を購入したということでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 確認をしながら再質問をさせていただきます。

従来件数、貸出合計573件というのは、これはDシャトルということではなくて、一般線量計でしょうか。Dシャトルですよ。なお、私が最初にお尋ねしたのは、従来線量計の貸与件数は何件だったのでしょうか。従来、これまで一般町民に貸し出しているんですよ、私も持っていますけれども。Dシャトルでないものと言えれば分かるのでしょうか。同じ意味ですけれども。ということについて再度お尋ねしたいと思います。

性能においては差がないと。性能は日進月歩より高度化、高密化されていると思うんですけれども、程度は同じということでしょうか。

それから3点目の目標5000人ということは、今回購入台数が300台、それから105。

[「3000台」と呼ぶ者あり]

○15番（馬場 績君） 失礼、3000台です。購入台数3000台。それから表示器が700台ということですが、それぞれ購入台数3000を5000にするということでしょうか、表示器はどれぐらい購入計画をさせているのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 従来のガラスバッチの件というご質問でございますけれども、ガラスバッチ。

[何事か呼ぶ者あり]

○健康保険課長（居村 勲君） 個人線量計。積算線量計ではなくて空間線量。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前 9時11分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時12分）

○健康保険課長（居村 勲君） それでは精密博士の件につきましては、今数字をもっておりませんので、後ほどお答えいたします。

二つ目の、ガラスバッチとDシャトルは全然性能が当然違います。

表示器の購入台数ということでございますけれども、第1回目当初で買いましたのが1000台で、今回は700台ということでございます。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前 9時12分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時13分）

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは空間線量計の台数でございますけれども、7575台でございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 要するに、7575台ということは、分散世帯も含めて、あるいは職員等どうしても必要だという場合には世帯とは別に個人貸与もあったと思うんだけど、合計で7575台だと。今回最終

的には5000台ということですのでけれども、いずれにしても被ばく管理については、測る、調べるとそういう対応が一番大事だと思うんです。

従って、今回最終的に5000台だということになると、従来の対応件数からすると2500台、2600台ぐらい少ないのではないかと。そのことについてどう対応するのか。

それから、問題は物品貸与だけでは意味がないことで、それをどう収集をして分析して町民に返すかということが大事だと思うんです。そのことについてはもちろん関係会社あるいは研究機関との連携も当然考えていると思うんですけど、測定データの分析と情報開示、それも含めた活用というか安全・安心を科学的に担保することのために十分な活用方法を検討する必要があると思います。そのことについてどうお考えなのかお尋ねをします。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） お答えいたします。

先ほど申しあげました空間線量7575台に対して5000台では少ないのではないかとのご指摘でございます。今回5000台と当初で申しあげましたけれども、この5000台につきましては国と協議をいたしまして、足りなければ国の予算で追加で購入出来るということで確認をしております。ですので現状は5000台、まずは確保いたしましたけれども、足りなければ随時追加をいたします。

次に、データの分析でございますけれども、議員お質しのとおり、ただ貸しただけではこの性能と言いますか、Dシャトルの機能が果たせませんので、当然データの分析ということが必要であると認識しております。これらにつきましては、弘前大並びに関係機関と連携をしながらデータの分析、そして皆様にお知らせするというそういうやり方を実施しております。今後もしてまいります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第100号 物品購入契約の締結について（小型・軽量積算線量計購入）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第101号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 何点かお尋ねをいたします。

10ページ、款19諸収入、雑入で186万5000円補正計上になっています。内容説明では、補助金の精算という金額が179万6000円あるんですが、補助金の精算がなぜ雑入なのかということについてお尋ねをいたします。

なお、これに関連する歳出は農地費で償還金134万8000円が計上されております。

雑入と農地費に補正計上されている償還金134万8000円と関連があるのかどうなのか。関連があるとすれば金額の上でも違うと私は補正予算書を見たわけですが、お答えをいただきたい。

次、16ページですが、社会福祉費繰出金452万1000円減額補正です。国保会計の繰出金の減額補正と計上されていますが、補正予算提案説明では、人勧分という説明があったと思うんです。これは当初予算との差とも考えられますけれども、人勧分全体としては増額になるわけですがけれども、減額補正の理由について、内容についてご説明をいただきたい。

それから19ページ、環境衛生費、目3環境衛生費、節19の負担金補助金及び交付金、説明欄には合併処理浄化槽設置整備事業補助とありますが、まず整備台数も含めた積算根拠についてご説明をいただきたい。なお、これは再質問でやったほうが良いかもしれませんがけれども、予算提案説明では実績見込みだということでした。かかる意味について一緒にご説明をいただきたい。

それから20ページ、清掃総務費、款4衛生費、目1清掃総務費ですね。住宅清掃費補助金1500万、言われているクリーンハウスとかという事業費なのかと思いますけれども、事業内容についてご説明をいただきたい。

それから一体の中身ですからあわせてお尋ねしますけれども、この補助金についてはどういう基準、限度が設定されているのかということについてお答えをいただきたいと思います。

それから21ページ、上水道費、衛生費、目1上水道費、19の負担

金及び補助金及び交付金で1170万円、上水道事業補助金これも予算書説明で通水精算分という説明がありました。ちょっと予算計上の中身と説明の中身が理解出来ませんので改めてご説明をいただきたいと思います。

それから23ページ、商工振興費ですね。節15に工事請負費250万円。これはマルシェなみえの分だとは思いますが、仮設店舗、外装、内装の追加分ということです。そこでこれはこれとして分かりました。分かりましたけれども、仮設店舗に係る工事請負の町の助成分というか、その事業費はいくらになっているのかと。今後の見込みはどうかということです。

それから24ページ、道路修繕費が予算計上されております。これも事業費324万円の修繕料は防犯灯の修繕分だという説明がありました。それは当然必要なことだと思います。そこで修繕料概算なのか、それとも防犯灯1灯あたり幾らということで補正計上されているのかどうかということが1点。

それから今1点は、事業費としては同じだと思うんですけど、帰還困難区域における防犯灯の整備について町はどのように対応されているのかということをお尋ねいたします。

最後28ページ、28ページで学校給食費、教育費、東中学校。学校給食調理場費、工事請負で2億800万円ほど委託料320万円ほど計上されております。補正でとって、これから新築ということに新築工事に着手するわけだけでも、5ページの繰越明許共同調理場事業費、満額ですね。満額繰り越しになっています。

なお、繰越明許に計上されていますが、工事のスケジュール等についてお示しをいただきたい。

- 議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長補佐。
- 産業振興課長補佐（蒲原文崇君） それでは、まず10ページの歳入雑入になりますけれども、多面的機能保全向上かつ補助金精算金についてのご質問にお答えいたします。まずこちらの多面的機能保全。
- 15番（馬場 績君） マイク寄せて。
- 産業振興課長補佐（蒲原文崇君） すみません。まずこの多面的機能保全事業でございますが、事業自体は5年間の計画により各地区に設置された保全組合様に各地区の農振農用地の面積に応じて事業費が確定されて、毎年度支払われるというものでございます。その事業額の範囲内で各作業を実施していただくということになっておまして、その年度で実施出来なかった、余った事業残額については、各組合において次年度に繰越しをして、管理していただくということになっております。今回補正した部分でございますが、昨年度、

27年度についてなんですけれども、本来であれば農振農用地の面積でカウントするところを農用地全体の面積でカウントして支払われたというようなことでございまして、過年度分の精算という部分で各組合から過年度分で差額分について一回返納していただくというのが10ページの精算金の歳入の部分になっております。

それとあわせて21ページの歳出でございしますが、その返納いただいた部分について県にお返しするという部分が21ページの補正の額となっております。この差額についてでございしますが、各組合に支払われる分については、国、県、町でそれぞれ補助の割合がございします。返していただく分には、その町分も含めた額で返していただく。県に返す時には国、県の方で返すということになるので差額が生じているということでございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは次に、16ページの節20繰出金452万1000円の減の内訳ということでございます。それでは内訳を申し上げます。まず、一般職給225万7000円の減、一般職の扶養手当2万1000円の減、次に、一般職期末手当63万3000円の減、一般職勤勉手当11万9000円の減、一般職通勤手当6万6000円の減、一般職住居手当27万9000円の減、次に、一般職児童手当25万5000円の増、次に、福島県町村職員退職手当組合町負担金52万4000円の減、次に、福島県市町村職員共済組合町負担金87万4000円の減、次に、地方公務員災害補償基金町負担金3000円の減、合計で452万1000円の減となります。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 19ページの合併処理浄化槽設置整備事業補助金189万9000円の根拠でありますけれども、5人槽が3基、7人槽が2基これは申請予定の数を今回補正に上げております。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 20ページでございしますが、住宅清掃費補助金でございします。事業の目的ということでございしますが、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難によりまして、長期にわたり管理が出来なくなっておりまして、汚損等の被害を受けました、避難指示解除準備区域内及び居住制限区域内の住宅の清掃に要します費用に対しまして、補助金を交付いたします。また、住んでおられた方の住宅で再びお住まいになる方が対象となります。

事業の内容といたしましては、特例準備宿泊の実施のお知らせをいたしました平成28年7月19日以降に遡りまして、事業者へ依頼された

方に対しまして、清掃費の申請によりまして補助をするものでございます。補助金の上限でございますが、上限額は15万円となります。その100件分ということで1500万円計上させていただいております。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 21ページの水道事業負担金1107万円の内訳について申し上げます。濁度計借上事業これが平成27年度分81万円、上水道管路点検業務委託これが972万円、濁度計借上事業これが平成28年度分で54万円、合計で1107万円となります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） 23ページ、商工費の工事請負費のご質問についてお答えいたします。

こちらについては、まちなみまるしえ仮設商業施設の部分でございますが、手すりの部分と段差が、町道に面している部分なんですけれども、地盛りした部分で段差が生じているということで、その転落防止の工事を安全対策のために実施するというところでございます。

今後の予定としては、これら追加工事を行うことによって全て完了されるものということで想定しております。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 24ページの修繕料の件でございます。324万円、こちらは防犯灯の電球交換として300基を計上してございます。それから帰還困難地域を含んだ改修計画ですが、来年度町内全域LED化の計画がございます。その中で帰還困難地域も含めて計画していきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 28ページの浪江町共同調理場の工事のスケジュールについてご説明いたします。年度内発注をかけたしまして、来年度の来年9月の完成を目指しております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） それでは、再質問をさせていただきます。

10ページの多面的機能保全にかかわる雑入の科目上の取り扱いとその中身についてですが、いずれにしても過年度分であるにせよ、雑入という扱いはあまりにも会計処理としては雑すぎはしないかと。過年度分の精算だから雑入ではなくて科目に関わるその減額補正というか償還金ということで三角で計上するという取り扱いが正常ではないかなと思います。それから課長の説明で県に対する県の差額分としてここに計上したんだと、歳出の分で134万8000円はこれもおかしくない。県の部分も含めて町が予算計上しているわけで

しょう。町の方も含めて予算計上しているわけでしょう。じゃあ農地保全に関わる面積カウントでその差額が出たと、いわゆる全体管理100からすれば60だ、70しかしなかったと、あとの30、あとの40については返還償還があったということでしょう。そこまでは分かる。では町の償還分はどこにあがっているの。さっきの課長の説明だと県の分はあげたけれども、町の方はあげなくて良いという説明はなかったけれどもあげてない、結果的にはあげなくて良い。総務課長、副町長となにかやり取りしているけれども、別なところで計上されているのかどうかということです。いずれにしても整合性のある説明をしてください。

それから、16ページの社会福祉費の452万1000円の減額補正の中身については分かりました。細かな説明ありましたが、要するに当初予算との差額、今回人勧分、増額計算したにしても差額としてこれだけ出てくると、減額になると、こういう予算の組み方だということに理解してよろしいですか。それとも全く違うのかな。そのところ、言っていること分かるよね。もっと言わないと分からない。当初予算で1000なら1000あったでしょうと、人的配置も含めて現場の体制はこうだと、今回人勧によるベアがあったと、プラスマイナスでこれだけの減額になったということなのですかということです。

それから、環境衛生費合併浄化槽、5人槽、7人槽これは当然のことながら下水道に接続不可能な事業として予算計上されたという理解でよろしいのかどうか。私のところは帰還困難区域だからそもそもまだそこまでいってないわけけれども、一方では帰町復興進めようとしている、進めていると。一方では下水道の通水は基本的には8月で上下水道の通水は8月で完了したという報告なんだけれども、今回の合併浄化槽設置の事業計上ということは、そういうエリア外の地域で発生した事業なんではいしょうか、ということも含めてお尋ねいたします。

それから、クリーンハウスの分だと思っただけけれども、上限15万円で100件分で1500万円の予算を組んだと、これはこれで必要なことだと思っただけけれども、住宅清掃費、例えば、私も中古物件を求めてクリーンハウスをお願いしました。だから一方では帰町の準備、帰還促進というそういう事業にも対処しなくてはならないと思っただけです。様々な理由で町民は、自分のこと言っただけけれども、住宅清掃の事業費は出費していると、別な意味で言うと東電賠償の請求も出来るんです。その兼ね合いについてどうご理解をされているのかと。こういう制度を設けたということは、私

は良いと思うんだけど、片方では東電賠償を請求すると、片方では15万円限度で町から補助金をもらうということについてはもっと精査する必要があるのかな。もしやるとすれば多面的だということか水平展開だ、一般質問でもやったけれども。町民の予算だから、町民のお金だからそういうことも考える必要があるんじゃないかというお尋ねをしておきます。

それから、21ページの上水道で、負担金補助金1170万円のことについてお尋ねをしたいと。

[何事か呼ぶ者あり]

○15番（馬場 績君） 1107万円、ありがとうございます。

補正計上の内容説明をお願いをいたします。

それから、23ページの商工振興費、仮設店舗の総事業費はどのくらいになったのでしょうか。大体これで完了だということですから。あわせてまるしえなみえのなんでしょう、利活用の現状、町としては当初期待していたとおりだという評価なのか、そうではないこういう点でもっと改善をして準備宿泊なり帰町復興に結びつけた事業展開したいというそういう課題等があれば、お示しをいただければと思います。

それから、道路修繕費、帰還困難区域も含めて来年全町的にLED化するので、帰還困難区域も次年度その事業に当てはめたいということなので、是非お願いいたします。なお、これは質問からちょっと外れるんですけど、帰還困難区域でも長期避難になっているものですから、様々な盗難等あるいは防犯上の声が寄せられております。現場は見てないんだけど、どうも動物ではなくて人が入って台所をいじったり、押入をいじったり、寝床まで敷いてあったということではないにしても、どうもその人の生活の痕跡らしいそういう様子すらうかがわれるということなので、道路修繕費で防犯灯の修繕対策、修繕予算を計上しているわけだけでも、全体として防犯対策を強化する必要があると。特に帰還困難区域は山間部ですから防犯灯を置いたからそれで防げるということではないかもしれませんが、総合的な防犯対策を求められるということを経験の問題とあわせて1点だけ申し上げておきたいと。お答えはいりません。

それから最後、28ページの学校給食調理場費についてですが、2点です。

一つはこれまで様々な復興事業で追加補正というか入札不落、入札不調、契約変更、資材等の値上がりによるということや様々な契約変更が度々提起されてきました。そうした状況も視野に入れて予

算の範囲でしっかりした工事が出来るように十分な工事発注をすべきではないかと。工事発注に絡んで、これまでも様々な角度から一般質問なり、予算の審議でご指摘申し上げてきましたけれども、結果的に1社独占ということが甘い入札に結びついているのではないかとそういう懸念すらあるということですので、町内事業者の育成ということも含めて、町の公共事業発注に厳正かつ適正、透明かつ公平な発注の対応を求めておきたいと思えます。これは学校給食調理場費に絡む問題ではありますけれども、公正な公共事業の発注という点から町当局の立場でご答弁するものがあればお答えを頂戴したいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、1点目の16ページの、16ページではなくて10ページのなぜ雑入に入れているのか、予算編成の観点でご説明申し上げます。通常現年度分に処理出来る返還金、精算金であれば、当然ながら歳出の科目において補正減という形で組むのがルールでございます。過年度分につきましては、基本的に歳出に組むということではなくて、雑入で今回のように補助金の精算等については処理させていただいているところでございます。

それから、2点目の21ページ、償還金ということで134万8000円上がっているんですが、その雑入分との差額分の町負担分の部分はどうかというご質問でございますけれども、その差額分というのは一般財源でございますので、そのまま今回の場合には補正で歳入歳出とも合計で同額となっております。

従いまして、その一般財源分については、これ以外の歳出の科目の一般財源部分の負担にとけ込んでいるというのが予算上から見えるところでございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 16ページの人件費に係る部分のご質問ですが、総務課で人件費は入力してございます。先ほどのお質しの件でございしますが、議員お質しのとおりでございまして、人勸及び人事異動に伴う見込みとして、今回計上してございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 19ページの合併処理浄化槽設置整備事業補助金であります、これは下水道区域外の浄化槽で対応すべき区域の浄化槽の補助金となっております。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 住宅清掃費補助金についてでございます。議

員お質しのとおりハウスクリーニングについては、本来賠償で全て対象になるものでございまして、本来ならばそちらなのですが、今回補助金を設けたというのは、住むための人、住むと決めた方に対しては賠償手続きのようなある程度煩雑な手続きによらず、スピーディーに柔軟に対応する必要があるだろうということでこの補助金を町としては独自で設けたということでございます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 21ページの上水道事業補助金でありますけれども、平成27年度の濁度計借上事業と上水道管路点検業務委託料及び平成28年度の濁度計借上事業の3事業で合計が1107万円となっております。これは水道事業会計に繰り入れるものであります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業進行課長補佐（蒲原文崇君） それでは仮設商業施設まちなみまるしえについてのご質問にお答えします。これまで町事業として実施した中身でございまして、敷地整備工事費として約700万円、それから建て屋内外装工事として約4000万円でございます。今回のプラス250万円ということが町で実施している全体の中身でございます。それからまちなみまるしえの課題についてでございますが、各店舗とヒアリング等々をさせていただいております。その中で当初想定より来客数がある、それから想定どおり、それから少ないということで、各店舗様々でございます。概ね飲食店等々の方々は予定よりは入り込み数が多いんじゃないかというような形でございます。

今後の展開としましては、町民の方々からもご要望がありますような土日の営業という部分が中々開いている店舗がないということでございますので、今現在、各店舗と協議をさせていただきながら祝日、休日の開店という部分を今調整させていただいているところでございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 調理場関係の今後の入札に関連する部分で、まず設計関係につきましては、ご指摘ありましたとおり、これまで費用等の変更に伴いまして、これまでも再三にわたりそういう経緯がございました。今回十分精査したところで今回の予算を計上しているところでございますが、かなり変動が激しい部分もございます。そういう部分に関しましては、今後もあると考えてございます。その際につきましては、再度丁寧な説明を申し上げながらそういう事務を執り行っていきたいと思います。

もう1点の公平、公正な入札であるとか発注に係る部分につきましては、今回も建築の本体、例えば設備、電気等分離発注を考えているところがございます。ご指摘のとおり今後につきましても、十分留意して努めてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 最後の部分からやりたいと思うんですが、今回学校給食調理場の事業が計上されたわけですが、今総務課長が答弁されたように、こういう状況ですから今後も契約の変更はあり得るということは当然念頭には置く必要があると思います。その上で町の仕事やりたいと、とりたいたと、しかし入札のハードルが高くてAランクならAランクに限定されるわけですから。結果的にはそういう問題も出てきて、やりたいのに入札出来ないと、結果的には町内業者の育成にも影響を与えているということですから、課長が答弁されたとおり、あるいは町長もお聞きのとおり分離発注等も含めて、今後とも公平、公正な発注をしていきたいということを地でいってもらいたいということを強く求めておきたいと思います。

さて、最後の質問になります。10ページの過年度分の町負担分の取り扱い山本課長は当然町分についても償還されていると、それは一般会計に込みで入っているのこの分は幾らと予算書上は見える形にはなっていないけれども、当然のことながら償還があったということをお認めになりました。その上であったかどうか、補助事業で金出しておいて、余った分について県ではこの分にかかわる償還だということが出てきている。町分については出てきてない。県の補助金の償還部分と町の補助金のその返還部分をどう分離するかというのは、ほかにもあるでしょうから大変だと思うんだけど、出と入りとの関係では分かるようにしないと、雑な言い方だけれども、どこにどう入っているか分からないと、歳入歳出で処理されていますよと言われればそれっきりなんですよ。そのために議会代表で有能な監査も派遣しているわけだけれども、予算書というのはそういうものかという懸念が拭い切れません。繰り返しますけれども、県の償還分については明示されていると、町の分についてはトータルだから明示されていないという言い方をすると誤解を与えるかもしれませんけれども、数字上理解するのが。副町長なんだ。

○議長（吉田数博君） 質問を続けてください。

○15番（馬場 績君） いやいや聞いてんのかいということで。

見えるように、あるいは予算計上の時にこの分については、県の分についてはこうだけれども、町の分についてもこれこれしかじか

ありますよという説明は議会に対してはなされるべきだと強く要望しておきます。

それから、19ページの浄化槽についてですが、これは区域外だということです。これはちょっと外れますけれども、上水道が完備しなくて山から水を引いていると、帰ると言っても山の水は飲めないから様々な形で水を確保するわけだけれども、井戸を掘って、希望する人には井戸を掘って浄化槽を設置したいという要望には応えていく必要があると思うんですよ。これは復興推進課なのかそれとも別な課で検討するのかわかりませんが、そういう区域外に対する上下水道にかかわる設備の対応については具体的な施策の展開が求められると十分ご検討をいただきたいと思います。回答いただければ回答をお願いします。

それから、20ページのハウスクリーニングでちょっと苦しい答弁だね。賠償の対象にはなると、ただスピーディーに処理する、1日も早く帰って安心して寝泊まり出来るようにするために町で補助事業を作ったんだと。気持ちは分かるけれどもハウスクリーニングの必要性については、本当に仮設にいる人があっちこっち探してようやく家を見つけたと、住居確保損害で請求は出来るけれども、かなりの負担にもなっていると、転居、あるいは居場所、寝場所を確保するためには、町民それぞれがこういう状況の中で苦勞しているということをご理解いただいた上で、あくまでも準備宿泊だけに絞った事業制度の展開というのは行政の施策としては屈折しているのではないかと思います。やるならばもっと町民の目から見て公平な施策の展開が必要ではないかと。町長、お聞きいただいたと思いますのでご検討されるかどうかお答えをください。

○議長（吉田数博君） 全て要望にとれる質問内容ですが、要望でよろしいですか。

○15番（馬場 績君） この部分についてご答弁いただきたいと思ます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員お質しのとおり、水平展開をしたいと思っておりますけれども、ただ財源の問題もございますし、やっぱりこの清掃費補助については。

○15番（馬場 績君） 片方に出来て、片方に出来ないそれって財源理由。

○議長（吉田数博君） 答弁中です。

○町長（馬場 有君） 清掃費の補助については、これは特例宿泊、あるいは準備宿泊のした方々のご意見をいただきまして、やはり給湯

器とかいろんな設備を改修していかなくちやならないというようなことを伺いまして、非常に予算、持ち出しが非常にあるというようなことでありますので、色々と検討した結果、最初は帰還できる状況の中の方々の清掃費、それを計上しながら皆さんの負担を出来るだけ少なくしていくと、そういうことでこの補正予算に計上したわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 13ページ、そして款総務費、項総務管理費、目企画費、節13委託料のことでお伺いをいたします。この調査は、私としては北棚塩、それから無人航空機の離着陸用試験とそういうことかと思ひますけれども、この敷地は東北電力の敷地のみなのか、それともそれ以外のこの民地も含まれているのか一つ伺ひます。

それからもう一つは、この調査の面積はいくらで東北電力の全体の面積ではどのくらいになっているのかということをお伺ひいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 今回ロボットテストフィールド関連の産業団地を整備する事業ということでここに計上させていただいております。議員ご指摘のとおりでございますが、電力さんの土地もでございます。また買収されてない土地もでございますので民地も含めてそういう土地を調査していくということでございます。調査の面積等でございますが、全体としては130haぐらい用地があるんですが、まずは第1期工事分、第1期整備分として36ha程度、これを若干今から精査することによって変更があるかもしれませんが、その程度の用地を調査したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 全体の面積では130ha、それで今回が36haという答弁でありましたけれども、このロボットテストフィールド、離着陸試験用の滑走路ということかと思ひますけれども、これだけでは大変広い面積ではないかと、今後の企業誘致、そういうものを考えての今回の調査ではないかと思ひますけれども、その今後の企業誘致構想そういうものをお聞きしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 滑走路自体は6haぐらいしか予定されていません。6haだけでは、町としては不満足ということで今回それに関連する産業も集積出来ないか、もしくは研究機関も集積出来ないかということで、6haではなくて36ha程度の調査をしたいと考

えているところでございます。それで今後の企業誘致に関してということでございますが、現在国、県、町も入りまして、浪江町の復興ビジョン検討会議というのを立ち上げております。その中でいろんな企業からプレゼンをいただいているところでございます。主にロボット関連の分野でのプレゼンと水素関連の事業に関しての分野でのプレゼンをいただいております、そういう国家プロジェクト的なものを誘致したいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 東北電力のこの敷地、大変な面積で、これに企業誘致していくためには、非常に大切なところだと思います。そういう中で今後とも優良企業が入って、そして復興に役立っていくようによろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 始めに20ページ、衛生費。先ほどの馬場さんの質問とは反対で、100件で15万円相当清掃費でとっているということでしたけれども、以前に清掃して住んでいられる方、もしくは個人的に業者いないんで清掃した方には払っていただけないように思われるんですけども、ここの差が、これからやる人にはもしかしたら15万円やりますよと、準備宿泊前から住んでいる方には、清掃して入っている方も多分いると思うんですよ。その方には領収書あれば払いますよということかそういう確認のために聞いてます。また、業者いてもきてくれなかったんで、家族みんなで清掃しましたよと、そういう人には若干出るとかどうかの確認をお願いします。

それで次は、21ページの上水道費のボーリング工事費、これ4件だったという説明だったんですけども、4件で2000万円とはすごいボーリングなんですよ。私も震災後ボーリング掘ったんですけど、大体100万円ぐらい、ボーリング代。どういう内訳かどうか。それとももちろんボーリングで掘ってやるぐらいだから上水道は引けないような地区にあると思うんですけど、地区、ここだから該当になったとか理由あるかと思うんです。多分井戸でやっていて放射能セシウム出たというところは1件もないというような今までの答弁なんで、あんまり個人的に掘っても良いのかななんて思うんですけど、理由をお願いします。

あとは23ページ、2番の商工振興費の仮設店舗の外装と内装工事、中小企業事業団で建物は補助のはずなんです。多分外装立派にしたから前の4000万と700万かかっているとさっき言ってるからだと思うんですけど、始めは金かかんなくて造ってもらえるんだという説明

だったと思うんです。ただ土地は町でそこに借りてやって造りますよという説明だったんですけれども、また追加で250万円のこの内装工事、くどいようなんですけど、内装はよその中小企業で借りている人は内装は自腹なんですよ。借りている人。始めの施策の説明会でそう謳っているんですよね。町が建物を借りてその業者さんにただで貸しているという事業なんですけれども、内装はこれはこれしか付けてくれるのはお手洗いとかトイレとかそういうものだけは付けてくれるけど、それ以外のものは自分でお願いしますということで多分よその事業もたくさんやっているんですけど、なぜこだけ優遇されているのか確認します。

あと合併浄化槽、先ほど馬場さんの質問の中で下水道の未整備が、計画がないところの地区だと言っていたんですけど、ちょっとどこの地区だったかお願いします。補助率は今浪江町では何%出しているのかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 衛生費の補助金のことでございますが、どこまで遡及しなきゃいけないということで、特例宿泊、準備宿泊の準備をした方は遡及してやろうということで、特例宿泊が発表になった日以降に掃除をしている方であれば、領収書を持ってくれば出したいということで今の補助金の要綱をしたいと思っております。中々個人の方だとどのくらいお金がその個人がかかったかというのは不明なので、今のところ厳しいのかと考えているところです。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 21ページの上水道費の工事費、ボーリング工事でありますけれども、4件で1件あたり100mのボーリングを想定した予算となっております。高いというご指摘ですけれども、公共事業の積算基準からいくと、どうしてもこういう値段になるということです。あと対象者ですが。

〔「対象地域」と呼ぶ者あり〕

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 対象地域ですが、水道区域外で震災前から井戸で生活されていた方で、井戸が枯れた方を対象としております。町に帰るといふ方、帰還するといふ方が対象となります。今回の4件につきましては、大字でいきますと、小野田、田尻、立野、荊宿の4件となっております。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） 23ページの商工費の仮設商店の外装内装工事についてのご質問にお答えいたします。こちらの仮設商業施設については、一時帰宅する方、町民の方、それから準備宿泊

等々する方の町内での生活利便性という形で町内に事業再開がその小売であったり飲食であったりということが求められている中で、中々自主的な再開というのが困難だというお話もいただいた中である程度町として公設民営という形で入居者の募集をさせていただいたところでございます。その中で色々と整理させていただいた中には中企庁さんで造っていただくのも、本当のプレハブという形なのでもうちょっと程度がいいことのような仕様に出来ないかという話の中で当初予算の中では、当初1棟分ということだったのを2000万円計上させていただいて、今度10店舗と2棟になったものですから補正で2000万円計上させていただき4000万円という形になっているところでございます。当初からやはりこういった町内の利便性向上のために必要な施設ということで整備をさせていただいて事業を進めている中身でございます。

○議長（吉田数博君）ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 19ページの合併処理浄化槽設置事業補助金であります。補助率というお話でございましたが、定額となっております。5人槽の場合は33万2000円、7人槽の場合は41万4000円となっております。

〔「地域」と呼ぶ者あり〕

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 地域については今手元に資料がありません。全部で5件の5人槽が3基、7人槽が2基の5基分を計上しております。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。質問を続けてください。

○10番（山本幸一郎君） 始めに下水道。さっき下水道のどこ地域外だと言っていたんで、一応地域外の確認で、前も下水道開設前は準備区域は該当になっていたんですよ、新設でやるのに対して事業主とかあったんでその確認もあって、結構苅野は下水道いってないんですけれども、もしかしたら大堀方面だったら田尻あたりは下水道地区内のもともとの計画あって、まだ未納の地区もあったと思うんですよ、下水道の地域の工事がまだ終わってないところ。そういう確認もあったんであわせて聞いたんですけれども、答弁分かんないなんてあんのかなんて思ったんですけど、もし分かれば地域、この辺の地域だと、ここはもう下水道の計画がない地域だからという確認もあったもんですから、分かればお願いします。

あとは20ページの清掃費なんですけど、さっき副町長の答弁では7月1日に発表してからと言ったんですけど、たぶん準備区域の人は、もう帰ろうと思ってそれ前にもやっている人いると思うんですよ。その1日から泊まれるんだよとか帰れるんだよ、自由に入れる

んだよと言う前に、自由に入れなくても清掃していた人いると思うんですよ前もって。その人には落ちないような答弁だったんですけど、私が望むのには、準備していた人にはあげるべきじゃないのかというような回答ももらいたくて質問したんですけども、やはりそこでは今の答弁では不平等のような気がするんですけども、もう一度確認します。

もう一つ言ったのは自分でやった人、莫大な金はないけど自分でやった人は3万円までおちるとか、なんかもうちょっとこの緩和ないのかなと、これから浪江のために頑張ってくれる人が始めに帰ってるのかなと思うんですけども、もうちょっといいような答弁もらえればと思います。

あとは、次の21ページ、上水道費、4件100万円。公共事業だと1件500万円くらいなんですよね。そうすると町の財産になるんですか。井戸だから掘ってくれたらその人のものになっちゃうのかなんていう理解なんですけれども、ずっとそこを聞くと1回になるからなんですけど、その上で言うんですけど、公共事業で掘ってやる、良いんだけど普通だったら私のとこ井戸出なくなって枯れましたよと、掘ってくれたらその人が管理してずっとやるような気がするんだけど、これは誰の持ち物になるか。万が一町の持ち物だったら水道代とるのかなみたいな感じがするんですけども。もちろん個人にくれるというか掘ってあげて、あとの管理は本人ですよと言うのであれば良いんですけど、そのへんの確認も、多分自分で管理するのかなとは思いますが、もしくは公共事業でやるということは町のものになるんだったら水道代発生するかどうか。

あと最後の23ページ、私言った答弁に全然答えてないのね、申し訳ないんですけど。普通だったら内装工事、町のためにやっているのもよく分かります。ここのとこかって、悪いからとか、こうしないとだめなんてみんな違うと思うんですよ。失礼だけど、蒲原君分かってると思うけど中は全部自分でやるんですよ、中小企業の。それでこういうもしかしたら私がラーメン屋やりたいですよと、この事業でやりました。町で、町のために食堂やったら。外装はやってくれなくても、内装工事ここんところはこう小上がりにしたいからとか、なんか言ったらそういう町のためにやんだったらおちるような説明なんです。誰かやった場合にはおりんのかどうか、何でここだけなの。もともとの説明も内外装は自分ですよと言ったはずなんです。どこまでが不備あってこの事業に分かんないけど、この商店街並んでいたら10棟みんな同じ施設じゃないんで、ここには50万円かけたかもしないけど、こっちはただだとか、そういう

ところ出てくると思うんです。どこまでが町のやつ。

あとこの事業は、5年間リースではないけども、5年間はあれで解体は中小企業事業団で解体してもらえるの。ただ余計にかけたところは、自分でやったところは解体費は別途とると言ってるの。4000万円かけたら解体費も余計にかかると思うの。それで外装きれいにしたらうんと分かるんですよ、工事よく見てたんで。あそこで普通のやつきれいに建てたあとにぺたぺたと張ったんですよ、きれいなあの。なんでそんなことする必要あったのかなと。檜葉とか小高地区だと鹿島にああいう店舗建てたんですけど、そのままだったの。全然おしゃれなくてプレハブだっていう感じが残る施設だったんです。なんでそんなにして後々金かかるようなことしてんのかなというのがよく分かんない。いや外構やったから、暖かくなって中がいいですよと、光熱費も下がったんですよというんだったらいいんですけど、そうではないんですよ。ただ、見栄えよくするためなんです。永久もんでもないんですけど、ちょっとここの事業の人は一生懸命やっていただけのはいいんですけど、よその事業の人がきた時に、だからそれだけのこと町でやってあげんのかどうかというのは、ちょっと心配になるんでここの事業の250万円は何する、内装の何に250万かかんのか、お願いします。細かくお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 住宅清掃費補助金のことをございます。今回事業構築するにあたっては、特例宿泊の皆様、準備宿泊の皆様からいろんなお話を聞く中で、こういう事業がほしいということをおっしゃられたということで設けたものでございます。あとは町の現在の財政状況も鑑みて、本来であればこの補正をとってからということですが、とってから清掃した方となってしまいうんですが、それで少しおかしいだろうということで、せめて特例宿泊の発表になった7月19日からやった方については、出しましょうということでございます。個人でやった方もいますし、当然1年も2年も前から自分で清掃している方もおります。だからそういう方については、個人の方であればもう一回個人だと心配だから業者でもう一回やるとか、以前から清掃した方はやはり、ある程度色々出入りしてまた家が汚れてもう一回掃除しなければいけない、来年も事業継続したいと思っておりますし、そういうのでご活用いただければと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） ボーリング工事の関係の井戸の管理の関係でありますけれども、国の交付金事業を使って実施する予定であります。

す。その中では実施主体は町ということになっていきますので、今回補正予算とっているわけですけれども、となりますと当然公共財産になるんです。公共財産になるということは、私らも嫌なのでなんとか補助金的な形で出来ないかということで要望もずっとしてきました。今の制度上そういう制度しかないということでありましたので、今回につきましても町の施設として造ると、ただその間、当面10年間ではありますけれども、掘ったところの方に管理をしていただくという形、ただ管理料はこちらは払いませんよという形の契約の中でやっていくということで今進めているところでございます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 19ページの合併浄化槽設置の補助金でありますけれども、都市計画の中で用途区域というのがありますが、それがほぼ下水道区域であります。その区域以外については、浄化槽の補助対象となっております。今この5件がどこかというところは、今のところは決まっております。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（蒲原文崇君） それでは仮設商業施設の追加工事の質問についてお答えいたします。まず、ほかの施設事業者さんの分もというお質しでございますが、今回この仮設商業施設だけで整備をするということになっております。その中身としましては、帰還なり一時帰宅をする方々、町民の方々の利便性という部分が常に課題になっていたところで、こういった最低限必要な小売であったり、飲食業という再開が望まれていたんですけど、中々交渉してもなかったということで、公設で造るところに入っていただけないかという公募をさせていただいて、今回の方々に入居いただいたというところでございます。その中で造る上で色々のご意見いただいたところでございます。震災後5年経っているのにプレハブみたいな形のままでなくて、もっとデザイン的ということを各所の方々からご意見いただいた中で、今回の外装のサイディングということとさせていただきます中身となっております。それから今回の250万円の追加工事の中身でございますが、一つは外部手すり、落下防止アクリル板取り付けということで、町道に面しているところが盛り土をして高くなっていて、手すりはついているんですけれども、空間があるということで、そこから落下するという危険性もあるということもありまして、その部分の追加的に安全柵を設けるというもの。それからそういった近い店舗で、ガラスが広くとっているところがあって、もしぶつかった場合に飛散するんじゃないかということもありまして、そういった飛散防止のフィルムであったり衝突

防止柵という部分を設けるとというのが主な中身になってございます。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 合併浄化槽の件は分かりました。見込みだっ
てということで場所が計画されてないということ。

それでこのボーリング工事、万が一町水入ってない地区で、これ
から多くの方が戻ると思っ、多分4件は申請か何かあったのかと
思うんですけど、もしかしたら「うち、もう井戸枯れちゃったよ」
と町水も入っていない地区はたくさんあると思うんです。これ今年
度は4件なんですけど、来年万が一、100件ぐらい出たと、解除に
なって線量も下がったからと、みんな平等に掘っていただけるのか
どうかという確認なんですけど、これ1件500万円なんで公共事業
だからといっても、民間との、予算ですけども、公共事業って民
間単価とかって見積もりとんないんでしょうかね。1.5倍とか2倍
とかは聞くんですけど、全然、100mで掘れるかどうか、100mで
500万円だから、万が一200mだったら1000万円になんないでしょ
うけれども、公共事業単価ってこんなべらぼうなのかというのがある
んですけども、確認は来年そういうところに関しては、井戸枯れち
ゃったよとか、くどいようですけど山水だったからあれで。もう一
度確認なんですけど、これは町水の計画ないところなんですよねとい
うのが先ほど確認したんですけども、来年とってもらえるのかと、
来年も申し込めばやっていただけるかどうかの確認。

さっきの副町長の答弁なんですけど、清掃費。気持ちはうんと分
かるんだけど、ちょっと浪江に帰ってわざわざやるのであるんで、
4月1日はそこから住んで良いんですよといっているんですよね、
準備宿泊とか特例宿泊とか発表してるわけなんですけど、その前に通
常は片付けているんだと思うんですよ。だったらそこから3カ月前
とか4カ月前とか7月1日までするんだったら、もうちょっとこの
4月1日まで今年度中にやったやつは良いとか、そういう何かあっ
ても良いような気がするんですけども、4月1日がよく聞こえない
んです。嬉しいのは嬉しいんだけど、もうちょっと前に考えられな
かったのかなというあれで、これでもう一回住んでからもう一回清
掃すると普通は片づいてから清掃ってするもんなんですよね。人が
行って、物入って住んでから片付けるなんていうのは大掃除程度で
そんなにこまかい清掃にはならないと思うんですけども、時期もうち
よっと4月1日まで早くしてくれるんだったら、早くやって町民の
人にかかった分15万しか、私は15万円もすごいお金だと思うん
ですけど、出ますよってもうちょっと時期早められないかどうか確認で

す。

[何事か呼ぶ者あり]

○10番（山本幸一郎君） そこまでは言わないですけれども、もうちょっと今年度のやつなんで、4月1日からとかというのが理想のような気がするんですけれども、もう一度、これ町長なのかな。副町長じゃなくてすみません。4月1日じゃなくて今年度なんで4月1日から、去年やったのがだめなのは分かるんですよ。だからそこをちょっとお願いします。

あと、くどいようなんですけど、仮設店舗、分かんだけど、私が言ってんのは浪江町に万が一飲食業の人がその企業使ってやったらこれで同等だと思うんですよ。浪江町にですよ、浪江町にこの中小企業事業の施策でプレハブみたいななんでもいいですけど、そういうのをやった場合にも万が一浪江の町のためじゃないですか。その時もそのぐらい出していただければかと言ったのは、さっきの答弁なかったんで、再答弁。絶対ここしかだめなんだよと、町のためにやる施設なんだけど、建設業ではないですよ、飲食業とかそういう類の絶対なくちゃいけないやつに対しては、これと同じ補助というか待遇があるかどうか、お願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 山本議員のご質問にお答えいたします。議員お質しのとおり、準備よく自宅を清掃していた方々もいらっしゃいますので、議員ご提案をよく検討しながらやっていきたいと思えます。出来れば、今提案がありましたように、平成28年度4月1日からというような形の中で検討してまいりたいとこのように考えております。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 仮設店舗のことですが、仮設店舗以外のところの普通の事業者の再開については、官民チームの事業再開補助金などそういうものを活用していただくということだと思えます。また町では電気料の補助を今年度もやっております、そういう側面的な支援については、次年度以降も検討したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） ボーリングの件でありますけれども、今回は震災の後4件ということでありましたが、大体今調査している段階では該当世帯としては50から60、帰還困難を除いた部分でそのぐらい見込まれております。先ほど課長が言いましたように、帰還している方という条件がついているんです。時期までは言っていないので、帰還する方についてはやるということですから、当面想定さ

れる50件から60件これについては、必要性があるかなと予定しておりますので、全額とるということではありませんけれども、来年度予算にもそこは計上していくということで計画しております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 今回は復興・復旧に関する補正、さらに人勧に伴う人件費の補正計上という重要な予算が提出されているわけですが、清掃総務費、住宅清掃費補助金については今回の補正予算の議論の中で、最終的には町長が平成28年4月1日から見直しをして、そこから対象になるようにしたいという柔軟な行政の対応がありました。それはそれで私は異論はありません。ただ、全てここで申し上げるわけにはいきませんが、現時点では、三つの区域編成の中でどうも赤いところとそうでないところの行政への対応、あるいは予算措置が歴然として出てきているのではないかと。それは一方ではやむを得ない面があると思うんですよ。一方では少なくともこれまでの議論の中で、帰還困難区域に対応する施策としては、これは総務常任委員会予算審議の中でだけでも、保全管理については国でやるように、町としても強く要望していると、そういう積極的な説明もありました。あと防火帯整備はやっています。それから、先ほどの補正予算の審議で防犯灯については、LEDに全面取り替えするというので、来年から帰還困難区域もという、はっきり言うと防火帯整備事業と防犯灯の修繕費ぐらいが目に見えた話で、避難先で帰還困難区域の人も、あるいはそれ以外の人も帰りたくても帰れないという現状の中で、どうも町の行政展開としては正直、包丁で羊羹を切ったような、受け取り方は様々かもしれませんが、画一的な、あるいは別な意味から言うとハウスクリーニングについても柔軟対応は、それはそれとして評価出来るわけだけでも、様々な形でハウスクリーニングしているわけですよ。一方では東電の賠償の対象にもなっていると、そうでありながら町民の要望に応えるという積極面はあるんだけど、それは全く限られた地域、住民ということでは、こういう状況においては浪江町の復興再生の基本理念であるどこにいても浪江町民だと、どこにいても浪江町民だと、帰る人、帰れない人、戻れない人についても最後まで町は生活再建の支援をするとそういうことを基本理念にしてきたし、町長もことあるごとにそのことは声高に言っているわけで

すよ。話ただけではなくて文字にも書かれていると、実際の行政展開としては、どうもあっちとこっちと色分けが強すぎる。そこはもっと町長がよく言うようにみんなの意見を聞いて住民の要望に応えると、その姿勢は私は全面的ではなくても一つ一つの施策についてほかの町民の心を傷つけるようなそういうことは、帰町・復帰・帰還という看板のもとに、ある意味では線を引く、ある意味では言葉は強いけれども突き放すようなそういう施策については十分見直しの余地があるということが今度の補正予算で明らかになったのではないかと、従って、今後の施策展開には柔軟かつ公平な行政展開を強く求めて、申し訳ないけれども、補正予算については反対の態度をとらせていただきます。

○議長（吉田数博君） ほかに討論ありませんか。

3番、鈴木君。

○3番（鈴木幸治君） 私は、今回はあくまでも補正というような解釈をしたい。それから今後、津波災害のいろんな支援事業についても町は当然考えていくというようなことも想定されますので、今後の、来年の当初予算、それから3月議会も含めてそういうものを十分に検討していただくということで、今回の補正はこれだということで、この補正に対しては賛成というような立場でいきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第101号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） ここで11時まで休憩をいたします。

（午前10時48分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時00分）

◎議案第102号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第102号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第102号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第103号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第103号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第104号 平成28年度浪江町公

共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第104号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第105号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第105号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

◎議案第106号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第106号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第106号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第107号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第107号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第107号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第108号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第108号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第108号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎同意第7号の質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、同意第7号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第7号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は起立により行います。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、同意第7号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉田数博君） ここで暫時休議をし、議会運営委員会を開催いたします。

（午前11時05分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時29分）

○議長（吉田数博君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、同意第8号 監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちにこれを議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、同意第8号 監査委員の選任についてを日程に追加し、

追加日程第1として直ちにこれを議題とすることに決定しました。

○議長（吉田数博君） 議案配付のため暫時休議をします。
(午前11時30分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前11時31分)

◎同意第8号の質疑、採決

○議長（吉田数博君） 追加日程第1、同意第8号 監査委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

大変失礼しました。町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第8号 監査委員の選任についてご説明いたします。

本案は、現監査委員の山内清隆氏が平成28年12月31日付けで任期満了となることから、後任委員として根岸弘正氏を選任するため、地方自治法196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。根岸弘正氏の略歴については資料に記載のとおりであります。人格が高潔な上、町職員としての経験も豊かであり、町の財務管理、経営管理および行政運営に関し、優れた識見を有する方で監査委員として適任であると考えております。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第8号 監査委員の選任についてを採決します。

採決は起立により行います。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、同意第8号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のため午後1時30分まで休憩をいたします。

なお、午後 1 時より中 3 会議室において全員協議会を開催いたします。

午後 1 時に全員協議会の開催をいたしますのでご参集をお願いいたします。

(午前 11 時 33 分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午後 1 時 30 分)

◎請願・陳情審査報告

○議長（吉田数博君） 日程第 2、請願・陳情審査報告を議題とします。

◎陳情第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 陳情第 6 号 避難指示解除地区のセシウムを含めた様々な核種（コバルト、ストロンチウム、プルトニウム等々）の土壤検査の実施の陳情を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

産業・建設常任委員会委員長、登壇をお願いします。

産業・建設常任委員会委員長、平本佳司君。

[産業・建設常任委員会委員長 平本佳司君登壇]

○産業・建設常任委員会委員長（平本佳司君） 陳情第 6 号 避難指示解除地区のセシウムを含めた様々な核種（コバルト、ストロンチウム、プルトニウム等々）の土壤検査の実施の陳情に対しまして、当委員会での審査結果についてご説明させていただきます。

本陳情は、行政機関に土壤中の放射性物質の分布状況を調査し、公表してほしいという陳情と理解します。

環境省は、土壤分析はピンポイントの分析しかできず、しかも時間と経費がかかるため、平均的な分布を予測できる空間線量の測定で十分としています。しかし、空間線量測定では特定の核種しか測定できません。

町民が安心して生活し、生業を再開するためには土壤の調査が不可欠といたします。

よって、事務局長朗読のとおり採択をすべきと決定いたしました。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
15番、馬場績君。

○15番（馬場 績君） 陳情報告書の件名には避難指示解除区域を含め
ということですから、そこには当然帰還困難区域における土壌汚染
調査も含まれるということで委員会で審議をし、その上で採択とい
うことになったのかどうか。

○議長（吉田数博君） 産業・建設常任委員会委員長。

○産業・建設常任委員会委員長（平本佳司君） ただいまの質問にお答
えいたします。

当委員会では全くそのとおりで、今後解除する地域も含めまして
帰還困難区域も含めての判断でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第6号 避難指示解除地区のセシウムを含めた様
々な核種（コバルト、ストロンチウム、プルトニウム等々）の土壌
検査の実施の陳情を採決いたします。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第6号 避難指示解除地区のセシウムを含めた様々な核種
（コバルト、ストロンチウム、プルトニウム等々）の土壌検査の実
施の陳情について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、陳情第6号については採択することに決定をいたしました。

◎陳情第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 陳情第7号 議会単独でもいいので、浪江町の
役場、そして二本松の役場にて各月1回程度の懇談会を開いてほし
いという陳情を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） ただいまの朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

総務常任委員会委員長、登壇をお願いします。

総務常任委員会委員長、佐藤文子君。

[総務常任委員会委員長 佐藤文子君登壇]

○総務常任委員会委員長（佐藤文子君） 陳情第7号 議会単独でもいいので、浪江町の役場、そして二本松の役場にて各月1回程度の懇談会を開いてほしいという陳情の当委員会での審査結果についてご説明をいたします。

議会では、今まで町民の方から懇談会の要請があれば、可能な限りこれに対応してまいりました。懇談会等では、広く町民の方々の声を、意見を聞くためには、有効な手段の一つと考えられますので、場所や頻度は別にして、積極的に対応すべきものと考えております。

よって、本陳情については、その趣旨が十分理解できるものがありますので、事務局長朗読のとおり採択すべきと決定したものでございます。

議員皆様のご賛同お願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第7号 議会単独でもいいので、浪江町の役場、そして二本松の役場にて各月1回程度の懇談会を開いてほしいという陳情を採決します。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第7号 議会単独でもいいので、浪江町の役場、そして二本松の役場にて各月1回程度の懇談会を開いてほしいという陳情について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、陳情第7号については採択することに決定しました。

◎陳情第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 陳情第9号 浪江町民の思いに対して議会の誠意を求める陳情を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

- 議長（吉田数博君） ただいまの朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

総務常任委員会委員長、登壇をお願いします。

総務常任委員会委員長、佐藤文子君。

[総務常任委員会委員長 佐藤文子君登壇]

- 総務常任委員会委員長（佐藤文子君） それでは、陳情第9号 浪江町民の思いに対して議会の誠意を求める陳情の当委員会の審査結果についてご説明いたします。

議会は、その代表として、常に町民の方々の思いを受け止め、誠意をもって対応をしてきたところであります。これからもその考えは、変わらないところであります。

さて、先ほど、陳情第7号 議会単独でもいいので、浪江町の役場、そして二本松の役場にて各月1回程度の懇談会を開いてほしいという陳情を採択したところでありまして、本陳情の趣旨は十分に達成されているものと考えられます。

よって、本陳情については、改めて議会としての意思決定を要するものではないと考えましたので、事務局長朗読のとおり不採択とすべきと決定したものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第9号 浪江町民の思いに対して議会の誠意を求める陳情を採決します。

あらかじめ申し上げます。採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

原案について採決しますので、委員長報告のとおり不採択に賛成の方は起立しないようご注意ください。

それでは、陳情第9号 浪江町民の思いに対して議会の誠意を求める陳情について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立なし]

○議長（吉田数博君） 起立なしであります。

よって、陳情第9号については不採択することに決定しました。

◎陳情第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 陳情第10号 陳情（給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について）を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、登壇でお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長 紺野榮重君。

[文教・厚生常任委員会委員長 紺野榮重君登壇]

○文教・厚生委員会委員長（紺野榮重君） 陳情第10号 陳情（給付型奨学金の創設及び無利子奨学金拡充を求める意見書提出について）の委員会の報告をいたします。

平成28年度の利用者132万人、うち浪江町では4名利用されております。しかし、卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくありません。学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、低所得世帯については学力基準を撤廃し、無利子奨学金を受けられるようにすることによって学生が安心して勉学に励めるよう、給付型奨学金、無利子奨学金の拡充を要望する陳情です。

文教・厚生常任委員会では、満場一致で採択といたしました。

各議員のご賛同よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第10号 陳情（給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について）を採決します。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第10号 陳情（給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について）について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、陳情第10号については採択することに決定しました。

◎発委第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、発委第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、泉田重章君。

〔議会運営委員会委員長 泉田重章君登壇〕

○議会運営委員会委員長（泉田重章君） 発委第6号について説明いたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書につきましては、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながるという観点から、ただいま事務局長が朗読したとおり議員各位の賛同をよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を

求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） ここで資料配付のため暫時休議をします。

（午後 1時51分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時52分）

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

お手元に配付のとおり発委第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちにこれを議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、発委第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちにこれを議題とすることに決定しました。

○議長（吉田数博君） 議案配付のため暫時休議をします。

（午後 1時52分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時53分）

◎発委第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 追加日程第2、発委第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、泉田重章君。

[議会運営委員会委員長 泉田重章君登壇]

- 議会運営委員会委員長（泉田重章君）** 発委第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、先ほど可決されました町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正に伴い、町長等の期末手当に準じて議会議員の期末手当を改訂するため、所要の改正を行うものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（吉田数博君）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

15番、馬場績君。

- 15番（馬場 績君）** 経過は分かります。それで、条例の一部改正にもあるとおり、12月に支給する期末手当の改正が盛り込まれていて、施行期日1号のところには、12月1日から適用するという改正であります。先ほど審議された議案第101号 平成28年度浪江町一般会計補正予算の歳出議会費のところには、職員手当、共済費等のみの人勘分増額で、議会分が計上されていない。

従って、どういう予算措置をすることになるのかお尋ねをしておきたいと思います。

-
- 議長（吉田数博君）** 暫時休議をいたします。

(午後 1時58分)

-
- 議長（吉田数博君）** 再開いたします。

(午後 1時58分)

-
- 議会運営委員会委員長（泉田重章君）** それでは、お答えいたします。

この費用につきましては、議会費に充てております金額の流用をもって充てるということになると思います。

- 議長（吉田数博君）** 15番、馬場績君。

- 15番（馬場 績君）** あまりやりたくはないんですけども、議会費の予算流用という手法もあると思うんだけど、条例を改正して期末手当の増額を図るということに対する条例と予算措置がマッチングしないということは、議会としてチェックアンドバランス、しかも予算の計上執行との関係から言えば、ちょっと齟齬があるのではないかと思うんですけど、ぜひ整合性のあるご説明をいただければと思います。

- 議長（吉田数博君）** 議会運営委員会委員長。

○**議会運営委員会委員長（泉田重章君）** それでは、お答えいたします。

この案件につきましては、町長等の給与支払いの支給の変更に関する条例案を出す時点で、はっきり言うと予算の変更というのは締め切りが今回の定例議会の中にはもう期間締め切りがなかったものですから、例年やったことがあったと思いますが、人事院勧告の通告のあとにこれを流用して今回そのように処理したいということだと思います。

○**議長（吉田数博君）** 15番、馬場績君。

○**15番（馬場 績君）** 従来予算措置がどうであったかは調べていないんですけども、いずれにしても議運でも協議されたとは思いますが、今の手法で措置できるという判断をされたと思うんです。しかし、今の議運委員長の答弁の本質は補正予算に間に合わなかったということは、補正の予算措置がされていないということをお認めの上で、条例改正だけを承認、さっきの話とつながるわけだけでも、予算計上に間に合わなかったということは、くどい話する必要はないんですけど、予算措置がなされていないというお認めになっているわけだ。その上で、予算流用でやるということは、私は議会として予算審議を預かる立場からすれば、問題があるのではないかとこの考えです。

そのことについては、前段の全協でもそこまでは議論しなかったという経過がありますので、経過は経過として、あるいは今の議運委員長の説明も分かりますけれども、私は方法があったのではないかとこの考えですけど、予算に計上されていないということをお認めの上で、それは科目流用で措置をするという判断の上で提案されたということですね。

そのことについては、議会としては適正な判断ではないのではないかと私は思います。お答えする部分があればお願いいたします。

○**議長（吉田数博君）** 暫時休議をいたします。

（午後 2時04分）

○**議長（吉田数博君）** 再開いたします。

（午後 2時05分）

○**議長（吉田数博君）** 議会運営委員会委員長。

○**議会運営委員会委員長（泉田重章君）** それでは、お答えいたします。

先ほど、私の提案理由の中にも述べてあるとおり、今日付で町長等の給与等支払いに関する条例の一部改正がおったということで

す。今、打ち合わせをいただきましたが、今日付でこの予算については流用してありますので、今日付で、ですからこの流用は今まで先ほど私が説明したとおり、例年にこのような人事院勧告の流れの中でこういう措置をした事例がありますので、この流用については正当なものだと私らは考えて議運で決定いたしました。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場績君。

○15番（馬場 績君） 流用が正当な措置だということは、私はそれは次善の策としてそういう予算措置をとることもあり得ると思いますけれども、人事院勧告というはっきりした方針のもとに執行部においては条例改正、あるいはそれに伴う予算措置がなされていると。従って、最終的に議会の分としてどうするかは、その議案の採決に関わるわけですが、議案の流用が正当だということで今回の人勧に基づく議員報酬の、あるいは期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正をこのまま採決するということは、正当性がないと私は判断をいたします。

従って、この議案についてははっきりと異論を申し上げておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第4、発議第4号 土壌の核種分析を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、平本佳司君。

[5番 平本佳司君登壇]

○5番（平本佳司君） 発議第4号 土壤の核種分析を求める意見書（案）について、提案理由の説明をさせていただきます。

本発議案は、町内全域において放射性物質の土壤分析実施及び公表を求める意見書であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これより、発議第4号 土壤の核種分析を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、発議第5号 「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

13番、紺野榮重君。

[13番 紺野榮重君登壇]

○13番（紺野榮重君） 事務局長朗読のとおりであります。

各議員の賛同よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第5号「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書(案)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第6、発議第6号 東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方と東京電力福島第二原発の廃炉を求める意見書(案)を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長(吉田数博君) 提出者から提案理由の説明を求めます。

15番、馬場績君。

[15番 馬場 績君登壇]

○15番(馬場 績君) 発議第6号について、提案理由の説明をいたします。

意見書(案)に書かれているとおりでありますので、あえて再度の提案理由の説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、我が浪江町議会は原発避難のその年平成23年12月21日に東京電力福島原発の廃炉を求める決議を採択しております。

その後、県内59市町村はもちろん、県議会も含めて、県知事も含めて浪江町長も含めて文字どおり町民、県民総意のもとで原発廃炉を求めてきたわけでありましてけれども、今なお国は東電の判断だと、事業者の判断だと。

それから、東電は国のエネルギー政策によるということ、お互い無責任な答弁に終始していると。そういう中で、今回こういう事態が発生いたしました。我々町民としては、怒りを持って東電の今回の事態に対する対処、あるいは原因を左右する国、東電の第二原発の廃炉に対して明確にノーの声を上げなければならないと。それは、我々議会の責任でもあると思っております。

そこで、今回の意見書(案)を提案いたしましたので、どうぞ同僚議員のご賛同を心からお願いいたします。

○議長(吉田数博君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより発議第6号 東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方と東京電力福島第二原発の廃炉を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） ここで資料配付のため暫時休議をします。
（午後 2時25分）

○議長（吉田数博君） 再開します。
（午後 2時26分）

○議長（吉田数博君） お諮りします。
お手元に配付のとおり発議第7号 東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方に対する抗議と東京電力福島第二原発の廃炉決断を求める決議（案）及び発議第8号 原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書（案）を日程に追加し、それぞれ追加日程第3、追加日程第4として、ただちにこれを議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、発議第7号 東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方に対する抗議と東京電力福島第二原発の廃炉決断を求める決議（案）及び発議第8号 原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書（案）を日程に追加し、それぞれ追加日程第3、追加日程第4として、ただちにこれを議題とすることに決定しました。

○議長（吉田数博君） 議案配付のため暫時休議をします。
（午後 2時27分）

○議長（吉田数博君） 再開します。

（午後 2時28分）

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 追加日程第3、発議第7号 東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方に対する抗議と東京電力福島第二原発の廃炉決断を求める決議（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

15番、馬場績君。

[15番 馬場 績君登壇]

○15番（馬場 績君） 東電に対する抗議並びに廃炉決断を求める決議案の提案の中身については、今事務局長が朗読したとおりであります。

さらに、補足して提案理由を申し上げれば、一体全体東電の原発の危機管理というのはどうなっているんだということを、あえて申し上げなければならない。これは、今日福島民報の2面の新聞コピーです。ここには、東電が第一原発で新たな法令違反が3件発見されたという報道でありますけれども、中身として構内に設置した車両整備用の空気タンク4tユニック車排泄物処理施設部の点検不備、労働安全衛生法に基づき年1回の定期点検や月1回の簡易点検が義務づけられていたけれども、それを実施していないと、繰り返しこういうことをやっている。原発の危険は、ほかの化学工場の危険とは全く違ふと、そういう意識、認識が欠如している、そこから、繰り返し様々なトラブルが発生しているのではないかと。

改めて、安全対策に対する不備、情報開示の不備に対して当議会として抗議をすると同時に、事業者として廃炉を明確に決断すべきだということを浪江議会として内外に宣言すべきだと、こういう立場から決議案を提案したところであります。

同僚議員の賛同も既にいただいておりますけれども、本議会で満場一致で採決されることを心からお願いいたしまして私の提案理由にしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより発議第7号 東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方に対する抗議と東京電力福島第二原発の廃炉決断を求める決議（案）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 追加日程第4、発議第8号 原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書（案）を議題とします。
事務局長に朗読をさせます。
[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提出者から提案理由の説明を求めます。
14番、三瓶宝次君。
[14番 三瓶宝次君登壇]

○14番（三瓶宝次君） 発議第8号 原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書（案）については、ただいま事務局長が朗読のとおりであります。
議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより発議第8号 原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書（案）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

ここで15番、馬場績君より発言の訂正を求めておりますので、これを許可いたします。

15番、馬場績君。

○15番（馬場 績君） 発委第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する議案の討論のところで、一部誤って発言をしましたので訂正をさせていただきます。

誤った部分は、議会費の流用と発言すべきところを議案の流用と発言したと議運委員長からご指摘ありましたので、お詫びして訂正をさせていただきます。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（吉田数博君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び各特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

申し出のとおり閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。以上で、今期定例会に付された事件はすべて終了しました。

◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月6日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただき、追加議案を含め、提案いたしました全ての議案についてご賛同をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行及び避難町民支援に十分生かしてまいりたいと考えております。

さて、去る12日に、国より「浪江町の復興・再生に向けた取り組

みについて」議会全員協議会での説明がなされ、1月下旬にも住民懇談会を開催し、町民のご意見を伺いたいとの国の考えが示されました。

住民懇談会の開催につきましては、避難指示解除への重要なステップの一つと考えており、懇談会での町民の皆様からのご意見・ご提言を踏まえ、さらには今後予定される避難指示解除に関する有識者検証委員会フォローアップ会合の報告書を始め、除染検証委員会の報告書などを精査し、議会の意見も伺いながら、最終的な解除の時期を判断してまいりたいと考えております。

いよいよ来年度からは復興計画で位置づける「本格復興期」となっており、除染の加速化、インフラ復旧、生活基盤の整備など、壊れたものを元に戻す作業から、町民同士の交流する機会を増やす取り組みなど、離ればなれとなった町民をつなぎ直す「絆の再生」へとシフトしてまいります。浪江町に戻れる方、戻れない方、それぞれの立場を尊重し、皆様が納得するような町の絵姿を具体的に示してまいりたいと考えております。

今後とも、町民の皆様を始め、人とのつながりを大事にし、信頼関係を築きながら町の創建を目指してまいります。併せて町民の皆様が安心して生活ができるよう、生活再建・生活支援を引き続き推進してまいりますので、議員各位にはこれまで同様、ご指導・ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、年の瀬を避難先で迎えようとしていることは極めて残念ではありますが、皆様におかれましては、健康に十分留意されまして、新年を迎えられますようお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年12月浪江町議会定例会を閉会といたします。

（午後 2時46分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 馬 場 績

署名議員 渡 邊 泰 彦

署名議員 佐 々 木 勇 治